

日本オリエント学会だより

1) 第61回大会

2) 学会奨励賞

3) 作文コンクール

4) 会員消息

1) 第61回大会

期 日：2019年10月12日（土）～13日（日）

会 場：明治大学駿河台キャンパス

担 当：第61回大会実行委員会

委員長：江川ひかり

委 員：奥美穂子、瀧口美香、平野豊、横田貴之、吉田達矢

上記の大会は、台風19号の影響により、すべて中止されました。大会初日に予定されていた第324回公開講演会、第41回日本オリエント学会奨励賞授賞式、懇親会は11月23日に日を改めて行われました。

以下、第324回公開講演会の内容と、研究発表を予定していた方々の氏名・題目と発表概要を掲載します。

第324回公開講演会

期 日：2019年11月23日 14:00～17:00

会 場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー1階1011教室

テーマ：「知の集積と伝達：イスラーム文化の一側面」

第一講演者：後藤裕加子（関西学院大学）

「ペルシア語文化圏の写本制作と宮廷図書館：サファヴィー朝を中心に」

第二講演者：永田雄三（東洋文庫）

「オスマン帝国近世のアナトリアにおける地方名士の写本収集と図書館の建設：地域社会振興の一環として」

コメント：近藤信彰（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）

参加者：77名

公開講演1 要旨

ペルシア語文化圏の写本制作と宮廷図書館：サファヴィー朝を中心に

後藤 裕加子

アラビア語の神聖さを尊ぶイスラーム世界では、印刷術は19世紀まで普及せず、様々な書体で手書きされた写本が連綿と制作された。特にイラン高原を中心とするペルシア語文化圏では、モンゴル系のイル・ハーン朝（1258-1335年）以降、遊牧系王朝の支配者や有力者の支援のもとで豪華な挿絵や装飾が施された写本が数多く制作され、比類ない写本芸術の発達が見られた。

西アジアのイスラーム世界では、アッバース朝（750-1258年）時代に王朝の繁栄にともなう学問や技術が発達した。中国から製紙法が伝わると、それまで書写材料として使われていたパピルス紙や獣皮紙に比べて安価で改ざんが難しい紙が普及し、文書行政を基本とする中央集権化を支えるとともに、書物の制作と流通を促した。首都のバグダードには「知恵の館」と呼ばれた学術機関があったが、支配者や有力者も私設の図書館を持ち、商業地区のカルフ地区には100軒もの書店が並ぶ書店街があったという。ただしアッバース朝滅亡後は、主要都市に書籍業者や書店の存在は確認できるものの、叙述史料に残された記述が限られるため、一般社会における書物

の制作・出版・流通の状況はほとんど不明である。主な写本制作の拠点として知られるのは、学術書が制作された高等宗教学校（マドラサ）と主に世俗の書が制作された宮廷図書館の二つである。

アッバース朝を滅亡させた後にイラン高原を支配の中心地に定めたイル・ハーン朝は、ガザン・ハーン（在位1295–1304年）のイスラーム改宗にともなってイスラーム文化やペルシア文化への関心を高めることになった。モンゴル人の支配者たちはイスラームの正当な支配者として積極的にイスラームの学問や文化を支援するようになり、結果としてイル・ハーン朝のもとで繊細な装飾が施された大型コーランや挿絵入りの写本の制作が増加した。そもそもモンゴル人は外来の新改宗者ゆえにイスラーム文化やペルシア文化の基礎知識が乏しく、このことがイスラームでは本来推奨されない生物描写をふんだんに取り入れた挿絵入り写本の制作に繋がったとされる。挿絵が入る写本は世俗の書物に限られ、主なジャンルは二つに分かれる。ひとつは宰相ラシード・アッディーン（1318年没）が編纂した『集史』に代表される歴史書、もうひとつはフィルドゥーシー（1025年没）が作詩した古代ペルシアの英雄叙事詩『王書』に代表される文学書である。

イル・ハーン朝滅亡以後もペルシア語文化圏やその周辺地域では遊牧系の諸王朝の支配者・有力者の支援のもとで豪華な挿絵入り写本の制作が続けられた。特に中央アジアから興り、一時期イラン高原も併合したティムール朝（1370–1507年）は、イル・ハーン朝を継いでイラン北西部を支配したジャラーイル朝（1336–1411年）の宮廷で写本制作に携わった書家や画家を迎え、ペルシア語文化圏における写本芸術の隆盛期を実現した。ヘラートをはじめとする各地の地方宮廷では、写本制作工房を兼ねた宮廷図書館（*kitāb-khāna*）が置かれ、書家、画家（*naqqāshān*）、文様画家（*mudhahhibān*）、製本職人（*saḥḥāfān*）などの職人が総合芸術としての写本制作に携わった。写本の装丁や装飾デザインは建築や工芸品のデザインの下絵にも利用された。

それまでイスラーム世界では書家に比べて画家の地位は低く、その名が伝わることはなかったが、この頃には画家や文様画家の芸術家としての地位が上昇し、彼らの署名が作品に残り、その活動を記録する画論や列伝が著されるようになった。ティムール朝時代末期のヘラート派の代表画家ビフザード（1535/6年没）は、代表作「ユースフとズライハー」にみられるように、確かな画力や巧みな空間構成、繊細な色使いで近代以前のイスラーム世界に並ぶ者のない巨匠であるだけでなく、ティムール朝に続く王朝の写本芸術の発展にも大きく貢献した。

1501年にアク・コユンル朝（1378–1508年）の首都タブリーズに入城してイラン高原を統一したサファヴィー朝（1501–1722年）は、まもなくティムール朝領のヘラートも占領し、ジャラーイル朝以来イラン北西部で発展してきたトゥルクメン派とヘラート派の両方のペルシア写本芸術の伝統を継承・統合した。第2代シャー・タフマースプ1世（在位1524–76年）は、王子時代をヘラートで過ごしたために絵画芸術への造詣が深かった。彼の長期にわたる安定した統治時代には、首都タブリーズの王宮図書館や、弟でヘラート知事を務めたバフラーーム・ミールザー（1549年没）、その息子で同じくホラーサーンのマシュハド知事となったスルタン・イブラーヒーム・ミールザー（1577年没）ら王族の宮廷図書館で今日まで伝わる豪華な挿絵付き写本が制作された。

サファヴィー朝時代の宮廷図書館（*kitāb-khāna-yi humāyūn*）は王宮庭園のなかに設けられ、主要な業務は写本の収集と保管、および写本の制作であった。組織は図書館長をトップに、芸術家や職人がゆるく束ねられていた。首都がイスファハーンに遷ったサファヴィー朝後期には図書館は王宮の工房（*kār-khāna*）に属し、図書館と画家工房（*naqqāsh-khāna*）に分化したことがわかっている。制作された写本には学術書もあったが、中心となったのはやはり文学書や歴史書だったようである。サファヴィー朝では数多くの年代記が執筆された。これらの年代記のほとんどは、王朝に仕えた書記官僚が王族の命を受けて執筆するか、王族に献呈したもので、執筆に際しては宮廷図書館の蔵書を利用したものと考えられる。宮廷図書館における写本の制作は王朝の栄華を伝え、王権を正統化する手段のひとつであったといえよう。

タフマースプ1世の即位に前後して、その初代図書館長に就任したのがヘラート派の画家ビフザードであった。彼はタフマースプ1世の命で1537年頃まで10年以上の月日をかけて制作された2巻本の『王書』の制作を統括したと考えられている。この『王書』の制作は15名の画家、2名の書家や文様画家、装丁職人などの芸術家がかかわっ

た一大芸術事業で、ヘラート派とトゥルクメン派を統合したサファヴィー朝様式のペルシア絵画の誕生を促した。タフマースプ1世が宗教への帰依を深めるに従って芸術への関心を失うと、全部で759葉、挿絵258枚からなるこの豪華本『王書』も1568年頃にオスマン朝のスルタン・セリム2世（在位1566-74年）に惜しみなく贈呈されてしまった。タフマースプ1世にかわる芸術家の支援者は、甥のスルタン・イブラーヒーム・ミールザーであった。神秘主義詩人ジャーミー（1492年没）の作品集の豪華本『七つの王座（*Haft Aurang*）』は、彼が1556年に書家5名に制作を依頼し、9年をかけて完成された。挿絵は29葉と少ないが、染色された美しい料紙の欄外には金泥で動植物の文様が施され、作品ごとに変えられた段組みや装飾に、自らも詩を詠んだ依頼者スルタン・イブラーヒーム・ミールザーの嗜好や審美眼の確かさがうかがえる。『七つの王座』には欄外に蔵書印が押してあるページが散見される。この蔵書印は、この写本が第5代アッパース1世（在位1588-1629年）によってアルダビールのサフィー廟にワクフ寄進されたことを示す。ただし『七つの王座』はまもなくサフィー廟の所蔵から離れ、ムガル帝国（1526-1858年）の第5代シャー・ジャハーン（在位1628-58年）の所蔵に移っている。

サファヴィー朝の宮廷図書館は、公的な図書館というよりは私的な図書館としての傾向が強く、時の支配者次第で人員・蔵書ともに頻繁に移動したことが指摘されている。蔵書の移動理由としては、例示したタフマースプ1世の『王書』やスルタン・イブラーヒーム・ミールザーの『七つの王座』のように、まず外交の贈答品としての寄贈が挙げられる。寄贈された豪華写本はオスマン朝の美術やムガル朝の美術など、近隣王朝の宮廷図書館工房における写本芸術や工芸の発展に寄与した。外交以外の寄贈例としては、宗教施設への寄贈がある。アッパース1世は1607/8年に図書館のコーランとアラビア語の學術書をマシュハドのレザー廟に、ペルシア語の歴史書や詩撰などを中国陶器とともにアルダビールのサフィー廟に寄贈した。『七つの王座』の蔵書印はこのときに押されたものである。宮廷で制作された豪華写本はしばしば収奪の対象にもなった。スルタン・イブラーヒーム・ミールザーが第3代のシャー・イスマーイール2世（在位1576-78年）に殺害されたとき、夫の蔵書がイスマーイール2世に奪われることを恐れた妻のガウハル・スルタン・ハヌム王女はその蔵書に水をかけて破壊した。オスマン朝やロシアがサファヴィー朝領に進攻したときには、タブリーズの宮廷図書館やサフィー廟の蔵書が奪い去られている。

芸術活動には支配者や有力者などパトロンの支援が不可欠なため、支援が途絶したときなどには画家や書家はあらたな支援者を求めて移動した。サファヴィー朝宮廷に亡命したムガル朝の第2代フマール・ユーン（在位1530-40, 1555-56年）がインドに帰還したときに、タフマースプの『王書』制作に携わった画家や書家たちが同行したことはよく知られている。政変や戦禍がしばしば芸術家に移動を強いたことは、ビフザードの例をみるまでもない。

サファヴィー朝の宮廷図書館は書籍の制作・所蔵の拠点となって王権の正統性を誇示する手段となるとともに、人員や蔵書の移動によって国境を越えて学問や芸術の普及を促進する役割を担ったといえるだろう。

参考文献

- Camby, S. 2014: *The Shahnama of Shah Tahmasp: The Persian Book of Kings*, The Metropolitan Museum of Art, New York.
- Simpson, M. S. 1997: *Sultan Ibrahim Mirza's Haft Awrang*, Freer Gallery of Art & Yale University, Washington D. C.
- 小杉泰・林佳世子（編）2014：『イスラーム 書物の歴史』名古屋大学出版会。

公開講演2 要旨

オスマン帝国近世のアナトリアにおける地方名士の写本収集と図書館の建設：地域社会振興の一環として

永田 雄三

本報告では、オスマン帝国近世後期の西アナトリア・サルハン県に勃興したカラオスマンオウル家の「遺産目

録」および「ワクフ文書」の分析を中心に、この地方に集積された写本がいかにして同家の建設した図書館を通じて現代に伝達されたかについてお話した。

はじめに：最初にこの一族の主だった人々について。まず、サルハン県東部の山村、ヤヤ村で農業を営み、かつ多数のラクダによる輸送業にも携わっていたカラ・オスマン（1706年没）が一族の名祖である。ヤヤとは、主にトルコ系遊牧民から組織された歩兵軍団の名前であることから、一族の起源がこの村に定住した遊牧民出自である可能性がある。

サファヴィー朝との戦役に兵士や糧食を供給するなどの功績により、1743年にサルハン県の代官（mütesellim）に任命されたハジ・ムスタファ・アガ（1755年没）が、アーヤーン（地方名士）としての一族の事実上の始祖である。

一族最盛期の当主であるハジ・ヒュセイン・アガ（1816年没）は、若いころは、ムラト3世が1586年に作らせたモスクに付随するマドラサの教授を務めたウラマーであったため、「エフェンディ」と呼ばれていたが、1793年にトプカプ宮殿の「門衛長官kapıcıbaşı」の資格を与えられたため、以後「アガ」と呼ばれるようになった。1796年から1816年までの20年間、サルハン県の代官を務め、かつ、この間に南隣のアイドゥン県の代官(muhassıl)をも兼ねて、一族の影響力をエーゲ海沿岸地域一体に拡大した。かれは、自分の財産の一部を寄進したワクフ文書を作成するにあたって、この県内にあるマドラサに教授として任命される人物の資格について厳しい学問的条件を付けている。たとえば、モスクでの礼拝を終えた後、ビルギビーの名で知られるイスラーム法学者の著作を教授する人物に良い給料を支払うことという条件をつけている。この人物は、スレイマン1世のシャイフルイスラームとして絶大な影響力をふるったエブッスウード・エフェンディが、現金をワクフ財源として、そこから生ずる利子を運用することを「合法である」と認めたことに対して、これを手厳しく批判したことで有名な人物である。このほかにも、ヒュセイン・アガは国際法に詳しい知識人であり、かつ優れた行政官であった。

1854年にイェルサレム州知事として死去したヤクブ・パシャ（1854年没）も、1826年にトプカプ宮殿の門衛長官の資格を与えられて「アガ」と呼ばれていたが、1830年に大臣に昇格すると、以後「パシャ」と呼ばれている。彼のこのキャリアは、アーヤーンというよりは、むしろ近代国家の官僚としての側面を示している。

ヤクブ・カドリ・カラオスマンオウル（1889-1974）がこの一族の中で最も有名な人。彼は、エジプトのカイロにあるイブラーヒム・パシャ（ムハンマド・アリーの子）の城にいたカラオスマンオウル家の女性と結婚したカドリ・ベイの息子としてカイロで生まれた人で、いわば外戚に当たる。トルコ共和国初期に外交官としてアタテュルクの体制を支えた一人であると同時に、平易な文体で大都市の住民とアナトリアの住民とのあいだの文化的格差などの社会的テーマを取り上げて、「現代トルコ文学の始祖」という評価を受けた優れた小説家である。

経済学者のアティッラ・カラオスマンオウル（2013年没）は、1974年に中道左派を標榜したビュレント・エジェヴィト政権の経済顧問を務めたが、のちにアメリカへわたって世界銀行の副頭取にまで上りつめた人物である。

以上のカラオスマンオウル家の歴史は、アーヤーンの多くはマフムト2世の強引な弾圧政策によって没落したと言われているにもかかわらず、近代、そして現代にいたるまで、アーヤーン一族がなお、影響力を保持している例である。

1) “知の集積”としての写本収集に関しては、ムスタファ・アガが17点、3男のプラト・メフメト・アガ（1806年没）が81点、ヒュセイン・アガが3点、アリー・アガ（1836?年没）が21点、合計122点が知られている。参考文献（2）に収録された小笠原弘幸氏および林佳世子氏の論文と照らし合わせてみると、17世紀から18世紀初頭にかけて、地方名士の間に写本を収集する風潮が広まり、「本の所有者が事実上、ウラマーに独占されていた状況はこのころから変化しはじめている」（林）という。カラオスマンオウル家の場合も、マドラサの教材としてのイスラーム諸学の写本のほかにも、文学書・歴史書・日誌などを収集しているのを見ると、当時の一般的傾向と対応していることが分かる。ただし、カラオスマンオウル家が本拠地としていた都市マニサ（古名マグネシア）は、1410-1595年の間、“皇子の県”と呼ばれたサルハン県の主都であったことが大きな意味を持っている。つまり、

マニサには、皇子たちを取り囲んでいた多くの詩人、文人、学者たちが著した多数の写本や、サファヴィー朝やマムルーク朝、あるいは帝国各地から皇子のために寄贈された写本がたくさん存在したことを念頭に入れておく必要がある。

2) “知の伝達”のための図書館の建設: マニサ郡(カザー)の「イスラーム法廷台帳」に残された一族の「遺産目録」とアンカラのワクフ総局所蔵のワクフ文書によれば、一族が建てた図書館は、合計4軒が確かめられる。まず、ムスタファ・アガがヤヤ村に(年代不詳)、かれの孫であるハジ・オスマン・アガがマニサ市内の古いモスクの境内に(1789年)、プラト・メフメト・アガの息子であるエユブ・アガがチャシュニギル・モスクの境内に(1831年)図書館を建てている。「チャシュニギル」とは、皇子の宮殿の食卓係であった人物の役職名で、由緒のあるモスクとして知られている。最も重要なのは、ヒュセイン・アガの図書館建設である。かれは、1806年にスルタンに送った一通の手紙で、マニサのムラト3世モスクにある本の手入れが悪いために傷んでいること、町には学問を志す学生が多いのに一つも図書館がないことを知らせて、このモスクの境内に自分の金で石造りの堅牢な図書館を建造する許可を申請し、許可を得ている。この図書館はムラト3世の名をとって、「ムラディエ図書館」と呼ばれることになる。マニサのある郷土史家は、図書館の建設が終わったのち、ヒュセインによって1,000冊近い本が調達されて開館したことが、マニサの町の人々の間でうわさされていたと述べている。これが単なるうわさではないことは我々の史料が示している。このムラディエ図書館は、トルコ共和国が成立する1923年まで一族の手で管理され、この年に共和国文部省の管轄下に置かれたが、1945年に現在のマニサ県立国民図書館に蔵書は移管された。この図書館のホームページによれば、図書館の蔵書の基礎は、チャシュニギル図書館とムラディエ図書館の蔵書、および県内各地から取り寄せた本からなっているという。つまり、カラオスマンオウル家の人々の収集した写本や“皇子の県”時代の豊かな写本文化が、一族が建設した二つの図書館によって今日にまで“伝達”されたのである。ちなみに、この図書館は、トルコでも良質の写本を所蔵している図書館として知られている。

3) スルタンによる度重なる財産没収にもかかわらず、この一族が現代にいたるまで命脈を保ち、写本という文化遺産を伝達・継承するのに成功する要因となったワクフ制度に言及した。私の手許には一族の成員による17点のワクフ文書がある。それらによれば、一族は、モスク(6軒)、マドラサ(12軒)、スビヤン(初等学校、1軒)、図書館(1軒)、給水施設(47箇所)、道路・橋(県内各地に多数)などの「ワクフ施設」を建設し、それらの維持・運営のための財源として、500点以上にのぼる家屋・各種店舗・隊商宿・果樹園などの財産から得られる賃貸料収入を「ワクフ物件」として寄進している。それは、スルタンによる度重なる財産没収にもかかわらず、財産を子孫に残すためである。実際、財産没収をめぐる中央政府とカラオスマンオウル家とのやり取りに関する史料を読むと、中央政府の側は、例えば、「カラオスマンオウル家は昔からスルタン陛下の忠実なクル(「奴隸」)であり云々」といった表現が見られる。このことから、近世以前の「スルタンとその「奴隸」身分の臣下」という家産的国家観がいまだに残っていることが読み取れる。これに対して、カラオスマンオウル家の側では、「一度「神」の名において寄進された財産は、何人も(そのように史料に書かれてはいないが、私が付度すれば)、つまり、「スルタン陛下といえども」、これを没収したり、売却することはできない」と述べて、イスラームの名にかけて抵抗したのである。

こうしたタイプのワクフは18世紀におこなわれたワクフの75パーセントを占める「家族ワクフ」と呼ばれるが、ワクフ施設の維持のために寄進されたワクフ物件のうち、施設の維持費として実際に使われたのは、その一部で、私の手許にある唯一の史料によれば、約24パーセントであり、残りは子孫に分配されている。これを差配するのが、ワクフ施設及びワクフ物件の総合管理者「ムタワッリー」である。共和国時代になって、ワクフは国家管理のもとに置かれたが、その収入の一部はなお、一族の手にゆだねられているとみえて、例えば、1999年に一族の中に何人かいる「ムタワッリー」の代表選出のために会議が開かれている。

オスマン王家は、イスタンブール以外の地にはほとんど何のワクフ施設も作らなかったから、宗教・教育・公共事業を担うのは、地方の有力者、すなわちアーヤーンの役目であったとすれば、かれらは、徴税請負やチフトリ

キ（大農場）経営によって得た利益をワクフ施設の建設という形で地域のインフラを整備することによって、自らの富の一部を地域社会に還元していたと考えることができる。

おわりに：カラオスマンオウル家に限らず、アーヤーンの多くはある段階でトプカプ宮殿の門衛長官の資格を与えられたために「アガ」という武官系の称号で呼ばれていた。このため、アーヤーンには武骨な軍人というイメージがあるだけでなく、さまざまな策を弄して徴税請負権を獲得し、重い税金を取り立てる存在といった負のイメージが付きまとっている。しかし、アーヤーンによる写本の収集、図書館の建設に関する史料を検討すると、そうした既成のイメージとちがって、アーヤーンたちの地域文化を継承する「名望家」という側面が浮かび上がってくる。このことはカラオスマンオウル家だけではない。たとえば、カラオスマンオウル家と肩を並べるアーヤーン一族で、中央アナトリアのヨズガトの町を中心に広く勢力を張ったチャパンオウル家がある。この家系からも、「タンズィマート」時代の典型的な知識人で、トルコ最初の民間新聞『諸情勢の翻訳者』を詩人イブラヒム・シナーズィーとともに発行したことで知られるチャパンオウル・アーギヤーフ・エフェンディ（1885年没）が出ている。

このように、名望家としてイメージすることのできるオスマン帝国のアーヤーンは、世界のいくつかの地域で、同じように近世の段階で台頭してくる地方の有力者、例えば、日本の豪農地主、中国の郷紳、そしてイギリスのジェントリなどと比較検討することによって、オスマン帝国のアーヤーンを世界史の中に位置づけることができるのではないかと考えている。これについては、文献(1)の末尾で取り上げたことがある。

最後に、ワクフ文書から読み取れるさらなるデータとして、カラオスマンオウル家は、こうした文化活動だけでなく、18世紀に中東随一の国際貿易港に発展するイズミルに後背地の産物を商品化するための「隊商宿（ハーン）」を建設するなど、ヨーロッパ商人と深い関係を保ち、また、一族の持つ多数のチフトリキで働くギリシア系正教徒小作人の生活の便宜のために、ベルガマ（古名ベルガモン）など周辺の小都市の開発につとめたように、地域振興に広く貢献していたことを指摘した。

参考文献

- (1) 永田雄三 2009：『前近代トルコの地方名士——カラオスマンオウル家の研究』刀水書房。
- (2) 小杉泰・林佳世子（編著） 2014：『イスラーム書物の歴史』名古屋大学出版会。

研究発表者・題目

第1部会

- | | |
|----------|--|
| 1. 竹野内恵太 | 儀礼的景観の創出とエジプト初期王権の再生産 |
| 2. 南澤 武蔵 | 古王国時代の墓に関する双生児研究からの検討：ニアンクヌムとクヌムホテブの事例 |
| 3. 石崎野々花 | 古代エジプト新王国時代における樹木の分類と名称について |
| 4. 肥後 時尚 | 古代エジプトの『二柱のマアト』の起源について |
| 5. 山崎世理愛 | オブジェクト・フリーズにみるエジプト中王国時代の葬送儀礼と実際の儀礼行為 |
| 6. 矢澤 健 | 称号から見たダハシュール北遺跡の被葬者の社会階層に関する一考察 |
| 7. 河合 望 | 第4次・第5次（2019年）北サッカラ発掘調査概報 |
| 8. 田澤 恵子 | 古代エジプトにおけるマアトの実践：宗教と社会福祉の相互関係をめぐる視点から |
| 9. 米山 由夏 | 古代エジプト、サッカラ地域の墓地利用に関する一考察：末期王朝時代からプトレマイオス朝時代にかけて |

第2部会

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1. 西秋 良宏 | 西アジア旧石器時代にみられる石刃生産の長期的な変化について |
| 2. 渡辺 和子 | メソポタミアの奉納物と奉納文 |
| 3. 細田あや子 | メソポタミアの儀礼における媒介者・媒介物 |

4. 小泉 龍人・小島 均・曾我部雄二
メソポタミア都市形成期の彩文：復元顔料の焼成実験
5. 渡辺千香子 アッシュルバニパル王ライオン狩り浮彫に描かれた異なる狩猟に関する考察
6. 青島忠一郎 アッシュルバニパルの王碑文における発話の役割
7. 山田 雅道 エマルにおける「世話」契約：4者システム再論
8. 企画セッション テーマ「アッシリアの属国と属州：テル・タバンとヤシン・テベの成果から」（企画代表：西山 伸一）
沼本 宏俊 テル・タバン出土，中・新アッシリアの遺構と土器変遷
柴田 大輔・山田 重郎
テル・タバン出土アッシュル・ケタ・レシエル2世の記念碑文とその歴史的背景
西山 伸一 考古学から見たヤシン・テベ：新アッシリア時代の拠点都市と属州支配

第3部会

1. 高橋 寿光 古代エジプト，青色彩文土器の出土場所について
2. 和田浩一郎 編み髪の埋納？：アコリス遺跡の出土資料を考える
3. 山口 雄治・紺谷 亮一・上杉 彰紀・下釜 和也・千本 真生・Fikri Kulakoğlu
中央アナトリアにおける前期青銅器時代土器の変遷とその年代：キュルテベ遺跡出土資料を中心に
4. 山本 孟 ヒッタイト王の神々に対する敬意の表し方
5. 土居 通正 紀元前1200年前後のキプロス島に於ける土器生産の新たな展開
6. 長谷川 奏・徳永 里砂・西本 真一・恵多谷雅弘
サウジアラビア紅海沿岸ハウラー遺跡の立地条件と構造：初期イスラーム時代の港まちの分布調査から
7. 安倍 雅史・上杉 彰紀・西藤 清秀・後藤 健
バハレーン，ワーディー・アッ＝サイル考古学プロジェクト第5次調査の報告
8. 藤澤 綾乃 初期ビザンツ期パレスチナにおける教会堂建築の在り方について：ユダヤ・サマリア地域を中心に
9. 津村眞輝子 北シリアのビザンツ時代の墓の副葬品：ガラス玉に焦点をあてて

第4部会

1. 下山 繁昭 高句麗からもたらされた三本足のカラスの紋章の源流と文化の伝播
2. 田辺 理 ガンダーラの仏教彫刻におけるディオニューソス神図像の受容と特徴
3. 青木 健 エーラーン帝国の宗教：マズダー教，ズルヴァーン主義，ゾロアスター教
4. 新井 雅貴 ヘブライ語聖書における「埋葬地」としての水溜めの性質
5. 関広 尚世 スーダン国立博物館所蔵鉄製品の考古学的・文化財学的意義について
6. 原 将吾 シリア語 Differential Object Marking の地域差について
7. 内記 理 カローシュティー文字の形態変化に関わる考古学的検討：西北インド出土の碑銘資料を中心に
8. 企画セッション テーマ「古代ギリシア・ローマ世界における身振り図像とその形成，変遷，差異のメカニズム：『両手を上げる』身振りを中心に」（企画代表：田中 咲子，司会：長田 年弘）
田中 咲子 エーゲ時代からヘレニズム時代における「両手を上げる」身振りの編年と意味：哀悼と嘆願を中心に
小堀 馨子 ローマ帝政初期から中期における哀悼・祈願の身振りと帝室女性

- 坂田 道生 《ユリウス・テレンティウスのフレスコ画》に関する一考察：身振り表現，図像伝統，神殿と軍隊の関係などから

第5部会

1. 徳永 里砂 初期イスラーム時代ヒジャーズ地方のグラフィティにみられる文面の変遷
2. 榮谷 温子 古典アラビア語文法における「主語」
3. 五十嵐小優粒 自他動詞と形容詞から考えるベルシア語受身の存在の必然性
4. 村上 武則 最古のクルド語文法書『ガルゾーニ文法』の研究
5. 江原 聡子 ハランのサービア教について：『目録の書』と『古代諸民族年代記』を中心に
6. 平野 貴大 初期の十二イマーム派における輪廻思想：人間から動物への変態（maskh）と靈魂の永遠性
7. 井上 貴恵 「陶醉」系スーフイーとその倫理性：シャムセ・タブリーズを中心に
8. 法貴 遊 イブン・スィーナーでつながる脳と経験と文法学
9. 矢口 直英 イスラームにおける医学の定義の伝統：『医学典範』後の展開
10. 相樂 悠太 イブン・アラビーの神秘主義的靈魂論の研究：「魂」(nafs)・「心」(qalb)・「靈」(rūḥ)をめぐる

第6部会

1. 野口 舞子 12世紀のマグリブ・アンダルスにおけるフトバ
2. 大塚 修 ティムール朝歴史編纂事業再考：『ジャアファリーの歴史』を中心に
3. 真殿 琴子 「デヴリーイェ」に関する考察：ニヤーズイー・ムスリーの論考を中心に
4. Khashan Ammar ハナフィー法学派とシャーフィイー法学派におけるワクフ（寄進財産）の基本概念をめぐって：イスラーム経済学から見た考察
5. 岩田 和馬 18世紀オスマン朝イスタンブルにおける同業組合と宿所
6. 成地 草太 1860年代前半のオスマン帝国における移民町形成と地元社会：テクフルダー県サライ郡で新設されたクリム・タタールの町の事例から
7. 矢本 彩 20世紀初頭オスマン帝国における「3月31日事件」への宗教関係者の関与
8. 福永 浩一 近代エジプトにおけるイスラーム主義とキリスト教宣教団体：反宣教運動の言説に関する一考察

ポスター発表

1. 柏木 裕之・山田 綾乃 クフ王第2の船・銅製部品が装着された板状部材の機能同定
2. 矢澤 健・吉村 作治・柏木 裕之・山崎 世理愛
ダハシュール北遺跡シャフト158の出土遺物と利用歴
3. 河合 望・岡田 靖・松島 朝秀・栗本 康司・大山 幹成・大石 岳史・影澤 政孝・Gilan Mahmoud Gamal・Ahmed Abd Rabou Ibrahim・Hanan Mostafa Abd El-Aziz・Mohamed Moustafa Mohamed・Ahmed Tarek Abd El-Aziz・Soraya Muhammed・Hussein Kamal
ツタンカーメン王墓出土の「第2の国王のチャリオット」の復元について
4. 高橋 寿光 エジプト，ダハシュール北遺跡の青色彩文土器
5. 関広 尚世 スーダン国立博物館所蔵鉄製品の形式学的検討

第1部会

1. 儀礼的景観の創出とエジプト初期王権の再生産 竹野内 恵太

初期王朝時代のアビドスに位置する王墓は，沖積平野から2 kmほどのワディを通してアクセスできる。そのワディ入り口の沖積平野近くに葬送周壁と呼ばれる施設が存在する。周壁は歴代の王ごとに造営されたようで，

アビドスに埋葬されなかった王の周壁はないため、王墓と周壁は機能的にセットであると考えられてきた。そのため、周壁内で何らかの祝祭や葬祭を実施したのちに、王墓へ行列・葬列するイベントが想定されている。ただ、こうした行列・葬列に基づく儀式イベントの内容や機能、形成された背景についてはこれまで十分に論じられてこなかった。さらに、第2王朝前半の諸王はサッカラにも自身の墓を造営し、続くカセケムイ治世では周壁も同地に築いたようである。この点について、アビドスの儀礼的景観と行列イベントが第2王朝にはサッカラにも持ち込まれた可能性が指摘されている。一方で、アビドスとサッカラでは王墓や周壁を含むエリア全体の構造が異なるため、王墓や周壁の移動とともにアビドスで創出された習慣も持ち込まれたとは単純に想定できない。

そこで本発表では、王墓・周壁の立地関係や周辺景観、墓地全体の造営プロセスを再構築することで、アビドスとサッカラにおける儀礼空間の構造的差異を析出した。そのうえで、儀式イベントというパフォーマンスがどのような空間でいかに実施されていたのかを明らかにし、特にサッカラにおいて特定のエリアに王墓と周壁が築かれるようになった社会的意義と背景を探った。

まず、第1王朝の王たちはすべてアビドスに王墓を構えた。周壁と墓地、そしてワディの入り口は3点を結ぶと直線上に並んでおり、参列者は参道であるワディを通して、王墓に達し、その終点である断崖の奥へ入っていく象徴的な景観を経験する。なお、カイザーとドライバーが指摘するように、アビドスに埋葬された王と「西の住人」であるジャッカル神とは強い関係性があり、死んだ王自身が王墓の背後にあるワディの断崖に住む西の住人であったと解釈されている。

続く第2王朝前半には王墓が南サッカラに一時的に造営され始める。これに伴い、台地縁辺部に営まれていた高官墓群の選地はアブ・シール・ワディを指向するように西へ広がったことで、参列者はワディを通して高官墓を目にしながらその帰結である王墓まで行列するという流れが作られる。こうした選地変化の背景には、高官墓→王墓という行列のストーリーの中で社会組織・社会階層を再生産することを企図していた可能性が高い。だからこそ南サッカラというそれまで墓地の存在しなかった無縁の地に王墓を築いた。聖地アビドスのワディを指向した儀礼的景観が単純に移植されたわけではなく、サッカラの建造環境の変容とともに、高官墓→王墓という社会階層の再生産に係る行列のストーリーを新しく創出していた。

さらにカセケムイ治世には、アブ・シール・ワディを挟んで葬送周壁を第2王朝前半の諸王墓の対面に造営したことによって、アビドスの周壁→王墓という立地とは異なる高官墓→王墓・周壁という構造を形成した。例えばワディ入り口の西部分などアビドスと同じ立地構造を再現するように周壁を造営することは可能であるが、そうはしなかった。また、カセケムイが周壁を王墓と同じ軸線上に造営したことで、双方が西に沈む日の入りを受けることになる。西方信仰に係る建造環境の中、儀式的参列者はこうした劇場空間を視認・経験する。これが示すように、明確な意図の下で過去の王墓の対面に周壁を建造したのだろう。おそらくカセケムイが分断していた国土の再統一を首都メンフィスで明示するため、第2王朝前半でサッカラに王墓を築いた諸王たちへ由緒付ける形で儀式イベントを実施することが目的であった。行列を中心とした儀式イベントは、王墓・周壁・ワディ(参道)・日の入りを含めた景観を舞台装置化し、メンフィス都市のネクロポリスで新しい権威構造を展開しようとした初期王権のパフォーマンスであった。

こうしたアビドスとサッカラのようにワディの帰結に墓地を造営する習慣は、同時代の他遺跡には認められない。他にこの儀礼的景観と比較可能な遺跡は、ヒエラコンポリスに求めることができる。先王朝時代前半のヒエラコンポリスでは、南西方向へ開口する巨大なワディの奥にエリート墓地(HK6)が造営された。埋葬された人々は後代の王朝文化の基層を形成した支配者層であっただろう。このことから、ワディを介した西方の奥に住まう祖先という象徴性は、アビドス王家に受け継がれ、サッカラの儀礼的景観の基層を形成したと考えられる。

2. 古王国時代の墓に関する双生児研究からの検討：ニアンクヌムとクヌムホテプの事例

南澤 武蔵

古代エジプトにおいて、双子(双生児)や多胎児の記述は神話上の表現として古王国時代からあったものの、

双生児または多胎児を直接的に示す表現は稀であった。古代エジプトの双生児についてまとめたベインズ（John Baines）は、1985年の論考で明確な記述がある例として新王国時代のスティとホルのステラ（奉納碑）をあげている。そして、双子の可能性がある例として古王国時代のニアンクヌムとクヌムホテブについて検討している。

ニアンクヌムとクヌムホテブの墓は、ウナス王のピラミッド参道脇に位置するマスタバ墓で、第5王朝末に年代づけられている。墓における二人の表現から、双生児ではないかとする指摘がなされ、ベインズによる論考を発展させる形で、二人の関係を双子として解釈する研究が重ねられている。一方、2000年代に入ってから二人が最古の同性愛者であったと指摘する論考が増えてきた。それぞれ、マスタバ墓の銘文や図像の表現方法から解釈されているが、決定的な結論が出されるには至っていない。いずれの議論も、双子であるか同性愛者であるのかを明確に示す表現が碑文中にはないため、解釈の域を出ない。

しかし、その解釈には「双子」の在り方に対するイメージが先行しているのではないかと考える。双生児研究の成果にも言及した研究もあるが、基本的には研究者の既存のイメージをもとに資料の解釈が行われている。例えば、ニアンクヌムとクヌムホテブにおいては一卵性双生児としての見方が示されているが、一卵性双生児と二卵性双生児の違いを図像資料から判断することはできない。また、双生児同士の関係性は二人にしかわからないものであり、単純には決められない。こうした点から、「双子」の世界の検討を深めた上で銘文や図像を解釈することが求められる。

本報告者が勤務する東京大学教育学部附属中等教育学校（以下、東大附属）は、1953年度から双生児を募集しており、毎年双生児（または多胎児）の生徒が入学している。そして、教育学の「遺伝」か「環境」かをテーマに双生児の研究が行われている。この東大附属での双生児研究からは、全体としては双生児がお互いのことを中高生時代に限らず、その後も親密に感じ続けていることがわかっている。

興味深いのは婚姻後の関係である。卒業生に対して行われたアンケート調査からは、結婚後、双生児の相方を配偶者とは比べられない存在として認識していることが多いが、双生児間の関係は密になる傾向にある。女性の双生児の方が顕著ではあるが、結婚後も双生児の相方を配偶者と同じぐらいの心理的距離に感じている例が男女ともにある。また、お互いが結婚している場合、男女ともに、双生児それぞれの家庭同士に一体感があるという回答をしている。女性の双生児の記述回答には「一心同体」「心理的にも一体化していた」という回答もあり、成人後もお互いを特別な存在として認識していることがわかる。

東大附属の調査で得られた双生児間のお互いに対する認識を一つの資料として、古代エジプトのニアンクヌムとクヌムホテブの関係を検討すると、家族とともに二人が同じマスタバ墓に描かれる構造は上記のような双生児の家族間関係に当たると考えることができる。饗宴の図でクヌムホテブの妻が削られている事例は男性同士の婚姻願望を示したものとされるが、これは左右対称性を重んじた構図上の問題ではないかと考える。また、ニアンクヌムとクヌムホテブが抱擁する図は、双生児と考える研究から、お互いが相手を自分のカーとしていたという指摘がある。双生児のお互いに対する認識にある「一心同体」は、「自分の一部」としての相手を認識していることに通じ、古代エジプト社会におけるカーの考えに類似する。

これらの点からは、ニアンクヌムとクヌムホテブのマスタバ墓の図像表現は、双生児のお互いの認識からも双生児の墓として考えることが可能だと言うことができる。もちろん、現代の日本社会と古代エジプト社会とでは認識が同じであったとは断定できない。今後とも墓に表現された双生児性について多角的に検討することは必要となる。

3. 古代エジプト新王国時代における樹木の分類と名称について

石崎 野々花

本発表では古代エジプトにおける樹木の利用を明らかにすることを目的に据え、主に新王国時代の文字資料から樹種の名称分類について再検討する。古代エジプト人が樹木をどのように分類していたのかを知ることは、考古資料を評価する上でも重要であり基礎的な研究のひとつであると言える。

樹木の名称分類は、19世紀から体系的に研究され始め、現在まで議論されている問題である。とくに、メルウ (mrw) やアシュ (ash), ウアン (wan) といった東地中海地域から輸入された木材に関しては研究者間で意見が一致していない。そこで、文字資料に書かれている入手先・用途と樹種の分布・特徴との比較を通して、各単語がもつ意味を再考した。分析では、トトメス3世の年代記やハトシェプストのオベリスクなどの資料を対象とする。

その結果、メルウはジャクシン属の2種 (*Juniperus excelsa* M. Bieb., *Juniperus turbinata* Guss.), アシュはレパノンシーダー (*Cedrus libani* A. Rich.), ウアンはジャクシン属でケードネズの近縁種 (*Juniperus deltoides* R. P. Adams.) を指していると考えられた。いずれも、資料で共伴する地名や用途に対応する分布域や樹高をもつ樹種として限定的である。この分類に基づき、名称分類のあり方と考古資料における利用を比較したところ、古代エジプト人が球果や葉の形態について細かな知識をもち、実際の利用に沿って樹木を分類していたことが明らかになった。

たとえば、メルウとウアンに分けられている樹種は、所謂ジュニパーベリーと呼ばれる液果状の球果をもつ点に共通点がある。いずれの球果も薬用として用いられる例が各地で確認されているが、古代エジプトではウアンに分類される種が薬用として好まれたことが明確になった。考古資料を見てみると、他の2種に比べてウアンにあたる樹種の球果が圧倒的に多く出土しており、文字資料に見られる用途とも一致している。一方で、メルウに分類された樹種は船や棺の材料として利用される例が考古資料で確認されており、これらの樹種は薬用よりも材木としての利用に重きが置かれていたと考えられる。植物分類学上、両者は同じ属に含まれるが、その中でも別のセクションに分類されており、葉や球果の形態がわずかに異なっている。このことは、古代エジプト人が有していた植物に関する詳細な知識の存在を示唆するであろう。

つまり本発表は、これまで不明瞭であった樹木の名称分類に関してひとつの可能性を提示し、古代エジプトにおける樹木の認識および使用について研究を推し進める一助として位置づけられる。

4. 古代エジプトの『二柱のマアト』の起源について

肥後 時尚

古代エジプトのマアトの概念は「宇宙の秩序」や「正義」「真実」等を意味する抽象概念として知られる一方で、これらの概念を司る女神として神格化された。この女神は通常、頭にダチョウの羽根を載せた一柱の女性の姿で描写されるが、エジプト新王国時代以降の「死者の書」をはじめとする一部の資料では、「二柱のマアト」と呼ばれる二柱の女神として現れ、死者の裁判の場面において重要な役割を担う。本来一柱である女神が二柱の女神の姿に変化する事例は古代エジプト宗教においても極めて稀であり、変化の理由やそれぞれの女神の役割に関して研究者によって多様な解釈が示される一方で、依然として最終的な結論には至っていない。また、先行研究の多くは「死者の書」を中心とした新王国時代の史料に依拠する傾向にあり、エジプト中王国時代以前の史料の分析は十分になされていない。そのため、「二柱のマアト」の起源にふれる議論や史料研究は不足している。このような背景を踏まえ、本発表では「二柱のマアト」の起源を探る研究のひとつとして、先行研究で十分に検証されていない中王国時代以前の資料上の「二柱のマアト」の記述に注目した。

「ピラミッド・テキスト」に記された「二柱のマアト」の記述は、呪文第260番、呪文第539番、呪文第627番に確認された。呪文第260番の記述では、二柱のマアトの神としての性格が看取される。その一方で、残る2つの事例は、神ではなく神聖な船として描写されていた。特に、呪文第627番の事例は、太陽神を指す代名詞を伴い「二柱のマアト」を指す *ms'ti* の語が明らかに太陽神の持つ船として記述されていた。

「二柱のマアト」の記述は、王の年代記を記す所謂「パレルモ・ストーン」の裏面にも確認された。ネフェルイルカーラーの治世下の僱事欄には「*ms'ti*の船の建立」(*sh ms'ti*) と呼ばれる記述がなされている。さらに、初期王朝時代の王の治世下の項目に記したパレルモ・ストーンの表面にも *ms'ti* との関連を示す記述を複数確認した。これらの事例にみる祭の文字 (*hb*) と二羽の隼を乗せた一隻の船の記号で示される語句は、これまでの研究にお

いて慣習的に「ソカルの祭」(*hb Skr*)と読まれてきた。しかし、アンテスによって新たな解釈が示されて以降、この語句を下界の神ソカルに関連する「*mꜣꜥti*の船の祭」(*hb mꜣꜥti*)とする解釈が支持されつつある。この点に関して、筆者はこの解釈を支持する新たな事例を「コフィン・テキスト」から提示した。以前の研究において、筆者は中王国時代頃に利用された「コフィン・テキスト」上の「二柱のマアト」の語が「二柱の女神」の側面に加えて、太陽神との関係を示す側面とソカルとの関係を示す側面を併せ持つ可能性を提示した。本発表で検討した「ピラミッド・テキスト」と「パレルモ・ストーン」の*mꜣꜥti*の記述は、この語の持つこれらの3つの側面の存在が古王国時代以前にまで遡ることを示している。

5. オブジェクト・フリーズにみるエジプト中王国時代の葬送儀礼と実際の儀礼行為

山崎 世理愛

古代エジプトでは死者へ食糧を捧げることが重要視され、これまで主に土器や図像資料からその儀礼行為の復元が試みられてきた。しかし、実際には供物儀礼とは食糧だけではなく、食糧以外のモノの供物儀礼も存在した。本発表では、中王国時代の葬送におけるモノの供物儀礼について、思想面と実態の双方に迫った。

食糧以外の供物儀礼について最も具体的に示しているのは、オブジェクト・フリーズと呼ばれる中王国時代の箱型木棺内側に描かれた装飾帯である。そこには、死者に捧げられる物として装身具や杖・武器類などの図像が描かれており、それらの名称や配置場所が記されたラベルが示される場合もあった。オブジェクト・フリーズに描かれた供物は大きく2種類に分けられ、中でも古王国時代のピラミッド・テキストに由来する「王族の供物儀礼 (royal object ritual)」に属する複数種類の杖、殻竿、武器類、ビーズエブロン等は、死者とオシリス神との同一視において必要とされたアイテムであった（以降ではこれらを一括して「王権の象徴」と呼称する）。しかし、オブジェクト・フリーズに表された「王権の象徴」の詳細は不明瞭であり、さらなる分析・検討が必要なのである。

オブジェクト・フリーズが確認された木棺を対象に、描かれた「王権の象徴」の組み合わせを見てみると、いずれかの供物が単独で描かれることはなく、基本的にはセットで表現されていた。ただし、そのセット構成は常に固定されているわけではなく、木棺間で差異があることが分かった。また、供物の種類によって描かれる木棺側面に特定の傾向が見られる場合があることが判明した。ベジュアハと呼ばれる屈曲した杖は専ら箱型木棺内の背側面（西側）に描かれた一方、殻竿は主に胸側面（東側）に表されたのである。最後に、ラベルに記された内容と供物の対応関係について検討した。ラベルには、「彼の右腕に殻竿」、「彼の左腕に杖」、「彼の手の届く範囲に2本の弓」などが見られ、具体的な配置場所が示される場合があることが分かる。いずれも被葬者のごく近くが示されるという点では共通しているものの、供物の種類によって特定の配置場所が記されているというわけではなかった。ラベルに記された配置場所と供物の種類には特に強い結び付きはないのである。オブジェクト・フリーズに表された「王族の供物儀礼」は、「王権の象徴」をセットで被葬者自体や周辺に捧げることに意味のある行為であったと言える。

オブジェクト・フリーズの表現を踏まえ、続いて実際の墓におけるそれらの副葬状況を検討した。「王権の象徴」がセットで副葬された例は、主に王族の埋葬に見られる。しかし、その副葬位置を見てみると、木棺内外に分けられ、そこにはオブジェクト・フリーズには示されていない実際の埋葬にのみ適用される規則のようなものがあることが分かった。棺外に配置されるのは特定の杖や武器のみで、ベジュアハと呼ばれる杖、短剣、殻竿、ビーズエブロンは専ら棺内に副葬されたのである。これらはオシリス神の衣装としての役割が強く、棺内や被葬者自体に配置することに意味が見出されていたと考えられる。さらに、棺内において杖類や殻竿などの「王権の象徴」は被葬者の左側に配置される傾向がある。例外なのがベジュアハと呼ばれる杖で、他の「王権の象徴」とは異なり被葬者の右側に副葬された。ベジュアハはオブジェクト・フリーズにおいては背側面に描かれたが、実際にもそれを踏襲したような配置である。ただし、オブジェクト・フリーズのラベルには各「王権の象徴」とその配置場所に特定の関係性はなかったということはすでに述べた。ベジュアハとそれ以外の「王権の象徴」が被葬者の身体を中心として対極に配置されるという規則が実際の埋葬にはあったと言える。このような配置状況は、タニ

スにある第3中間期のシェシオンク3世墓に見られる通夜の場面を思い起こさせる。オシリス神となった被葬者に新たな生命が与えられるその場面では、ベッドでうつ伏せになるオシリス神とともに多数の「王権の象徴」が示されており、ベジュアハは他の「王権の象徴」とは対極の位置に表されているのである。

このように、実際の埋葬ではオブジェクト・フリーズにおける表現と合致する点が見られた一方、相違点や現実でのみ適用される規則のようなものが存在したことを指摘した。「王族の供物儀礼」の実態としては、現実に見合った方法且つ現場でオシリス神との同一視のさらなる強化が試みられていたものと考えられる。

6. 称号から見たダハシュール北遺跡の被葬者の社会階層に関する一考察

矢澤 健

ダハシュール北遺跡の中王国時代の墓地は、南東の第12王朝センウセレト3世ピラミッド周辺墓地と、北東の南サッカラにある第13王朝のピラミッド群周辺墓地の近傍に位置し、これらの支配層の墓地とほぼ同時期に造営されたと推測されている。墓の位置関係や出土遺物の内容から見て、ダハシュール北遺跡の被葬者は支配層に次ぐ社会階層の人々によって構成されていた可能性を発表者は過去に指摘した。本発表では、称号の視点からダハシュール北遺跡の被葬者の社会的位置付けについて考察した。

本遺跡で被葬者の称号が判明している埋葬は希少であり、その中で本発表では2008年第14次調査で発見された58号シャフト墓（以下、シャフト58）に焦点を当てた。被葬者名はセンウセレトであり、*nty m srwt*という称号が棺に書かれていた。シャフト58は発表者が過去に発表した墓のサイズ分類ではLargeに属し、この墓地で最大の部類に入る。棺は第12王朝後期以降、出土土器は第12王朝後期から第13王朝初期に年代づけられる。

*nty m srwt*という称号は壁画、棺、スカラベ型印章、ステラ、パピルス文書等で確認されている。特筆すべきは新王国時代のテーベの貴族墓に刻まれた「宰相の役目（The Duties of the Vizier）」と呼ばれる碑文で、原本は中王国時代後期に作られたと推測されている。この碑文によれば、*nty m srwt*は宰相によって任命され、エジプト各地に配属されて4ヶ月毎に宰相に報告する役割が与えられていた。このことは、*nty m srwt*が当時の中央の統治に関与していたことを示している。中王国時代のベニ・ハサンの壁画では、*nty m srwt*が州侯の前に並ぶ地方の廷臣の中に描かれており、地方の行政に関わっていた様子が看取される。また、ラフーンから出土したパピルス文書（UC32055）によると、ラフーンのピラミッド・タウンの一部と考えられるヘテブ・センウセレトにおいて、*nty m srwt*の代理人が財産の相続に関する申し立ての調停を市長とともにに行っており、その役割の重要性を物語っている。また、アビュドスで発見されたデドゥセベクのステラには、彼が「ヘテブ・センウセレトの *nty m srwt*」という称号とともに、朗唱神官や隣接するアヌビス神殿の「秘密を見る者」という称号を持っていたことが記されており、*nty m srwt*の称号を持つ人物が聖職も兼務していた事実を示している。

称号そのものの慣習に着目すると、中王国時代の称号は「職務の称号」と「序列の称号」に分けられるとされている。「序列の称号」は宮廷での地位を示すもので、必ず「職務の称号」の前に記載され、「職務の称号」は通常名前の直前に記載される。「序列の称号」は一部の支配層のみが使用していたもので、シャフト58を含め *nty m srwt*は「序列の称号」を通常持たない。このことは、*nty m srwt*は中央の施政に関わっているとはいえ、「序列の称号」を持つ最上層には属していなかったことを意味する。

「序列の称号」の所有者の墓は、ダハシュールではセンウセレト3世ピラミッド北側の墓地に多く見られる。これらの墓について、W. グライエツキは上部構造の規模から分類しており、「序列の称号」との関係について触れている。最大のグループ1はマスタバの平面規模が約150 m²で被葬者は主に宰相であった。次のグループ2は約30から40 m²で所有者には「序列の称号」を持つ者と持たない者が混在していた。グループ3は約5 m²で「序列の称号」を持っていなかった。地下の構造について補足すると、これらの墓は埋葬室だけでなく前室や副室を持ち、壁には石灰岩による石貼りが施され、石棺が使用されていた。石貼り、石棺は最小のグループ3でも認められた。一方、ダハシュール北遺跡では明確な地上の構造物は見られず、石貼りや石棺も今のところ発見には至っていない。従って規模や質の面で、ダハシュール北遺跡の墓は最大級のものであっても「序列の称号」を持つ墓

には遠く及ばないことが明らかである。

以上から、*nty m srwt*は地域の施政で重要な役割を担っていたが、「序列の称号」を持つほど高位ではないことが、称号の組み合わせや墓の規模・質から明らかにされた。ダハシュール北遺跡の被葬者は、ピラミッド周辺墓地に埋葬された支配層に次ぐ階層であり、統治・施政において支配層と密接に関わっていたとこれまで想定してきたが、それは称号の視点からも裏付けられる。

7. 第4次・第5次（2019年）北サッカラ発掘調査概報

河合 望

古代エジプト新王国時代の北の中心地であったメンフィスの墓地であるサッカラについては、これまで網羅的な調査が実施されてこなかった。サッカラにおいて新王国時代の墓を新たに発見、調査することにより、これまで南の中心地テーベに偏重してきた新王国時代史の再構築が期待される。このような問題意識のもとに、2015年度からサッカラにおける新王国時代の墓をテーマとした調査研究を開始した。踏査、測量、物理探査の結果、北サッカラ台地の東側斜面が、未発見の新王国時代の岩窟墓群が存在する可能性が高いと推定された。2017年に試掘調査（第3次調査）を実施し、付近に近年の撓乱を受けていない新王国時代の遺構が存在することが期待された。

この成果を受けて、2019年2月から3月にかけて実施した第4次調査において、C地区の試掘トレンチの北側にトレンチに平行して約20 mの幅の発掘区の調査を実施した。新たな発掘区の発掘調査では、北端部に露呈した岩盤の直上に石灰岩の壁体が検出され、その約4.5 m下からは壁体にはほぼ直交する垂直の壁体が南北に平行に位置し、その壁体の間に日乾レンガ製のヴォールト天井の一部が確認された。これらは全て埋蔵されている岩窟墓に関連する遺構であると解釈され、特に南北の壁体とヴォールト天井は、岩窟墓の入口部を構成するものと推定された。また、壁体の置かれた岩盤の露頭の東側からは、ローマ支配時代に年代づけられる単純埋葬が3体検出され、その上の層には紀元後1世紀頃のローマ支配時代の土器、テラコッタ像などが集中して出土した。

続いて、2019年7月から9月にかけて第5次調査を実施した。第5次調査では、第4次調査の発掘エリアの北に位置する大量の土砂からなる排土を重機で除去し、その後第4次調査の発掘区の北に新たな発掘区を設け、調査を実施した。排土は、主に英国のW. B. Emeryが北サッカラ台地上の初期王朝時代のマスタバ墓群を発掘した際の排土であることが判明した。この排土の除去後、第4次調査で検出された日乾レンガ製のヴォールト天井の延長線上に紀元後1世紀頃のローマ時代の活動とみられる日乾レンガ遺構が検出された。また周辺から第4次調査で確認されたような単純埋葬が25体検出された。これらの単純埋葬の中にはローマ支配時代のみならずコプト時代とみられるものも含まれていた。

ヴォールト天井の上面を発掘したところ、ローマ支配時代の日乾レンガ遺構と接続することが判明し、日乾レンガ遺構は、ヴォールト天井の一部を破壊し、再利用したものであることが判明した。そして、さらに掘り下げたところ、ヴォールト天井は岩窟墓の入口に繋がる下降階段の屋根であることが明らかとなった。ヴォールト天井を持つ下降階段には複数の日乾レンガの封鎖壁がみられた。ただし、天井まで埋め尽くされてはおらず、天井に近い部分は黄色砂層が堆積していた。まず、黄色砂層の部分を除去すると奥に、良質の石灰岩製の軒蛇腹があり、その上部に岩盤に穿った壁龕に置かれた石灰岩製のステラが検出された。ステラは、有翼日輪の下に右からアヌビス神、トト神、ソカル神の図像が彫られていたが、その下には2行のギリシア文字が刻されていた。1行目には「フィアモンの息子、メラネオス」という人物名が記され、2行目に神の「召使」という称号が記されていた。このステラの前には、イシス・アフロディーテ像とみられるテラコッタ像5体の破片、ローマン・ランプ、ミニチュア土器などが置かれており、祭祀活動の痕跡であると判断された。さらに下層を掘り進めると、軒蛇腹の下で棺と門口が検出され、門口は日乾レンガで完全に封鎖されていた。つまり、岩窟墓は手付かずの状態で見えられた。また、門口の前には原位置で対になって置かれたライオン像2体が検出された。

日乾レンガの封鎖壁を開け、内部に進入すると、奥行約15 m、幅約2.5 mの通廊があり、北壁に3つの付属室、

南壁に2つの側室が穿たれていた。通廊および側室には、計数十体の人骨とミイラが葬られていた。これらのうちのいくつかは木棺の内部に埋葬されていた。共存する土器、テラコッタ像、ステラの年代から全てローマ支配時代のものとみられた。南北の壁面には幾つか壁画が描かれた部分と石灰岩製のステラが埋め込まれている部分が確認された。ステラは全てグレコ・ローマン様式を示していた。発見された岩窟墓は、サッカラ遺跡で初めて確認された未盗掘のローマ支配時代のカタコンベ（集団地下墓地）である。今後の調査により当該時代の埋葬と来世観が明らかになることが期待される。

8. 古代エジプトにおけるマアトの実践：宗教と社会福祉の相互関係をめぐる視点から

田澤 恵子

本発表では、2017年度－2019年度科学研究費補助金基盤研究B（一般研究）17H02275「古代西アジアにおける宗教と福祉の相互関係をめぐる総合的実証研究」（研究代表者：月本昭男）により実施された比較研究プロジェクト「古代オリエントにおける宗教と福祉の関わり」の一環である「古代エジプトにおける宗教と福祉の関わり」について考察した結果を報告した。

障害者や孤児、寡婦、片親、トランスジェンダーなどの社会的弱者とされる人々の存在や、不妊、流産などは、今日の問題として盛んに医療倫理や現実的な対応策が議論されている。古代オリエントにおいてもそのような人々の存在や問題は確認されているが、当該社会が彼らをどのようにとらえ、対応していたのかを知ることは、現代の我々に多くのことを教示し、今後の社会的取り組みにも何かしらのヒントを与えてくれよう。

古代メソポタミアでは、シュメール神話『エンキとニンマハ』で障害者の存在や不妊・流産の理由や起源が説明されている他、奇形や障害が神々の怒りの印や神々からの天罰と考えられ、イスラエルでは、宗教的に不浄なものとしても捉えられていた。また、ラガシュ第1王朝最後の王ウルイニムギナの『改革碑文』他、ウルナンム法典やハンムラビ法典からは、孤児や寡婦に対する社会の保護システムについて読み取ることができる。

一方、古代エジプトの場合は事情が異なり、古代メソポタミアのように社会的弱者の存在を説明する直接的な記述を神話の中に見出すことは容易ではなく、奇形や障害が神々の怒りの象徴であるとか、神々から下された天罰として恐れられることもなかったとの指摘がなされている。そして、そういう人々を保護する社会的システムや法律の存在を確認することも難しい。また、これまでの研究では、古代エジプトにおいては障害が宗教職や公職就任を妨げるものではなかったものの、一方で障害者への態度を律することを促す（つまり、障害者にとって何かしら不利な状況が存在していた）資料も存在しており、障害者への態度は一様ではなかったことが示唆されている。

以上のような状況において、古代エジプトの社会的弱者への対応がどのようなものであったかを考察する手がかりの一つが、古代エジプト人の死生観・来世観である。ウルナンム法典やハンムラビ法典に相当するような法律の代わりに、古代エジプトでは「マアトの実践」が人々の社会規範となっていた。マアトとは「正義、真実、真理、秩序、正しい行い」などと訳され、社会の秩序を守るために実行すべき規律とされており、古代エジプト人が望む死後の再生・復活のためには、生前このマアトに則って生きること、即ちマアトの実践が必要であった。中王国時代を中心とした地方豪族などの自伝においては、自らを「孤児の父であり、寡婦を助ける者」「飢えている者にパンを与える者」「履物のない者に履物を与える者」「貧しい者に物を与える者」「年老いた者の支えであり、子供たちの養育者であり、貧者の代弁者であり、寒さに震える者たちの暖かい逃げ場所」などと表現している。自分がマアトを遵守し、この世の秩序を維持し、如何に優れた統治者であったかを力説するこれらの文言は、新王国時代の「死者の書」第125章（オシリス裁判）に引き継がれており、「オシリスへの嘆願」と「42の否定告白」に見られる身の潔白を主張する場面では、「孤児の持ち物を奪っていない」「他者を差別しなかった」などといった訴えが続いている。

このように、古代エジプトにおいては、社会的弱者の救済や保護は、自らが死後の再生・復活を果たすために必要不可欠であった「マアトの実践」の一つとして実行されていた可能性が高いことを指摘できよう。古代エジ

プト人にとっての社会的弱者救済や保護は、古代メソポタミアのように法律という形で外から規制されるものではなく、各人の内省的な問題であったと言えるかもしれない。

9. 古代エジプト、サッカラ地域の墓地利用に関する一考察：末期王朝時代からプトレマイオス朝時代にかけて

米山 由夏

古代エジプトにおいて、サッカラ地域は、神聖な場所として人々に認識されており先王朝時代より墓地として利用されてきた。当該地域に埋葬された被葬者は、末期王朝時代以前には王や高官という社会的に地位の高い人々で構成されていた。しかしながら、末期王朝時代以降になると、階層の高い被葬者だけでなく低階層の簡素な埋葬も数多く見られるようになる。さらに言えばプトレマイオス朝時代になると簡素な埋葬しか見られなくなる。本発表では、これまでは限られた地位の人物を中心として埋葬されてきたサッカラ地域に、このように簡素な埋葬が増加した要因と、王朝終末期から非エジプト人によってエジプト国内が支配され始めた時代にどのような墓地が利用されていたのか追求した。

分析の結果、末期王朝時代の初頭は王家に関する称号を持つ人物がウナスのピラミッドの付近に大型のシャフト墓が造営され埋葬されている様子が看取された。また、ウナスのピラミッドや階段ピラミッドからやや離れた場所に簡素な埋葬が見られる。そして、王朝終末期の第30王朝になると、セラペウムの参道付近に墓が造営されるようになる。さらに、プトレマイオス朝時代になると、ジェセルの階段ピラミッド付近やアスビエイオンの付近に簡素な埋葬が確認された。

末期王朝時代は、古王国時代の建造物や人物を信仰する習慣があり、サッカラ地域では特に第26王朝に、ピラミッドやイムホテプの信仰が盛んに行われたと言われている。古王国時代のピラミッド周辺に第26王朝のシャフト墓が集中しているのは、この様な信仰が影響していると考えられる。また、末期王朝時代には、どのような階層の人物でも神々にアクセスできるようになったと言われており、サッカラ地域に低階層の人々の埋葬が増加した要因のひとつとして考えられるであろう。さらに、埋葬場所に関して言えば、称号を持つような高い階層の人物はよりピラミッドに近い場所に、低階層の人物はピラミッドからやや離れた場所に埋葬される傾向も見られ、同じ地域の中で階層によって埋葬場所が異なっていた可能性も示唆できる。第30王朝には、動物信仰が隆起したことを起因としてセラペウムの参道に墓が造営されるようになったと考えられる。プトレマイオス朝時代には簡素な埋葬しか見られなくなるが、第60回大会での発表者の分析結果から簡素な埋葬の中でもある程度の階層差が存在することが明らかになっている。その結果から、より手厚い埋葬はピラミッドの付近に埋葬されており、プトレマイオス朝時代でも末期王朝時代と同様に階層によって埋葬場所が異なるという習慣が続いていたことが明らかとなった。

末期王朝時代からプトレマイオス朝時代は社会全体で見ると、大きな変化があったが、サッカラ地域では、大きな変化はなく古王国時代に対する信仰や動物に対する信仰と共に埋葬習慣も緩やかに変化している様子が見てとれた。動物信仰の隆起の要因のひとつとして、古代エジプト人が外国人に対して自分たちのアイデンティティを示すためであったと考えられているが、このような緩やかな埋葬習慣の変化もエジプト的な習慣を維持するための古代エジプト人の努力なのではないだろうか。

第2部会

1. 西アジア旧石器時代にみられる石刃生産の長期的な変化について

西秋 良宏

石刃生産は後期旧石器時代ホモ・サビエンスの行動を特徴付けると考えられていたこともあったが、現在では事情が変わっている。ホモ・サビエンス登場以前の50万年前にもさかのぼる例がアフリカ各地で報告されているほか、ユーラシアでも少なくとも前期旧石器時代末の約30万年前には石刃生産が始まっている地域があることが明らかになっている。

では、そうした初期の石刃生産と後期旧石器時代のそれとはどこがどう違い、どのような系統的、進化的関係にあるのか。後期旧石器時代の石刃の最大の特徴は小形であることにある。そのため、原石利用の経済効率、携帯性に優れた石器素材であったと解釈されている。本研究では、このサイズ小形化がどのように生じたのかを、西アジア・レヴァント地方の諸遺跡から得られた証拠を使って長期的に分析、考察した。扱ったのは、前期旧石器時代末アムディアン石器群（タブン洞窟E）、中期旧石器時代前葉ムステリアン石器群（タブン洞窟D、ドゥアラ洞窟IV、デデリエ洞窟E）、同中葉石器群（タブン洞窟C、デデリエ洞窟D）、同後葉石器群（デデリエ洞窟C、アムッド洞窟B、ケウエ洞窟）、さらには後期旧石器時代初頭石器群（アブ・ハルカ洞窟IV）など、筆者自身が実地にアクセスし得た石器資料である。

それらの資料に含まれる石刃の計測結果（幅）を編年的に比較し、レヴァント地方における前期旧石器時代末から後期旧石器時代初頭までのサイズ変化を調べた。その結果、二つのことが明らかになった。一つは、前期旧石器時代末から中期旧石器時代中葉までは石刃サイズはほとんど変化せず、同後葉に小形化が徐々に進行することである。第二は、後期旧石器時代以降、小形化が急速に進行した点である。

これらの変化を他の証拠と合わせて考察したところ、中期旧石器時代後葉の石刃小形化は、その頃、レヴァント地方で進行した人口増によって引き起こされたと推定された。すなわち、原石の経済的利用に対する選択圧があったものとする。一方、後期旧石器時代初頭以降の小形化は、ハンマーモードの変化、すなわち石核剥離技術にイノベーションが起こった結果と解釈できた。

一般に、前期旧石器時代末期はホモ・ハイデルベルゲンシス、中期旧石器時代前・中葉はホモ・サピエンス、後葉はホモ・ネアンデルターレンシスとホモ・サピエンス、後期旧石器時代初頭以降はホモ・サピエンスの時代だとされる。このような人口動態からすると、石刃生産が特定の人類種にのみ対応すると考えるのは明らかに間違いで、その技術変遷も種を超えた長期的現象であったことが示唆される。

2. メソポタミアの奉納物と奉納文

渡辺 和子

奉納文は、誰かが神に何かを願ってある物を神に奉納することをその奉納物に記したものであり、奉納者が王であれば王碑文とされることも多い。また奉納物は比較的価値の高いものであるため、しばしばその奉納物を破損する者への「呪い」も付されている。文献学だけでなく、考古学・図像学などの研究成果をも要するという観点から、ブラウン＝ホルツィンガーによる初期王朝時代から古巴ビロニア時代までの奉納文をもつ奉納物の分析、分類は重要である（E. A. Braun-Holzinger, *Mesopotamische Weihgaben der fröhdynastischen bis altbabylonischen Zeit*, 1991）。そのような総合的考察は印章研究にも求められる（R. Opificius, “Gottessiegel,” in *Reallexikon der Assyriologie* III/8, 1971）。また『ハムラビ法典』の序文と跋文の分析からこの文書は法典ではなく王碑文とする学説がある（V. A. Hurowitz, *Inu Anum šīrum, Literary Structures in the Non-Juridical Sections of Codex Hammurabi*, 1994; 中田一郎『ハムラビ「法典」』2版, 2002参照）。しかしこの碑文は巨大な玄武岩柱（高さ2.25 m）に刻まれていること、元来はシッパルのシャマシュ神殿にあったと想定されること（中田 2002, 206）から、王碑文の中でも（王の）奉納文とみなし得る（渡辺和子「メソポタミアの「冥福」観—伝統的な呪いの言葉と『ギルガメシュ叙事詩』から」『死生学年報2019』2019, 179–180）。即ちハムラビ王は自らの正義に対する努力を正義の神シャマシュに訴え、自らへの見返りを期待して貴重な石柱に奉納文を記して奉納したと考えられる。さらに石碑の最上部にはシャマシュを礼拝するハムラビの姿が浮き彫りで示されている（中田 2002, 202の写真1参照）ことは、シャマシュへの奉納物であることを強く示すものであろう。従って『ハムラビ法典』は「巨大な奉納物に記された長文の奉納文」といえる。

ここでは新アッシリア時代の例として『エサルハドン王位継承誓約文書』（前672年、渡辺和子『エサルハドン王位継承誓約文書』2017参照）に押された神アッシュルの3つの印章のうち新アッシリア時代のものを取り上げる。これはセンナケリブ（在位前704–681年）が神アッシュルに最高神として「天命の書板」に押すために献

じた「天命の印章」であり、次のような印章銘文がある。「神々の王であるアッシュルが、天と地の神々であるイギギとアムンナキの天命と、人間の天命（の書板）に押印するための天命の印章。すべて（アッシュルがこの印章によって）押印することは変更してはならない。それを変更する者を、神々の王であるアッシュルと（その配偶）女神ムリスが、彼らの息子たち（である神々と）ともに、彼らの強力な武器によって打ち殺すように。[アッシリア]の王である私、センナケリブはあなたを畏怖する君主である。記された私の名を消す者、あなたのこの天命の印章を紛失させる者（があればその者）の名と子孫を国から消し去りたまえ」（[]内は補完された欠損部分。()内は理解を助ける付言。渡辺和子「古代オリエントの誓約と神の印章」『現代宗教学4 権威の構築と破壊』1992, 88）。これはセンナケリブがラピスラズリのような石材で造らせた印章に、図像とともに刻ませた「標準バビロニア語」（文学用のアッカド語）による銘文であり、アッシュルに「天命の印章」として献じたことを示す奉納文である。『ハムラビ法典』の跋文にある「祝福と呪い」の冒頭においてもハムラビは「私は、ハムラビ、正しい王、シャマシュが真実を贈ってくださった王である。…」（中田 2002, 74; R. Borger, *Babylonisch-assyrische Lesestücke*, Heft 1, 1994 (orig. 1979), 47) と自己紹介しているが、センナケリブもアッシュルに第2人称で呼びかけ、誇らしく自己紹介をしてアッシュルからの奉納に対する見返りを期待していると見られる。『ハムラビ法典』ではシャマシュに呼びかける祝福だけがあり、続いて多くの神々に呼びかける呪いが続く。ただし良い内容の願いは祝福、悪い内容の願いは呪いと呼ぶ現在の慣例があるに過ぎず、どちらも同じくアッカド語の希求形を用いた願いの表現である。センナケリブの印章銘文も王碑文の中に含まれる（A. K. Grayson and J. Novotny, *The Royal Inscriptions of Sennacherib, King of Assyria (704-681 BC)*, Part 2, 2014, No. 212) が、王の奉納文でもある。またセンナケリブは「天命の書板」（A. R. George, “Sennacherib and the Tablet of Destinies,” *Iraq* 48, 1986, 133-146; 渡辺 1992, 89-90; Grayson and Novotny 2014, No. 158) も同時にアッシュルに献じたと考えられるが、その内容も奉納文の性格を持つことが窺える。

3. メソポタミアの儀礼における媒介者・媒介物

細田 あや子

メソポタミアのアーシブという宗教的職能者についての研究が進み、アーシブが行ったことがらはきわめて多岐にわたることが明らかになっている。彼らは神殿において祭司として行う儀礼、王のために行う儀礼、季節に応じた月ごとの儀礼などのほか、病気の診断、治療、薬の調合、処方、占いや予言なども行っていた。そのようなアーシブの特徴を明らかにするため、「ラマシュトゥ対抗儀礼」を取り上げ、この儀礼におけるアーシブの機能を検討する。

ラマシュトゥ（アッカド語で *Lamaštu*、スメログラムでは *𒌦𒍪* ME ほか）とは、「アヌの娘」といわれ、悪霊とされる（アヌ（シュメール語ではアン）は天空の神）。ラマシュトゥは妊娠した女性がいる家のなかに忍び込み、妊婦に唱えごとをかけて胎児を奪おうとしたり、乳母から赤子をさらったりする。また赤ん坊に毒をかけるとされ、流産や新生児の突然の死、さらに子どもの病気は、ラマシュトゥによるものと考えられていた（I 117-139; II 136-150; II 152-191 ほか）。しかし女性や赤ん坊だけではなく、男性や家畜、野畑や川も被害を受けた（I 62-75）。

ラマシュトゥを避け災禍を防ぐ儀礼のテキストの校訂版が W. ファーバーにより出版され、儀礼の内容や唱えごとが明確になった（Farber, W. 2014: *Lamaštu. An Edition of the Canonical Series of Lamaštu Incantations and Rituals and Related Texts from the Second and First Millennia B.C.*, Winona Lake）。儀礼の最初の唱えごとでラマシュトゥの七つの名前が提示される。

- I 1 唱えごと。ディンメ（Dimme）、アンの子ども（娘）。これが彼女の第一の名前である。
- 2 第二（の名前）は、通りの神々の姉妹。
- 3 第三（の名前）は、頭部を引き裂く剣。
- 4 第四（の名前）は、炎を燃やす者。

5 第五（の名前）は、にらみ顔の女神。

6 第六（の名前）は、委ねられてイルニナ（Irnina女神）に引き取られた女性。

7 第七（の名前）は、偉大なる神々の命にかけて、誓ってあれ。

8 空の鳥たちとともに、あなたは飛んでゆかなくてはならない。〈唱えごとの言葉〉

この唱えごとがアーシブにより粘土で作られた印章に書かれ、子どもの首にかけられると言われている（I 10）。ここから、子どもや赤子にラマシュトゥが近づかないよう、印章が護符として用いられていることがわかる。またいくつもの石にひもを通してそれを子どもや病人の首や手首、足首にけることも行われる（III 34-35, III 46ほか）。実際にラマシュトゥの七つの名前が書かれた円筒印章や、石やビーズが連なった首飾りが見つまっている。

このほかラマシュトゥの小像を作り病人の頭部に置くこと、家の戸口や窓、寝室の戸口にラマシュトゥの絵を描くこと、名前（除災の言葉）を書き入れた犬の像を作り戸口や窓に置くこと、粉で円を描いて結界を張ることなどが、アーシブに指示されている。

このようにラマシュトゥ対抗儀礼においては、ラマシュトゥに対するためのさまざまな護符がアーシブにより作られていた。護符や小像はラマシュトゥや悪霊を防ぐため、それらと人間との間にあって除災の力をもつ媒介物として機能する。とくにラマシュトゥの名前が刻まれた印章には、ラマシュトゥという名前そのものにも作用する力があると認められていたことが窺われる。

アーシブはこのような媒介の働きをする護符などを作るが、アーシブ自身も媒介者と言える。アーシブの知恵や技は、生と死の双方の領域を承知していることに基づいているからである。病氣や災厄などにより個々人の、あるいは世界の調和が乱れると、アーシブは儀礼——唱えごととさまざまな動作——を行い、不調、不和をなおす。それは、アーシブが世界と人間との間にあって媒介者として働いていたことを示す。健康と病氣、生と死、生物と自然界、この世と異界など、それぞれの領域を理解し、それらの境界を熟知し、またそれらを越境し、悪を鎮め、病氣を治し、宇宙の調和をはかっていたのがアーシブであろう。

アーシブは呪術師、邪術師、祓魔師、エクソシストなどと訳されてきたが、このような訳語のみでは表現しきれない行為を行っていた。そのような技の背景には、隠された高度な知恵や秘儀があったと考えられる。「アーシブの要覧」（KAR 44ほか）と呼ばれる文書もあわせてみると、アーシブたちは難解なことを秘匿しつつ伝承していたエリート集団であったのではないかと推測される。この文書をさらに読み解き、人間と異界との間を結ぶ媒介者としてのアーシブに関する考察を進める必要がある。

4. メソポタミア都市形成期の彩文：復元顔料の焼成実験

小泉 龍人・小島 均・曾我部 雄二

オリエントの中心に位置するメソポタミアでは、古くから多様な焼成技術が開発されてきた。なかでも彩文土器を焼成する技術は卓越し、紀元前5千年紀の都市形成期には、高温で焼き上げられた彩文土器がメソポタミア周辺の広範な地域に普及していた。そこで発表者は、メソポタミア都市形成期における巧みな焼成技術を解明するために、彩文土器に使われていた顔料に注目して復元焼成実験を行った。

メソポタミア都市形成期のサラット・テベ遺跡（トルコ南東部、ティグリス川上流域）において発表者（小泉）が発掘調査し、住居址群（北方ウバイド前期後半～後期後半）や土器工房址（後期銅石器時代初頭）から複数の日干しレンガを採取した。まず、これらの日干しレンガの主成分元素である二酸化ケイ素（ SiO_2 ）、酸化アルミニウム（ Al_2O_3 ）、酸化カルシウム（ CaO ）、酸化マグネシウム（ MgO ）の元素組成をもとに、日本で入手できる粘土（笠間単味）を原料として、不足している主成分の CaO と MgO を補うためにネズミ石灰と炭酸マグネシウムを一定の比率で添加した。こうして復元した粘土試料を、小型電気炉にて 800°C 、 850°C 、 900°C 、 950°C 、 1000°C の酸化雰囲気中で焼成した。その結果、日干しレンガの焼成実験の場合とほぼ同様の元素組成および焼成による鉱物組成の変化を確認できた。よって、復元粘土試料は土器製作の再現実験に有用であると推定された。

つぎに、この粘土還元試料を800～1000℃の酸化雰囲気で焼成したところ赤褐色になり、900～1000℃の還元雰囲気にて焼成したところ灰白色になるという違いを確かめた。両者の鉱物組成において、酸化焼成では赤鉄鉱（Hematite）が生成されたのに対して、還元焼成では生成されていないことが発色の違いとして現れたと推定できた。同時に、比較のために住居址（北方ウバイド後期後半）より採取した日干しレンガを焼成したところ、800～1000℃の酸化雰囲気で焼成した試料は赤褐色になり、900～1000℃の還元雰囲気で焼成した試料は灰白色になった。還元粘土試料と同様に、この発色の差は酸化焼成した日干しレンガ試料には赤鉄鉱が生成されていたのに対して、還元焼成した日干しレンガ試料には生成されていないことによることを検証できた。

さらに、サラット・テベ遺跡の住居址から検出した顔料塊の元素組成を参考にしながら、二酸化マンガン（ MnO_2 ）と第二酸化鉄（ Fe_2O_3 ）の成分比率を変えて還元顔料を数通りに調合し、同遺跡出土の日干しレンガをもとにした上記の還元粘土試料にそれぞれの還元顔料を塗彩した。これらの還元顔料試料について、酸化・還元雰囲気、温度帯（900℃、950℃、1000℃）、保持時間（10分、30分）を変えて焼成実験を実施した。還元焼成の条件としては、800℃以上の昇温～保持～冷却時の温度帯を還元雰囲気に保った。

酸化・還元雰囲気での焼成実験の結果、還元顔料試料をX線回折（XRD）により分析したところ、輝石類（Pyroxene）やゲーレナイト（Gehlenite）など、高温焼成により生成される鉱物を同定した。この結果は、サラット・テベ出土の彩文土器は900～1000℃で焼成されていたとするこれまでの発表者の分析成果（Koizumi, T. et al. 2018: A Pyrotechnological Study of Ubaid and Late Chalcolithic Pottery: Estimated Firing Temperatures. In B. Horejs et al. (eds.), *Proceedings of the 10th International Congress on the Archaeology of the Ancient Near East, Volume 1*, 131–144, Wiesbaden, Otto Harrassowitzほか）を裏付けることになった。また、還元雰囲気では焼成した還元顔料試料のほとんどでは赤鉄鉱が消失して、磁鉄鉱（Magnetite）がわずかに認められた。

同実験による還元顔料試料の色調変化として、酸化雰囲気の焼成では赤褐色から黒褐色を示し、還元雰囲気の焼成では黄褐色から黒褐色となった。二酸化マンガンと第二酸化鉄の成分比率が二酸化マンガンを添加しない還元顔料試料は焼成温度や保持時間によらず赤褐色になったが、二酸化マンガンの添加により高い焼成温度でやや黒味を帯びた色調に変化する傾向が観察された。

今回の焼成実験により、顔料成分の比率、酸化・還元雰囲気、焼成温度、保持時間などの諸要因のなかで、とくに二酸化マンガンの配合率が彩文顔料の発色に影響していたことを確かめられた。概してメソポタミア都市形成期前半（ウバイド期）の土器焼成にはやや未熟なところが認められ、昇焰式土器焼成窯で過度焼成された土器片が頻出している。本実験の成果として、メソポタミア都市形成期の焼成技術において彩文土器の焼成方法に多少の未熟さがあっても、ある程度一定の色調の彩文土器を焼き上げられるように、第二酸化鉄と二酸化マンガンの顔料配合が工夫されていた状況を推察できた。

本発表は、平成28～30年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（課題番号16K03164）による研究成果の一部である。

5. アッシュルバニパル王ライオン狩り浮彫に描かれた異なる狩猟に関する考察

渡辺 千香子

アッシュルバニパル王（前668–631年頃）がニネヴェに建立した北宮殿には、数多くの石製浮彫が壁面装飾に使われている。中でも王のライオン狩りの主題は、複数の広間や通路の壁面浮彫に表現され、王宮装飾の重要な位置を占める。昨年日本オリエント学会において、発表者は浮彫に描かれた雄ライオンのたてがみの描写に注目し、その一部を成す「頬ひげ」の描写が大きく2種類に分けられることを報告した（渡辺・ノヴォトニー2018）。この様式の違いについて、発表者は既に卒業論文（学習院大学：1986年）で触れたが、アッシュルバニパルの浮彫研究においてライオンの頬ひげについて扱った先行研究がないため、当初、様式の違いは彫刻家グループの流派の違いを反映したものではないかと考えた。しかし改めて分析したところ、異なる頬ひげのパターンは、一方のタイプ（B）のライオンの身体サイズが一貫して他方（A）の約1.5倍の大きさを有していることが判明し、単なる生育環境の違いで生じる個体差とは考えにくい。

一般に、古代メソポタミアに生息したライオンはアフリカ種に比べて小型のアジア（インド）種であったとされるが、それはイラクのライオンが絶滅する前に現地で目撃された情報に基づく。すなわちアッシュルバニパルの浮彫に描かれた2種類のライオンのうちの一方（B）は、未知の品種（亜種）であった可能性が考えられ、異なる頬ひげの表現は異なる種類のライオンを彫刻家が描き分けようと意図したものであったと推測される。

北宮殿の浮彫では、ライオンは王の狩猟（C, S, S' 室・傾斜通路R）のほか、王宮庭園（E室）を描いた情景の中にも登場する。後者は飼い慣らされたライオンで、頬ひげはタイプAの特徴を呈し、小さいタイプのライオンであったことがわかる。一方、タイプBのライオンは、王が平原で行った野生の狩猟場面に集中して登場することから、主に野生に生息した品種だった可能性が高い。また、アッシュル・ナツイルバル2世の王碑文（RIMA 2 226, 32-35）には、王が生け捕りにしたライオンを繁殖させた記録があり、E室のライオンは、アッシュルバニパルの時代にも実際にライオンが飼育されていたことを物語る。

C室の壁面に描かれた王のライオン狩りは、①北東～南東壁面に描かれた一連の狩猟場面、ならびに②南西壁面に描かれた狩猟場面から成る。どちらの壁面にも王が戦車から獲物を狙う狩猟場面が描かれ、このうち北東～南東壁面は、武装した兵士が囲い込むアリーナ内に合計18頭のライオンが描かれている事実から、テキスト K 6085 に記された狩猟であったことが指摘されている（Weissert 1997, 344-345）。一方、反対側に位置する南西壁面の狩猟場面をどう解釈すべきかについて、これまで有力な解釈は提示されなかった。最近、アリーナ内に描かれたのと同じ狩猟がC室全体を右回りと左回りに連続して循環するという見解が発表されたが（Nadali 2018, 213-217）、根拠が乏しく説得力に欠ける。発表者が、南西壁面ならびに北東～南東壁面の各場面に描かれたライオンの種類を分析した結果、それぞれの壁面に別の種類の王の狩猟が描かれていたことが明らかになった。

参考文献

- Nadali, D. 2018: 'Timing space/spacing time: narrative principles in Ashurbanipal hunt reliefs of Room C in the North Palace of Nineveh,' in Pedde, F. and Shelley, N. (eds.), *Assyromania and more: in memory of Samuel M. Paley*, Münster, 211-225.
- Weissert, E. 1997: 'Royal hunt and royal triumph in a Prism fragment of Ashurbanipal,' in Simo Parpola and Robert M. Whiting (eds) *Assyria 1995: Proceedings of the 10th anniversary symposium of the Neo-Assyrian Text Corpus Project*, Helsinki, 339-358.
- 渡辺千香子・J. ノヴォトニー「アッシュルバニパルの王宮浮彫に表現されたライオンに関する考察」第60回日本オリエント学会 2018年10月14日 京都大学。

6. アッシュルバニパルの王碑文における発話の役割

青島 忠一郎

アッシリア王碑文は基本的にアッシリア王が1人称で自分の業績を語る様式で記されるが、主人公である王を含め、神々や王の敵などの登場人物の発言を直接話法で引用することは稀である。新アッシリア時代のアッシリア王碑文では、直接話法での発言の引用例はエサルハドン（在位前680-669年）とアッシュルバニパル（在位前668-627年）の王碑文に集中する。エサルハドンの王碑文における発言の引用についてはすでにジェラルディが考察し（P. Gerardi, ZA 79 (1989), 245-260）、神への手紙におけるシュブリアの王とエサルハドンのやり取りを除けば、エサルハドンの王碑文では発言の引用がエサルハドンの即位の経緯を主題とする「弁明」とバビロン再建の記事に集中し、異例な出来事に対する王の正当性を強調する役割を果たしたと指摘した。本発表では、このジェラルディの研究を踏まえ、アッシュルバニパルの王碑文において発言の引用が果たした役割について考察した。

アッシュルバニパルの王碑文では、アッカド語で「言う」を意味する *qabû* と発言の引用を示す *umma* の組み合わせか、これらのどちらかで登場人物の発言が引用されることが多い。発言の引用は13のアッシュルバニパルの王碑文（Prism E, LET, B, D, TVar, C, CND, G, F, T, A, J, IIT, 略号はR. Borger, BIWA 1996に

依拠)に29例確認される。話者は神々(夢解き人による神のお告げを含み8例)、アッシュルバニパル(3例)、王の臣下(5例)、王の敵(13例)である。

神々の発言はアッシュルバニパルの行動を預言したものとアッシュルバニパルのために行われた発言の2種類に分かれる。このうち、前者についてはシン神の神殿の再建とナナヤ神を敵国エラムからウルクに帰還させたことと関係する。シン神とナナヤ神ははるか昔にアッシュルバニパルがこれらを行うと語り、その発言をアッシュルバニパルの時代の人々に明かしたとされる。神々の発言はアッシュルバニパルが王に即位することを前提としており、神々によって出生以前から王位を約束されていた王としてアッシュルバニパルの王権の正当性を強調した。

神々がアッシュルバニパルのために行った発言は、神々が自発的に行ったものとアッシュルバニパルの祈りに応えたものがあり、これらは王権の正当性の強調とは異なる役割を果たしている。神々が自発的に行った発言の例を挙げると、アッシュル神はリディアのギゲスの夢においてアッシュルバニパルに朝貢して敵を討つように助言し、イシュタル神はアッシュルバニパルに服従しないマンナイの支配者アフシェリに対して王位が簒奪される運命を定めたとされる。神々はアッシュルバニパルのために自ら進んで行動し、以前のアッシリア王に対するよりも積極的に地上の出来事に介入したことが伝えられており、アッシュルバニパルに対する神々の寵愛を示す。

神々はアッシュルバニパルに対して直接的に、あるいは夢解き人などの夢を通じて彼らの意志を伝えた。神々の意志は、読み解くのに特別な知識が必要な天体観測や内蔵占いとは異なり、誰にでも明確に理解できる言葉で伝えられた。とくにエラム王テウマンとの戦いに関する記事におけるアッシュルバニパルの祈りとイシュタル神の返事は、アッシュルバニパルと神々との直接的な対話を想起させ、アッシュルバニパルと神々の緊密な関係を示す。

敵による発言はそのほとんどがアッシリアに対する敵対的な発言である。敵の発言は、エラム軍にアッシリアとの会戦意志を公にしたエラム王テウマンの発言から、アッシリアに反乱を企む者の密議、そして心の裡にある考えなど多岐にわたる。敵の発言はアッシリア人が不在の場面で行われており、その場になければ知り得ないような発言までもアッシュルバニパルが把握していたことを提示する。

王碑文に引用された発言が王碑文の作者の創作であったのか、それとも実際の発言などをもとにしていたのかについては個々の事例によっても事情が異なるだろう。少なくとも、イシュタル神によるアッシュルバニパルへの語りかけは預言文書との表現の類似が指摘されており、書記は預言文書を参考にした可能性がある。また、アッシリアは各地に派遣した官吏や現地の情報提供者などから様々な情報を得ており、王碑文で引用された敵の発言はそうした情報をもとにした可能性もある。しかし、他の資料を用いていたとしても、王碑文の記事に適した内容に書き直されたと考えるのが妥当であろう。

7. エマルにおける「世話」契約：4者システム再論

山田 雅道

本発表者は、旧稿「エマルにおける *amīlūtu* と『世話』契約：奴隷、養子、債権者との比較から」『オリエン』55/1 (2012), 2-21において、シリア・ヒッタイト型エマル文書に見られる「世話」契約——主として自身の老後の面倒を頼める息子を持たない男性が、その義務を家族以外の者に託した契約——を扱った。そこで世話者として登場する *amīlūtu* (債務者に一般化可能)、奴隷、通常の養子、債権者の4者に関して、X = 結婚・養子化とY = 財産相続の2軸によって事例を整理し、それらの標準パターンが平面座標上の四つの象限にそれぞれ対応することを論じた。本発表では、この標準パターン以外の事例をも包括的に理解することを目指して、上記4者の事例をX = 結婚、Y = 財産相続、Z = 養子化の3軸による立体座標において整理した。その結果、4者が受ける待遇のあり方は、重複することなく八つの象限に対応することが確認された。その8パターンを以下の表に示す。

ここからは、債務者と奴隷において顕著のように、世話者に対する待遇の「型」を決定する因子はXとYであり、Zは標準パターンか否かの違いをもたらす副次的な因子にすぎないことが看取される。養子と債権者の場合も、両者の特殊性——特に債権者Cがもつ「準養子」的な特徴——を考慮すると、この基本の変形として十分に

「世話」契約分類表（* = 標準パターン）

世話者	X	Y	Z
	結婚	相続	養子
通常の養子 A * = B!	+	+	+
債権者 C	+	+	—
債務者（特に <i>amīlūtu</i> ）A *	+	—	+
債務者（特に <i>amīlūtu</i> ）B	+	—	—
債権者 B	—	+	+
債権者 A *	—	+	—
奴隷 B	—	—	+
奴隷 A *	—	—	—

理解できよう。この表に示されているごとく、エマルにおける「世話」契約の4者システムは、世話者の立場の違いに応じた精緻な立体モデルを構成しているのである。

8. 企画セッション「アッシリアの属国と属州：テル・タバンとヤシン・テベの成果から」

（企画代表：西山 伸一）

メソポタミア文明の北方の雄、アッシリアに関する研究は21世紀に入り加速的に進展している。このセッションでは、その研究の一翼を担う日本調査団による最新成果を披露し、それを現在のアッシリア研究の視点から考察する。アッシリア研究では、考古学と楔形文字学を中心とする文献史学が両輪となって研究を推し進める必要がある。この2つの学問分野の協働が実行されているのがここで取り上げる2つの遺跡である。1つは、シリア・アラブ共和国北東部、ハッサケ県にあるテル・タバン遺跡である。この遺跡は国士館大学調査団により1997年から2010年まで調査が実施された。特に主に古巴ビロニア時代から中アッシリア時代の楔形文字史料が多数出土したことで著名である。

もう1つは、イラク共和国北東部、スレイマニヤ県にあるヤシン・テベ遺跡である。2016年より中部大学・筑波大学・国士館大学の研究者を中心とする Yasin Tepe Archaeological Project (YAP) によって発掘が開始され、現在も調査が継続している。2017年には新アッシリア時代の「未盗掘」レンガ墓、2018年には新アッシリア時代の青銅製首飾りに刻まれた楔形文字碑文などの新発見が相次いでいる。

ヤシン・テベとテル・タバンはいずれもアッシリア領域内にある拠点都市だが、ヤシンは新アッシリアの属州を代表する都市であった可能性が高く、一方、タバンは中アッシリアの属国であった王国の首都であったことが判明している。2つの時代、2つの遺跡から見えてくるアッシリアの属国と属州の支配形態について近年の研究成果をまじえた議論を展開するとともに、「帝国」と「地方支配の構造」という普遍的なテーマについても考察することが本企画セッションの目的であった。

なお、本企画は、新学術領域研究「古代西アジアにおける都市の景観と機能」（代表：山田重郎；課題番号18H05445）、基盤研究B「古代メソポタミア北部における歴史時代の物質文化の研究—日本隊の発掘資料を中心に—」（代表：沼本宏俊；課題番号18H00743）（2018～2022年度）、および基盤研究A「文献学・考古学の協働による紀元前18-8世紀上メソポタミアの歴史研究」（代表：山田重郎；課題番号16H01948）による合同企画である。

テル・タバン出土、中・新アッシリアの遺構と土器変遷

沼本 宏俊

シリア北東部のテル・タバンの発掘調査では、我が国の調査隊としては初の大量楔形文字資料が発見された。粘土板に書かれた行政記録、焼成レンガに刻まれた建築記念碑文など、前13-11世紀（中期アッシリア時代）と前18世紀後半（古巴ビロニア時代）の文字資料合計約450点が出土した。文書は日付などの厳密な年代に関する

情報を内包しているうえ、多くの文書が現位置から出土しているため、遺跡の層位の年代を決定し、遺構・遺物の精密な編年を作る貴重な手がかりになる。これまで欧米隊が調査した遺跡からは同時代のこれほど纏まった量の考古・文字資料の発見例はなく、今後、テル・タバンの資料と他地域遺跡と資料を詳細に分析し、比較検討し研究成果を公表することになれば、北メソポタミアの未だ不明瞭な前19-7世紀の歴史文化の解明に、大きな貢献を果たすことが期待されている。

本発表では、テル・タバンの97～99, 05～10年の発掘調査で出土した中期・新アッシリア時代の未公表の遺構と遺物に焦点を置き、同時代の地方拠点タベトゥの重要性についてふれてみたい。主に中期アッシリアの日乾煉瓦造・焼成煉瓦造公共建物遺構の変遷と特殊遺構や墓等の特色、文字資料や様々な遺物の詳細な出土状況について報告する。

中期アッシリアの公共建物は歴代の領主により増改築が繰り返され、その中で特筆すべきは8層出土の日乾煉瓦造巨大壁跡の構造である。同壁跡の崩壊土中から出土した領主アッシュル・ケタ・レシル2世（前11世紀）の円筒形定礎記念碑文に認められる西方からのアラム人の侵入を防御するため壁を增強・再建したとする記述に構造上酷似しており、同領主が建設した壁の可能性が高い。

未公表の注目すべき遺構としては、中期アッシリア初期の焼成煉瓦と石積みで構築された他に類例のない円形井戸状濾過施設、中期アッシリア末期には稀な鉄製の短剣が副葬された土抗墓、新アッシリア初期の巨大土器焼き窯があげられる。

テル・タバンの古バビロニア時代から新アッシリア時代（前19-7世紀）までの連綿と継続した層序が確認され、土器変遷を把握することができた。テル・タバンの出土の文字資料には日付や王名が多数認められ、遺構・遺物の正確な年代を提示することができる。テル・タバンの土器編年が、ハブール川流域及び北メソポタミア地方の当該期の考古学的研究を行う際の標準編年になる可能性があり、この土器変遷の詳細な様相について解説する。

テル・タバンの出土アッシュル・ケタ・レシル2世の記念碑文とその歴史的背景 柴田 大輔・山田 重郎

本発表ではテル・ブデリとテル・タバンの出土した地方王国マリ国に関する楔形文字文書のうち、前12世紀末から前11世紀初頭に在位した領主アッシュル・ケタ・レシル2世の土製円筒碑文を整理し、その歴史的背景について論じる。

この領主に先立つ前12世紀の領主達も土製円筒碑文を残しているものの、発見された点数は9点に留まる。それに対し、この領主によって作成された碑文は同碑文複本も含めると40点に上る。碑文の内容に関しても、以前の碑文が専ら神殿再建を記念しているのに対し、この領主の碑文は全て防御施設の建造を扱う。碑文からはこの領主の治世に首都タベトゥの防御施設が再建・拡張されたこと、首都の周辺でサブセンターの城塞化や新しい砦の建造が行われたこと、すなわち領土全体の防衛政策が実施されたことがわかる。また、そうした一連の防衛努力を迫られた事情に関しては、碑文の一点に「カルデア人とアラム人の敵対行為ゆえに」と明記されるように、武装遊牧民カルデア人・アラム人が当時マリ国の治安を脅かしていた状況が浮上する。その時期は、碑文に付記された日付からアッシリア王ティグラトピレセル1世（前1114-1076年）の治世前半ごろに年代づけられる。

よりマクロな歴史的脈絡に目を向けると、ティグラトピレセル1世の年代記には、すでに第4年に「アフラム・アラム人」と呼ばれた武装遊牧民が西方国境のユーフラテス河岸全域に侵入したこと、これを撃退するためにアッシリア軍はほぼ毎年出陣を迫られたことが記録される。また、王碑文と異なる書式で書かれた編年史料には、王の治世末期（第33年頃）に、領土中心部のティグリス・両ザブ川流域の一部がアラム人に占拠されたと記録される。ほか、年代記にはカルデア人の言及が一切ないものの、第5年の行政記録（MARV I 10）からはアッシリア中心部からさほど遠くないエビフ山麓において対カルデア人遠征が行われたことが読み取れる。これらの言及から、アラム人と並んでカルデア人もジェズイーラに侵入していたこと、年代記における「アフラム・アラム人」はカルデア人を含む西セム系の武装遊牧民全般を指していた可能性があること、武装遊牧民の侵入がジェズイー

ラ全土に及び、アッシリアは徐々に領土を失っていたことが指摘できる。上述のマリ国の危機はこうした状況の中で起きたローカルな事件の一つと思われる。

考古学から見たヤシン・テベ：新アッシリア時代の拠点都市と属州支配

西山 伸一

本発表では、イラク北東部クルディスタン地域に位置するヤシン・テベの発掘調査の成果をもとに、新アッシリア帝国の辺境部における支配形態について考察する。

ヤシン・テベは、2016年より発掘調査が開始され、50ヘクタールに近い規模を誇る遺跡の新アッシリア時代における重要性が徐々に明らかになっている。遺跡は、これまでアクロポリスにおいて主にイスラーム時代の痕跡が報告されてきた。しかし、YAPは、アクロポリスの周辺に広がる「下の町」に焦点を合わせて調査を継続してきた。その結果、「下の町」の東部では、表土直下で新アッシリア時代（前8-7世紀）の文化層が広がることが確認できた。

これまでの調査は、「下の町」の南東部で展開されている。ここでは、中庭をもつ大型の邸宅が発見され、アッシリア様式のReception Suite（応接部屋）が確認された。また2017年には、この邸宅の北西部で地下式のレンガ墓が未盗掘の状態で見つかった。この墓は、アッシリアの王都、特にアッシュールでみられる埋葬形式に酷似しており、アッシリア文化の強い影響がうかがえる。墓からは、テラコッタ製のバスタブ型棺（第2期埋葬）とその下から多数の副葬品を伴う最初の埋葬（第1期埋葬）が発見された。副葬品は、土器、金属製品（金、銀、青銅、鉄など）、ガラス製品、象牙・骨製品、印章、ビーズ類など多岐にわたる。今後鋭意研究を進め公表してゆく予定である。

また2017年に上記邸宅の一室から出土した青銅製首飾りには新アッシリア時代の楔形文字碑文が刻まれていることが判明した。この碑文には、ある少年をナブー神殿に労働者としてささげる旨が記されている。また興味深いのは、少年の父親の名前と祖父の名前が記され、父はアッカド語、祖父は北西セム語系の名前をもつことである。アッシリア帝国後期に盛んになった被征服民の「強制移住」を示唆する可能性がある。また、この首飾りが他から持ち込まれたものでなければナブー神殿が今後ヤシン・テベで見られる可能性がでてきた。

これまでの成果から、ヤシンは、新アッシリア帝国時代には明らかに拠点都市としてアクロポリスおよび「下の町」も繁栄を迎えていたと考えられる。さらにヤシンの位置するシャフリゾール平原が、前9世紀にはすでに帝国の版図に属州（ザムア／マザムア）として組み込まれていることは、ヤシンで出土したレンガ墓を含む建造物や遺物がアッシリア文化の強い影響を受けていることと深く関係していると考えられる。

第3部会

1. 古代エジプト、青色彩文土器の出土場所について

高橋 寿光

古代エジプト、新王国時代第18王朝中期から第20王朝初期にかけて、青色を基調とする「青色彩文土器（blue-painted pottery）」が見られる。彩文土器を特徴づける青色は、国外から輸入されたコバルトを原材料とする特殊な青であったことが判明しており、原材料が広く流通しないものであることから、これまで限られた工房で製作された「特別な彩文土器」と考えられてきた。

これまで発表者は、青色彩文土器を対象に研究を行い、新王国時代第18王朝後期のアマルナ時代より後に、製作技術が簡略化することを明らかにし、それにより、誰でも青色彩文土器を作れるようになった、つまり生産地が広がった可能性を指摘した。そして、実際に生産地に関する研究を行なったところ、第18王朝後期アマルナ時代以前では、メンフィス、アマルナ、テーベといった王宮のある中心地で生産を行っていたものの、第18王朝末期のポスト・アマルナ時代以降は、カンティール、メンフィス、グラープ、アビュドス、テーベ、エレファンティネなど、エジプト各地で生産が行われるようになったことを明らかにした。こうしたこれまでの研究によって、生産地が増加したことから、青色彩文土器が王家の限られた人々による利用から、社会のより多く

の人々、地方の人々にも利用されるようになった可能性を提示した。これを受け、本発表では、出土場所を更に詳細に分析し、実際にどのような人々が使用していたのかを明らかにしてみたい。

本発表における分析、考察方法としては、王宮や王の神殿などから出土した場合には、王によって使用されたと考え、個人の墓や住居から出土した場合には、個人によって使用と考える。そして、それらが時代によってどのように変化するのかを明らかにし、そこから新王国時代の社会変化についても考察を進めていくこととする。

分析の結果、第18王朝後期アマルナ時代までは、王宮や王の神殿など限られた遺構から出土しており、ここから王や王家の関係者のみによって使用されていたと考えた。一方、第18王朝末期ポスト・アマルナ時代以降になると、王宮や王の神殿でも引き続き出土しているものの、エジプト各地の墓地遺跡で個人の墓からも出土するようになる。しかも礼拝施設や地下埋葬室を伴ういわゆる高官墓のみならず、土坑墓などのような簡易的な墓からも出土するようになる。ここから、王や王家の関係者のみならず、エジプト各地において、それ以外の人々、また比較的社会的地位の低い人々によっても青色彩文土器が利用されるようになったと考えた。

こうした点から、それまで社会の一部で特別に使用されていた青色彩文土器が、第18王朝末期のポスト・アマルナ時代以降では、クオリティは下がるものの、ある程度社会の中に行き渡るようになったと考えた。古代エジプトの類似した状況を対象とした研究としては、第一中間期のステラを対象としたモレノ・ガルシアによる研究がある。第一中間期では、地方からクオリティの低いステラが出土するようになるが、これまでこうした現象は、製作技術力の低下、国力の低下によるもので、この時代は荒廃した時代であったと考えられてきた。一方、ガルシアは製作技術の簡略化により、地方の多くの人々がステラを利用できた時代であり、地方が力を持った時代ではないかと述べている。

同様に、発表者も、青色彩文土器の製作技術が簡略化し、地方でも生産され、地方の人々にも利用されるようになったことは、第18王朝末期のポスト・アマルナ時代以降に、地方が力を持つようになったためではないかと考える。

2. 編み髪の埋納？：アコリス遺跡の出土資料を考える

和田 浩一郎

2018年12月から翌年2月かけてエジプト中部のアコリス遺跡で行われた考古学調査において、新王国時代末から第21王朝に年代づけられる集落の堆積土中から、人間のものと考えられる毛髪が多数出土した。この遺物が注目されるのは、その多くがまとまりのない髪の毛ではなく、明らかに切り落とした一房の編み髪の状態を保っていたことにある。

髪の毛に宗教的な意味を持たせる文化は多く、古代エジプトの王朝時代もその例外ではない。例えば神や死者への奉納物と考えられる事例として、アマルナの労働者集落、ラフーンやアビドスの墓地での出土例が知られる。粘土玉の中に毛髪を入れたものがある (Tassie 1996)。また下ヌビア・ミルギッサのハトホル祠堂では、フリントの小塊やファイアンス製ビーズを伴う髪束の出土が報告されている (Pinch 1993)。ヘロドトスやディオドロスも神への奉納物としての毛髪に言及しており、古代エジプトの幅広い時代・地域において髪の毛の奉納が行われていたことが窺われる。

このような奉納行為では、いずれも子供の髪の毛が奉納物となっているとされている。アコリス遺跡で出土したような編み髪は、古代エジプトでは子供の髪形としてよく見られることが知られており、アコリスの事例も子供の髪の毛である可能性が考えられる。子供の編み髪の毛なかでも、特に側頭部に垂らしたもの (side lock) は、成人になるための通過儀礼などの機会に切り落とされ、神の加護を得るために奉納されたと考えられている。それではアコリス遺跡の出土物は、こうした通過儀礼の痕跡として結論づけられるのだろうか。

通過儀礼の編み髪の埋納は、ミルギッサにみられるように神殿域で行われたと考えられている。しかしアコリス遺跡での出土位置は、同遺跡の神殿域からもっとも離れた集落の南端部である。また編み髪は土坑に埋納されていたわけではなく、木製の紡錘車や織機の錘、亜麻糸の未成品などを豊富に包含する堆積層から面的に出土し

た。この堆積層は、付近にあったと推定される機織り工房の廃棄物によって形成されたと考えられている。つまりゴミに混じっていたことになる。ただしこの堆積層は、南の斜面上に位置する墓域からの流れ込みを含むと推測させる堆積状況にあった。そこから考えられるのは、編み髪がもともとは墓の前庭部や内部に埋納されていた可能性である。

古代エジプト・王朝時代の葬儀では、黒髪を埋納するという行為が伴うことがあった (Tassie 2000)。この行為の思想的背景は、黒髪とくに子供の黒髪が、もとの持ち主の年若さと黒色の持つ豊穡の力に起因する活力を、死者に提供することだったと考えられる。このような行為の痕跡は考古学的に確認されているわけではなく、壁画の描写から知られているのみである。アコリス遺跡の編み髪が葬儀に伴うものだとすれば、埋納された原位置こそ保っていないが貴重な事例である。さらに検証を進める意義があると考ええる。

参考文献

Pinch, G. 1993: *Votive Offerings to Hathor*, Oxford: Oxford University Press.

Tassie, G. J. 1996: "Hair-Offerings: An Enigmatic Egyptian Custom," *Papers from the Institute of Archaeology* 7, 59–67.

Tassie, G. J. 2000: "Bulls, Hair and the *teknu*: An Enigmatic Egyptian Custom Revisited (Burial of the Black Hairs)," *Papers from the Institute of Archaeology* 11, 27–46.

3. 中央アナトリアにおける前期青銅器時代土器の変遷とその年代：キュルテペ遺跡出土資料を中心に

山口 雄治・紺谷 亮一・上杉 彰紀

下釜 和也・千本 真生・Fikri Kulakoğlu

中央アナトリアにおける前期青銅器時代は、遺跡の調査年代の古さや良好な層位的資料の不足から、東西アナトリアと比較して時期区分や年代について未解明部分が多い。したがって、当該時期における中央アナトリアの文化的様相はもとより、この時期に西アジア各地で進行する都市形成との関連についても議論することが困難となっている。そこで本発表では、中央アナトリアにおける前期青銅器時代土器の変遷とその年代について明らかにすることを目的とした。

2015年より発表者らが調査を行っているキュルテペ遺跡北トレンチの発掘調査では、(1) I～XV層まで確認でき、IX層より上層ではシリアン・ボトルを含むロクロ製整形土器である第2群土器がハンドメイドの第1群土器と共存するようになること、(2) デバスやタンカードもIX層から出現すること、(3) 第1群土器の色調について、XV～IX層では赤色系と黒色系の土器がほぼ同程度出土していたのに対し、VIII層から赤色系の土器が8割程度に増加し黒色系の土器がほとんど出土しなくなること、(4) VI層において浅鉢に屈曲型が加わること、(5) 彩文土器である、いわゆるアリシャルIII土器はI層で多く出土し、II層でも若干出土すること、また年代測定の結果、(6) I～XII層の年代は前3千年紀初頭から末であること、が明らかとなった。

前期青銅器時代の時期区分は、3000–2700/2600 B.C.E.が前期青銅器時代I期、2700/2600–2300 B.C.E.が前期青銅器時代II期、2300–2000 B.C.E.が前期青銅器時代III期とされている。この年代観に基づいて本調査地点の層位を比定すると、およそXII～X層が前期青銅器時代I期、IX～V層が前期青銅器時代II期、IV～I層が前期青銅器時代I期になると考えられる。

以上をまとめると、前期青銅器時代I期では第1群土器しか存在せず、赤色系と黒色系の土器がほぼ同じ頻度で出土すること、前期青銅器時代II期になると黒色系の土器は減少して赤色系の土器が多くなり、デバスやタンカードの他に、シリアン・ボトルといった第2群土器も出土するようになること、そして、前期青銅器時代III期では第1群土器はほぼ赤色系のみになり、I・II層では彩文土器が出土するようになる、という変化が読み取れる。

次に、この土器群の変遷について、本地域の基準遺跡となっているアリシャル・ホユック遺跡との比較を試みた。

この遺跡では、19-12Mが銅石器時代、11-7Mが銅器時代（Copper Age）、6-5Mが前期青銅器時代と考えられている。しかしながら、出土遺物の垂直分布を詳細に検討し、これをキュルテベ遺跡北トレンチ出土土器群の特徴と比較すると、13-12MがXII～X層（前期青銅器時代I期）、11-7MがIX～III層（前期青銅器時代II期・III期前半）、6-5MがII-I層（前期青銅器時代III期後半）と並行する可能性が指摘できた。

これまで、アリシャル・ホユック遺跡の年代的位置付けを巡って多くの議論があったものの（特に銅器時代）、解決には至っていなかった。キュルテベ遺跡北トレンチ出土遺物は、前期青銅器時代各期の土器の時間的様相を示していることから、既存編年の整理および再検討を行うことが可能となる。今後、更なる年代データの充実化と土器の分析を継続的にを行い、本地域の時間的枠組みを構築していきたい。

本研究は、ノートルダム清心女子大学学内助成金、科研費JSPS16H02712、JSPS16K16947、公益財団法人高梨学術奨励基金による成果の一部である。

4. ヒットタイト王の神々に対する敬意の表し方

山本 孟

本発表では、ヒットタイト儀礼において、特に王が神々に対して敬意を表すために行った行為について考察した。ヒットタイト文書では、人が神に向き合い敬意の表す際の行為、あるいは王に対する臣下の礼として、頭を下げたりひざまずいたりする行為に言及されることがある。本発表ではそのような動作を表す動詞の用例を整理し、それぞれの行為について理解することを目指した。

ヒットタイト時代の図像資料の中では、都ハットゥシャの遺跡の近郊のヤズルカヤに残る、王トゥドゥハリヤ4世の像など、人が立って神に指を向けるという礼拝の仕草が描かれることがある。また、メトロポリタン美術館 Schimmel Collection の鹿のリュトンに刻まれたレリーフには、神を前に立って指差しをする像と、その後ろに膝を屈しながら指を出す図像がみられる。しかし、この指差しの仕草を表すヒットタイト語の表現は特定されていない。一方、儀礼などで人間が神に向き合う際に、「頭を下げる／平伏す」などと訳される動詞である *aruwai*- や *hink*- が使用される事例は数百ある。本発表では、これらの動詞が表す動作について、図像資料に見られる指差しの動作との関連を想定しながら考察した。

動詞 *aruwai*- と *hink*- はいずれもアッカドグラム *ŠUKĒNU* で表される。しかし、*ŠUKĒNU* がどちらの動詞で読まれていたのかが区別がつかないほど、二つの動詞の意味に大差はない。*aruwai*- と *hink*- で表される動作は、その意義については若干の違いがあると思われる。いくつかの用例からは、*aruwai*- が表す動作は神々に対して発話する前の行為であったことが推察される一方、*hink*- は行為者の服従を示す行為と意識されるものであったと考えられる。しかしながら、二つの動詞が表す動作はほぼ同じものとみられ、またそれが体をどのように動かす行為であったのかについてもよくわかっていない。そこで、*aruwai*- と *hink*-（および *ŠUKĒNU*）がどのような体勢で行われるのかについて、座った状態（*TUŠ-aš/lašandaš*）、立った状態（*GUB-aš/larantaš*）、下に向かって行う場合（*katta(n)*を伴う）と上に向かって行う場合（*šēr*あるいは*šarā*を伴う）に分けて考察した。

「雷に対する儀礼」（CTH 631）では、王と王妃が座った状態で「頭を下げる」動作に言及がある。これは椅子に座って頭を下げるか、地面で平伏することが想定される。一方、「神への供物リスト」（CTH 663）で述べられる王の儀礼行為では、それが立った状態でも行われたことがわかる。これは起立して頭を下げる行為であったと推定される。次に、*katta(n)*を伴う下方に向かって行う動作としては、『クマルビの歌』で、アヌやクマルビが神々の王の足下に頭を下げ、盃を手渡すという例がある（KUB 33.120 i 5-11; 12-17）。これは平伏す動作であったという解釈もあり得るが、ネリクの祭礼文書では「王は（神に捧酒のために）下に向かって頭を下げる（KUB 2.15 vi 3）」という表現があることから、*katta(n)*を伴う場合は下の方向へ捧酒することと関係する動作であったのかもしれない。その点で、トルコ中央のフラクティンに残るレリーフで、神に捧酒をしている王ハットゥシリ3世の姿はこれに当たるかもしれない。また、上述の鹿のリュトンの図像にも立って指を出しながら捧酒する様子が描かれている。したがって、立った状態で自らの下方かつ神の前に酒を注ぐ動作であった可能性がある。最後

に、*šer*と*šarā*が伴われる上の方に向かって行われる動作の例としては、「雷に対する儀礼」で、王と王妃が上体を上げて (*šer*)、この動作を行うことがある (KBo 17.74 iii 19')。また、アリンナの祭儀に関する文書にも王が上に向かって (*šarā*)、この動作を行なっている (KUB 11.26 ii 14-17)」。神々を礼拝する際、上体を上げて、あるいは見上げて行う動作であったならば、「頭を下げる」という訳は不適当である。頭を下げるのではないならば、指を出す行為か、この仕草を伴う一連の動作の一部であったのかもしれない。

また、「頭を下げる」動作と鹿のリュトンの図像の動作との関連を考えると、儀礼行為の中で *aruwai-ḥink-* と同時に現れる動きを表す動詞に *ḥaliya-*「跪く」がある。アリンナでの祭に関する文書には、「王は(神殿の)階段を登る。そして神に頭を下げ、跪く。そしてもう一度頭を下げる。」(KUB 10.11 15-18)とあり、一礼・一跪・一礼という神に対する礼拝方法があったことがわかる。これは鹿のリュトンのレリーフに描かれる図像と合致するように思われる。つまり、*aruwai-ḥink-*と*ḥaliya-*が意味する動作は、立って頭を下げて指を出す(あるいは指を出しながら頭を下げ)、跪いて指を出すという行為であった可能性がある。ただし、これらの例では指を使った動きであったという点は明示されておらず、また膝を屈する動作は他の動詞が表していたこともあり得るため、今後さらなる考察が必要である。

5. 紀元前1200年前後のキプロス島に於ける土器生産の新たな展開

土居 通正

2010年以降キプロス島では前1200年前後の所謂「危機の時代」(“crisis years”)に関わる発掘が精力的に進められ、重要な知見が相次いでもたらされている。またこれまでにキプロス島各地で出土した当該時期の土器資料を網羅的に集成した研究も公刊されるなど (Mountjoy 2018)、この分野の研究は倦むこと無く着実に続けられている。本発表では近年キプロス島の東南部海岸沿いの遺跡、当時港として繁栄していたラルナカ近郊のハラ・スルタン・テケ (Hala Sultan Tekke) で発見された数点の興味深いクラテールの投げかける問題を論じたい。

キプロス島には前14世紀から前13世紀にかけて夥しい数の土器がエーゲ海地域から搬入されたが、ギリシア本土では紀元前1200年頃、もしくは前1190年頃、ミケーネ、ティリュンスを始めとする諸宮殿の崩壊があり、宮殿が管理していた経済は終焉を迎える。そしてキプロス島への、特にギリシア本土からの土器の輸入はその半世紀前にはすでにほとんど途絶えた状況だったと考えられている。こうした宮殿崩壊前後の様相を追求するために、ミケーネ、ティリュンス、そしてミデアの宮殿趾の綿密な層位的発掘が行われ、その成果として編年の細分化が進み、各時期には年代幅が一世代を切るようなものも想定されている。しかし、各時期の実年代は確定しておらず、流動的である。さてギリシア本土の編年では、ミケーネ、ティリュンス等、諸宮殿の崩壊以後をLate Helladic (LH) IIIC期としているが、この頃キプロス島各地の遺跡で観察される一連の崩壊を境にキプロスの考古学ではそれ以前をLate Cypriot (LC) IIC期、以後をLC IIIA1期としている。ギリシア本土の編年との対応関係についてハラ・スルタン・テケの発掘者、オーストレム (Åström) は2007年にLC IIIA1期の開始をLH IIIC Early期の開始に同期させて前1190年とし、その終了を前1150年とした。最近は若干異なる編年案も提唱されているが、ここではこれに従う。

本発表で問題とするクラテールはオーストレムの死去に伴い、2010年以降ハラ・スルタン・テケの発掘を引き継いだフィッシャー (P. Fischer) による発掘で住居址から出土した器高40 cmを超える大形の鉢形のクラテールで、幾何学文様と並んで人物や牛、鳥、魚等の動物文様が描かれている。装飾にエーゲ海の影響を看取することは容易いが、キプロス島在地の製品であることは確かであろう。前13世紀の後半には主に牛文或は鳥文で装飾されるRude/Pastoral Styleとよばれる在地のクラテールが盛行するが、問題のクラテールはその精巧な絵付けや図柄、そして文様構成の点で、また器形的にもRude/Pastoral Styleに分類することは出来ない。そこでこれらをLC IIC期末の崩壊後キプロス島各地にみられる精巧な絵付けを持つ在地の土器と比較して、これらをLC IIIA1期に年代付ける見解も示されているが、フィッシャーは、これらがその出土状況から層位的に明らかにLC IIIA1期以前、遅くとも前1200年よりそれほど下らないとしている。従って既にこの頃にはRude/Pastoral Style

の土器と並んで独自のデザインにより優れた土器を製作するキプロスの陶画工が働いていたと推察される。その図柄の源泉については創始期の Rude/Pastoral Style のクラテールにも指摘出来るのであるが、クレタ島に由来する要素を指摘出来る。クレタ島の影響ということでは、少し時期が下る同じハラ・スルタン・テケから出土した大形の鉢形クラテールについて既に指摘されている。これはクレタ島の宗教的シンボルである「聖別の角」を含む多様な文様が器面を覆って精緻に描かれているもので、その際立った精緻さはギリシア本土で LH IIIC Middle 期に盛行する土器様式を憶わせ、オーストレムはこのクラテールを LH IIIC Middle 期と平行関係に置かれる LC IIIA2 期に年代づけている。しかし両時期は前 1150 年頃始まるとされるのであり、フィッシャーによればハラ・スルタン・テケは前 1150 年頃に放棄されたと考えられるので、このクラテールはそれ以前、LC IIIA1 期に使われたものと云うことになる。近年発見された在地の大形クラテールは、このクラテールのような前 12 世紀前半に製作された優秀なキプロス島在地の土器の先駆けとして位置付けられよう。

6. サウジアラビア紅海沿岸ハウラー遺跡の立地条件と構造：初期イスラーム時代の港まちの分布調査から

長谷川 奏・徳永 里砂・西本 真一・恵多谷 雅弘

本発表では、サウジアラビア（以下サウジと略記する）・日本の合同調査隊による、紅海沿岸の港まちハウラー遺跡のサーベイの最新の成果を扱う（後背地の碑文調査を含む）。紅海沿岸は、ローマ時代には『エリュトラ海案内記』で知られる海上交易の場であり、イスラーム時代には交易港としての機能に加え、マッカ巡礼路の通過地点となったが、本発表では、地表面観察で確認される初期イスラーム時代のトピックに限定して報じる。研究対象のエリアは、イスラーム以前よりジュハイナ族のテリトリーであったとされる。9 世紀以後には、エジプトからの巡礼路上の港町として頭角を現し、内陸のワーディー・アル＝クラーの諸都市の港として機能し、ハイバルの港とも記述された（図 1）。12 世紀半ば頃までハウラーは存続したようであるが、13 世紀前半には廃墟と化したことが文献資料から窺われる。

ハウラー遺跡は、ウムルジュの 10 km ほど北に位置する。南北に 2 km、東西に 0.5～1.0 km 程度の広がりを持ち、サウジの国家遺産観光庁によって保護されている。1980 年代に在地の考古学研究者によって部分的な試掘調査が行われたが、基本的には未調査の遺跡である。上記の合同調査隊は、2017–19 年に遺構・遺物の分布調査を行い、併せて微地形観察と空間情報分析（主に WorldView-2 の DSM データ分析）を進めたところ、遺跡は港域と集落域に分化できる可能性が得られ（図 2）、砂漠内を走る天水の流路が遺跡の立地条件に深く関わる点が推測された。紅海対岸のエジプト側の地溝帯沿いの港湾都市の立地条件については長い学史があるが、サウジ側でこの点を科学的に実証する手法は、今後の紅海沿岸の港湾都市分析に極めて有用に活用されると思われるので、本発表の柱の一つとして報じたい。

第 2 点目は、遺跡構造に関する成果報告である。集落域は東西 300 m、南北 150 m ほどの規模を測るが、ここには家屋の集中区があったと思われる。当該区では、1980 年代の試掘調査でクルアーンの一節が記された堂々とした石製リントルが取り上げられており、モスクの存在も推測される。集落域に分布する遺物は、素焼きの土器、陶器（緑釉、黄釉、白濁釉で、イラクやシリアなどの影響下の製品か）、石製容器、ガラス器等の総体は、概ね 9–12 世紀頃に位置づけられた。さらに、ウムルジュ湾全体を見渡せる見通しの良い高台からは、ランドマークともなる象徴的な建造物が発見された。この遺構は、厚い壁厚（約 1.5 m）を有するほぼ方形の珊瑚造の建造物（約 35 m 四方）であり、その防御的性格は明らかである（図 3）。ムカッダシー（10 世紀）の記述には、「砦と集落、市場」の存在がみられるために、発掘の前段階において、歴史文献との接点となる大きな指標が得られた成果を強調したい。

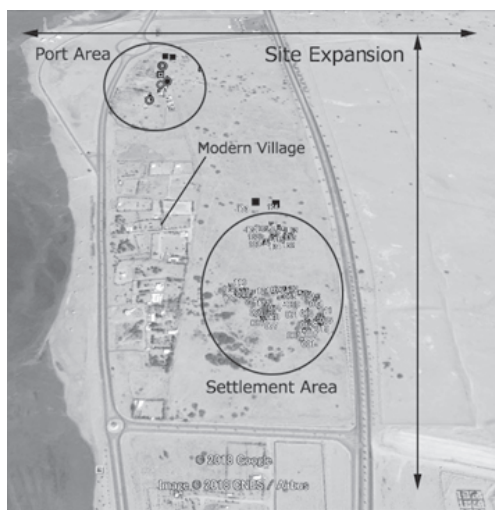


図1



図2

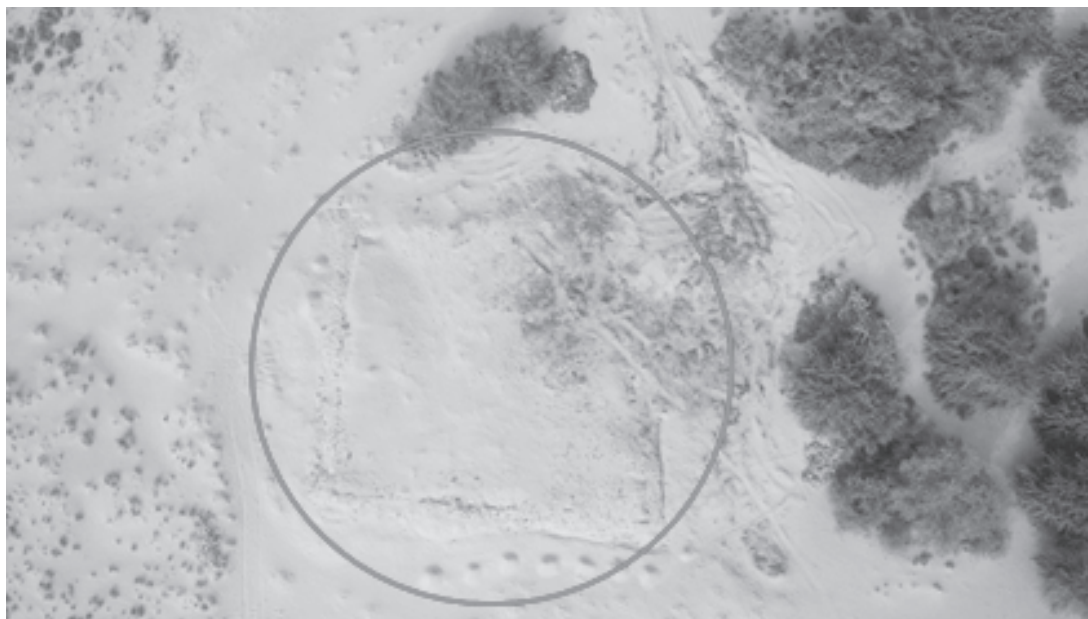


図3

7. バハレーン、ワーディー・アッ=サイル考古学プロジェクト第5次調査の報告

安倍 雅史・上杉 彰紀・西藤 清秀・後藤 健

ディルムンは、メソポタミアの文献資料に登場する周辺国の1つであり、前2千年紀前半(前2000年～前1700年)に、メソポタミアとマガン、メルッハを結ぶペルシア湾の海上交易を独占し繁栄したことが知られている。

メソポタミアには、ディルムンを経由し、銅や砂金、錫、象牙、紅玉髄、ラピスラズリ、黒檀、真珠など大量の物資が運びこまれていた。いわば物流の面からメソポタミア文明を支えていたのが、このディルムンであった。現在、ペルシア湾に浮かぶバハレーンが、このディルムンに比定されている。

筆者たちは、2014年度より、「バハレーン・ワーディー・アッ＝サイル考古学プロジェクト」を実施している。本プロジェクトの目的は、ディルムンの起源すなわちバハレーンにおいてどのように社会が複雑化を遂げ、ディルムンがペルシア湾の海上交易を独占するに至ったか、そのプロセスを考古学的に解明することにある。

ワーディー・アッ＝サイルは、バハレーン内陸部を南から北へと流れる全長4 kmほどの涸れ川であり、東西斜面に数百基の古墳が分布している。バハレーンにはディルムンの古墳群が複数残されているが、このワーディー・アッ＝サイル古墳群はバハレーン最古の古墳群であり、ディルムンの形成期（前2250年～前2050年）の古墳群として唯一現存するものである。

形成期は、それまでほぼ無人の土地であったバハレーンに、アラビア半島内陸に暮らしていたアモリ系遊牧民が大規模な植民活動を行ない、古墳の築造を開始した時期である。文明期と比較した場合、社会の複雑化はあまり進行しておらず、いまだ遊牧部族的な社会が続いていた時代である。続く文明期（前2050年～前1700年）になると、海上交易の発展に伴い社会の複雑化が急速に進行し、王権が発達、巨大な王墓や神殿また城壁都市が建設されるようになる。

バハレーン最古の古墳群であるワーディー・アッ＝サイル古墳群は、ディルムンの起源を研究する上で最適の古墳群である。2019年の1月と2月に、ワーディー・アッ＝サイル古墳群において5回目の発掘調査を実施した。

いままでの調査では、直径が10 mを超す大型墓を中心に発掘を進めてきた。この大型墓は、数が少ないだけでなく、数十基からなる支群のなかで中心的な位置に立地していることから、形成期の部族長墓と推定されている。

しかし、今回の調査では、古墳群のなかで大半を占める直径が6 m前後の一般墓を5基選定して発掘を行った。大型墓と一般墓の間にどれほどの階層差が存在するかを検討するためである。

235号墓は、直径7 m程度の一般墓である。発掘の結果、この古墳は攪乱を受け、墳丘、外壁、石室に使われている石の大半が盗取されていることが判明した。屈葬された人骨も出土したが、保存状態は悪く、大腿骨1本と脛骨の2本のみが出土した。また、副葬品も一切出土しなかった。

227号墓は、直径6 m程度の一般墓である。発掘の結果、きれいな石室、墳丘、外壁が検出されたが、石室から人骨は出土しなかった。副葬品に関しても、土器の胴部破片が一点出土しただけであった。

131号墓も、直径7 m程度の古墳である。発掘の結果、きれいな石室と墳丘、外壁が検出された。石室の床面からは、散乱した人骨片とともにヒツジの歯などの獣骨も検出された。また石室からは、紅玉髄ビーズが2点、縞瑪瑙ビーズが2点そしてオマーン産の土器が出土した。

95号墓は、発掘の結果、単体の古墳ではなく、直径が5 m程度の古墳に小古墳が2基付随したものであることが判明した。古墳の石室からは、紅玉髄ビーズが1点、またメソポタミア産の香油壺、化粧具入れと思われる貝殻などが出土した。また付随する小古墳からも、縞瑪瑙ビーズが1点出土している。

171号墓は、直径が6.5 m程度と標準的な大きさの古墳であったが、高さは20 cmときわめて低い古墳であった。発掘の結果、全体の石が馬車の車輪のように配置されていることがわかり、形成期と文明期の移行期の古墳である可能性が指摘された。中央からは、保存状態の良い人骨が出土したが、通常古墳とは異なり、顔を南に向けて埋葬されていた。墓からは、2点の紅玉髄ビーズとインダスから搬入された可能性のある土器が出土した。

今回の調査によって、大型墓は大きいだけでなく、一般墓に比べきわめて大型の石材が使用されており、築造に相当の労力が必要であったことがわかった。

8. 初期ビザンツ期パレスチナにおける教会堂建築の在り方について：ユダヤ・サマリア地域を中心に

藤澤 綾乃

現イスラエル国／パレスチナ自治区（以下、パレスチナ）には、初期ビザンツ期に年代づけられた教会堂遺構が多数残存している。とりわけ、ユダヤ・サマリア地域は聖書の言及と密接に関わりがあり、現在までに400ヶ所以上でキリスト教関連遺構が確認されている。本発表では、当該地域の教会堂建築の在り方を探り出すことを目的とした。

パレスチナの教会堂建設の変遷については、大別すると2つの説が挙げられる。1つは、コンスタンティヌス帝によるキリスト教公認以降、急速に盛んになったとする説である。それに伴って、巡礼者の往来も活発になり、5世紀後半には大多数がキリスト教徒になったとされる（Avi-Yonah 1966; Tsafirir 1993他）。もう1つは、教会堂建設は5世紀後半まで都市部や巡礼路沿いに限定されていたとする説である。後者は、近年の考古学的調査の成果に基づくものであり、とりわけ都市郊外や農村部においては、キリスト教徒の増加云々以前にそれを下支えできほどの人口に達していなかったと考えられている。また、都市部や巡礼路沿いの教会堂は巡礼者向きに建てられたものであり、在地の者へのキリスト教の浸透は6世紀以降であったとされる（Bar 2003; Magen 2012他）。

このように、パレスチナで教会堂建設がいつ頃から活発になったのかについての見解は二極化を辿っている。そもそもこうした見解の違いの根底には、各教会堂遺構の年代決定についての検討が曖昧なまま解釈が先行していることが指摘できる。すでに出土遺物や銘文、舗床モザイクの図像の特異性によって、5世紀後半から7世紀に年代づけられた教会堂の在り方については議論されているが、4世紀から5世紀前半に年代づけられた教会堂については、その年代決定が文献史料に頼られることも多く、考古学的検討が十分に為されていないと考えられる。本発表では、4世紀から5世紀前半に年代づけられている教会堂遺構の年代決定方法を再考した上で、(1)建物の平面規模と(2)聖書言及との関わりについて検討を行った。

これまでの考古学的調査について整理した結果、4世紀から5世紀前半に年代づけられた教会堂遺構は23基存在することを確認した。それらのうち、文献史料と考古資料の突き合わせによって、年代決定の信頼性が認められる遺構は14基に絞られた。これらを先述の項目毎に整理したところ、次の知見が得られた。まず(1)については、1000 m²以上の遺構5基（事例：聖墳墓教会、降誕教会、ブルジュ・ベイティン遺跡の教会堂等）と400 m²未満の遺構6基（事例：ディオスポリス近郊遺跡、シロ遺跡、ヒルベト・ファウシュ遺跡の教会堂等）に傾向が偏った。残りは、500 m²以上600 m²未満が2基、規模不明が1基となった。(2)については、聖書と関わりのある地から10基（事例：聖墳墓教会、降誕教会、ブルジュ・ベイティン遺跡の教会堂等）、関わりのない地から4基（事例：ディオスポリス近郊遺跡、ヒルベト・ファウシュ遺跡、ヒルベト・フリヤ遺跡の教会堂等）確認された。従来の研究では4世紀から5世紀前半に年代づけられた教会堂は、大規模かつ聖書言及と関わりのある地に建てられたものに議論が集中していたが、本発表では、規模がそれほど大きくない教会堂や聖書言及と関わりのない地での教会堂も存在したことを明示し得る結果となった。

上述の通り、近年の説では、都市郊外や農村部へのキリスト教の浸透は6世紀以降であったと言われているが、そもそも都市と郊外の明確な基準はなく、巡礼者用と在地の者用の教会堂を考古学的に区別することも難しいであろう。在地の信徒たちの後ろ盾がなければ、教会堂の建設・維持はできなかったということも鑑みれば、当該時期にはこの地でキリスト教化が広く進んでいたと考えられる。

9. 北シリアのビザンツ時代の墓の副葬品：ガラス玉に焦点をあてて

津村 眞輝子

本発表では、北シリア、ユーフラテス川中流域の5-6世紀の墓の副葬品について、ガラス製装身具、なかでもビーズ（孔のあいた玉）に焦点をあてて報告する。対象は古代オリエント博物館シリア考古学調査団（団長：江上波夫）が1970年代に発掘調査を実施した北シリア、ユーフラテス川中流域東岸のルメイラ・ミシオルフェ地域からの出土資料である。

ルメイラ・ミシオルフェ地域の発掘調査では90件（点数ではない。破片または複数含むものもあり。）以上のガラス玉が出土している。うち82件が墓からの出土である。この地域の墓は盗掘や河川の浸水被害を受けたものが多いなか、ルメイラ地区E-2号墓は未盗掘と推定できる墓であり、44点のガラス玉が検出された。本発表ではこの44点を中心に紹介する。

E-2号墓は、土製ランプの火口の煤の放射性炭素年代測定結果〈421-537年（95.4%）〉およびランプの型式から5-6世紀の墓と考えられる。墓の構造は天井高1.9 mの正方形の墓室（2.5 × 2.5 m）に4つの棺床（正面左右の3壁面に半円アーチ状の開口部を持つ棺床、床面に仕切られた棺床）を持つ地下式横穴墓である。頭骨は5体あり、人骨は各棺床に1体以上確認された。ガラス玉は、左側の1号石棺から6点、正面の2号石棺から22点、右側3号石棺から8点、手前の4号石棺から8点出土している。土器、ランプ、ガラス杯が石棺外の床面などからも多く出土しているのに対し、ガラス玉は全て石棺内からの出土であるため、被葬者が身につけていた可能性が高い。種類は、5～7 mm程度の小玉（青、緑色）、10 mm程度の切頂六面体（青色）、細長い玉（径5 mm 長さ15 mm）、ドーナツ形玉（径15 mm 高さ8 mm、孔の径5 mm）、筋入り玉（径9 mm、高さ9 mm）、細長いしずく形玉（長さ15 mm）、小玉（3 mm）の連珠（2～3連）、3色以上のガラスを用いた所謂「トンボ玉」（径10 mm程度）、など多種類である。各棺において3種類以上のガラス玉が混在している。埋葬された玉全てを取り上げたとすれば、数珠つなぎでは長さが短く、統一性がない。ガラス玉が貴重で個々に寄せ集めだったのか、または何かの房飾りであった可能性も考えられる。

注目すべき玉として1号棺と4号棺のみからしか出土していないが、同心円文様のトンボ玉がある。なかでも1号棺出土の玉は12.5 mmの球体の2面に5 mm径の二重円があり、その周囲に1 mmの細かい点が約20個施された精巧な作りである。風化で変色しているが、蛍光X線分析の結果、二重円中央部分は淡灰青色（着色剤は銅）、その周りの同心円部は黄色不透明（着色剤は錫酸鉛）、周囲の点はおそらく白色（酸化錫による乳濁）である（ガラス分析は奈良文化財研究所田村朋美氏との共同研究で実施している）。同心円文トンボ玉はE-2号墓以外としてS20-E-1号カタコンベからも1点出土している。一方、基部となるガラスに別色の素材を埋め込んではいるが、文様部と基部が一体化しておらず、形にも歪みがあるガラス玉も出土している。トンボ玉を見たことはあるが技術を知らない地元の工房作の可能性もある。ガラス以外では3号石棺から赤メノウ、4号石棺からアメジストが出土している。同じユーフラテス川流域のビザンツ時代の要塞があったTell As-Sin（シリア北東部デリゾール県）の墓域から類似のガラス玉、赤メノウ玉が出土している。ここからはキリスト教のシンボルが記されたビーズも出土している。持ち運びしやすい玉は広範囲に交易されていたと考えられる一方、当時すでに墓の盗掘も行われており、古い時代の玉の再利用も考慮にいれて、今後搬入経路を検討する必要がある。

E-2号墓から出土した装身具としては、腕輪大の鉄製・青銅製の環や青銅製牛頭形装飾品がある。シリア・パレスティナ地方のローマ～イスラーム初期の時代の遺跡からはガラス製腕輪が多く出土し、ミシオルフェ地域の砦跡（墓も含む）からも70点以上の出土例がある。しかしながらE-2号墓からはガラス製腕輪は1点も出土していない。その理由が性別か集団によるものなのかの検討も今後の課題である。今後はガラス玉の化学分析を続行しながら、他の地域から出土するビーズとの比較、住居址や砦跡から出土するガラス玉との比較、ガラス容器との比較検討を進めていきたい。

本研究は科学研究費補助金『基盤研究（C）』『出土資料からみた北シリア、ユーフラテス川流域のヘレニズム時代以降の埋葬文化』（課題番号19K01103）により実施した。

第4部会

1. 高句麗からもたらされた三本足のカラスの紋章の源流と文化の伝播

下山 繁昭

はじめに、鳥が霊魂を運び先導すると考えるのはエジプトから始まったが鳥は隼である。伝わる中で隼から鳥に変わった。『山海経』『海内北経』の編（中国の戦国時代から漢代の作）に西王母は几に梯子て勝・杖を戴く其

の南に三青鳥有り、とある。中国では三羽の青い鳥の話になるが、高句麗では鳥に変わった。発信地は隼であったのが鳥に変わった。鳥が靈魂を運ぶのは変わらず、太陽に入り込み黒点となり、太陽信仰となった。信仰以外に高句麗文化が伝わったものに、相撲文化、流鏑馬、風俗文化のみずら、古墳壁画がある。紹介したい。先行研究に全浩天『古代壁画が語る日朝交流』がある。

I. 相撲文化：源流の根拠となる考古学資料は安岳三号墳の壁画である。高句麗最大の壁画古墳で四世紀中頃に築かれた。裸で褌をしめ手を振り上げ打ち合い足は半分膝まで挙げている。日本では張り手と言われる技である。角抵塚の壁画を観察すると、髷を結いショートパンツの上に褌で裸である。素手で組み合っている。土俵はない。古代日本と共通の文化を有していた。相撲の最初の記録は、日本書記卷第二十四 皇極天皇 642年 相撲於翹岐前（訳 翹岐が前に相撲とらしむ）。日本書記の垂仁朝の記述を見ればもう少し遡る可能性がある。日本書記卷第六 垂仁天皇 七年七月 野見宿禰自出雲至。則當摩蹶速與野見宿禰令拵力 二人相對立 各舉足相蹶 則蹶折當摩蹶速之脇骨 亦蹈折其腰而殺之（訳 野見宿禰出雲より至れり。すなわち當摩蹶速と野見宿禰と相撲をとらしむ。二人互いに取組それぞれ足を上げて互いに蹴り込んだ。すなわち當摩蹶速が脇腹を踏み割いた。又その腰を蹴り込み殺した）。格闘技及び神事である。

考古学資料 力士埴輪

- ①福島県西白河郡泉崎村原山一号墳出土 裸に褌姿の伝統的高句麗相撲の力士の埴輪、高句麗の楽器である弾琴を弾く男子の人物埴輪 古墳時代中期 5世紀後半。
- ②和歌山県和歌山市岩橋千塚井辺八幡山古墳 褌を締めた六体の埴輪の力士像が出土 両手を前に突出し相撲をとる姿勢のものが発掘された。六世紀初。
- ③埼玉県行田市酒巻1105 酒巻14号墳 褌を締め肩まで露出する衣服を着、長いズボンを履き、髪型は高句麗のみずらで沓をはいている。耳飾り、首飾りを着装。葬送する祭祀の力士埴輪である。六世紀後半。

II. 流鏑馬：

- ①騎射して自ら王位を取った記述が日本書記卷十四 雄略天皇即位前期にある。
大泊瀬天皇、彎弓驟馬、而陽呼、日猪有、即射殺市邊押磐皇子（訳 大泊瀬天皇、弓を引き馬を驟（は）せて、嘘の掛け声で猪がいるぞと言ひ、すぐに市邊押磐（は）皇子を射殺した）。騎射の記述である。五世紀後半。
- ②高句麗の流鏑馬は的が五枚、日本は三枚である。徳興里古墳壁画馬射戯図408年に描かれている。
- ③矢の先が杯のように上が開いていて鏑矢である。同様なものが埼玉県立さいたま史跡の博物館の展示に開いた鏑矢の図がある。
- ④高句麗では後ろざまでの射る。舞踏塚壁画狩猟図（模写）五世紀初。徳興里古墳壁画 前室南天井壁画408年に描かれた。
- ⑤高句麗は弓が短い。舞踏塚壁画狩猟図（模写）五世紀初。当初は短弓も来たかもしれない。日本には根付いてない。日本のものは長い、技術的には高句麗の方が優れている。
- ⑥日本には約100年遅れで伝わっている。文化の伝播には人の流れが考えられる。肥前國風土記—松浦郡此嶋白水郎 容貌似隼人 恆好騎射 其言語 異俗人也（訳 此の嶋の白水郎（あま）は、容貌、隼人似て、恒に騎射を好み、其の言語は俗人（くにひと）に異なり）。
- ⑦法隆寺獅子狩文錦に後ろ向き騎射の図柄が伝わっている。7世紀前半。

III. みずら：徳興里壁画古墳の牛車図に描かれている。貴人が乗る轎車の前二人の男子と後ろの従者の髪型にある。日本では法隆寺の「御物聖徳太子画像」の左右の二王子の髪型にある。考古学資料では埼玉県行田市瓦塚古墳の「朝鮮琴を弾く男子」。奈良県大和高田市池田9号墳 鞍を背負い男性のみずらで天然パーマ風の髪を垂らしている。五世紀後半。

IV. 古墳壁画：高松塚壁画古墳に描かれた女子群像は水山里壁画夫人群像と類似している。高句麗独特のロングスカートすなわち、縞模様のスカートををはいている。キトラ古墳の天文図のもと高句麗の石刻天文図である

が高句麗滅亡時に紛失した。この事実は李成桂が朝鮮建国三年後に「天象列次分野之図」を製作した。銘文に高句麗石刻天文図によって製作されたことが記録されていた。平壤が落城するとき石刻天文図の写しが最低二枚あり一枚が飛鳥に渡りもう一枚がソウルへ渡った。高度な天文の知識が当時の倭国と半島に伝播した。

V. まとめ：高句麗より三本足鳥の紋章が天皇家に伝わり、様々な文化が一括伝播した。

2. ガンダーラの仏教彫刻におけるディオニューソス神画像の受容と特徴

田辺 理

ガンダーラの仏教彫刻の中には、ギリシア神話に登場する、葡萄とワインの神であるディオニューソス（バックスとも呼ばれる）神と眷属に関連する画像が多数ある。このような彫刻は、多かれ少なかれ、ギリシア（ヘレニズム）・ローマ美術の影響を受けていると考えられている。

本発表では、そのガンダーラの仏教彫刻に見られるディオニューソス神と眷属の画像と、ギリシア・ローマ美術に見られる同種画像を比較考察して、何故、ガンダーラの仏教徒が、そのような非仏教的な外観の画像だけを限定的に受容したのか、その理由を、仏典に記述された部派仏教の来世観と比較して明らかにしたい。

ガンダーラの仏教彫刻に見られるディオニューソス神と眷属に関連する作例では、ディオニューソス神の眷属以外に、ディオニューソス神と眷属ではない人物が登場するものがある。また、ガンダーラの仏教彫刻に見られるディオニューソス神と眷属の画像のテーマは、飲酒饗宴、男女の性愛、奏楽、葡萄酒製造など、飲酒に関連する画像にほぼ限定されている。

一方、ギリシア・ローマ美術におけるディオニューソス神の画像には、ガンダーラの仏教彫刻には見られない多種多様な作例とテーマがある。また、それらの画像の殆どは、ディオニューソス神の秘儀や信仰、神話に関連している。

ガンダーラの仏教彫刻に見られるディオニューソス神と眷属の画像のテーマが限定的である理由は、第一に、ギリシア・ローマ美術には、ディオニューソス神の単独像ないしは、ディオニューソス神と眷属のペア像が見られるが、ガンダーラの仏教彫刻においては、その単独像も、眷属とのペア像も見られない。さらに、ガンダーラの仏教彫刻には、ディオニューソス神の秘儀や信仰、神話を表現した画像は殆ど見当たらない。また、ディオニューソス神を奉った神殿や寺院などは、ガンダーラとその周辺地域から発見されていない。これらの事実は、クシャーン朝治下のガンダーラの仏教徒は、ディオニューソス神を信仰していなかったことを示している。

第二の理由は、登場人物にある。ギリシアの陶器画やローマの石棺には、ディオニューソス神と眷属が表現されているが、ガンダーラの仏教彫刻においては、メナドやサチュロスたちが葡萄収穫や葡萄酒製造の画像に用いられることは殆どなく、ディオニューソス神と眷属とは比定できない土着の男性像にとって代わられている。飲酒饗宴の場面でさえも、インド的な服装をした人物や、婆羅門の苦行者のような人物が表現されているものもある。このように、ガンダーラの仏教彫刻に見られるディオニューソス神と眷属の画像では、ディオニューソス神と眷属以外の人物が多く表現され、信仰対象のディオニューソス神自身が表現されることは希である。

ガンダーラの仏教彫刻におけるディオニューソス神と眷属の画像が、ディオニューソス神への信仰に関係ないのであれば、その画像は、ディオニューソス神の職能である葡萄酒の神という点のみを採用し、表現しているといえよう。それ故、ギリシア・ローマ美術におけるディオニューソス神と眷属の多種多様なモチーフの中から、ガンダーラではその一部だけが限定的に選択されたといえる。

それでは、何故、仏教寺院にこのような非仏教的な外観の画像を飾ったのであろうか。

ディオニューソス神は、葡萄酒の神として有名であるが、この神と眷属が住む世界は、信者たちが死後そこに再生・復活し、眷属のメナドなどとたわむれ飲酒して、悦楽を永遠に享受できる楽園とも見なされていた。ディオニューソス神の楽園に再生復活する思想に対応するものは、インド古来の生天思想であると考えられる。インドには、古来より死後來世において天界（六欲天）にある楽園に生まれる生天という考え方があり、それは小乗部派仏教にも受け継がれた。

『長阿含經』中の「世記經」によれば、六欲天の一つ三十三天にはインドラ（帝釈天）が所有する庭園があり、その内の「雜園」では、生天した者は諸々の天女たち、天人たちと共に遊興できるという。このように、三十三天では快樂を満喫できるのである。

以上のことから、ガンダーラの仏教彫刻に見られるディオニューソス神に関するテーマは、飲酒饗宴、男女の交歓、葡萄酒製造などの物質的、官能的快樂のみに関連している。これらの図像は、仏教の天界の情景を描写した蓋然性が高い。つまり、ガンダーラの仏教徒が誰も見たことのない天界の楽しさを説明するために、ディオニューソス神と眷属の図像を仏教寺院が利用したのである。

3. エーラーン帝国の宗教：マズダー教、ズルヴァーン主義、ゾロアスター教

青木 健

本発表のテーマは、エーラーン帝国（224–651年。通常、サーサーン朝ペルシア帝国と呼ばれる）の宗教の変遷である。3–4世紀の段階では、皇帝が造営した中世ペルシア語碑文に「マズダー崇拜教」という術語が頻出するが、その内容は明らかではない。特に、ザラスシュトラ・スピターマ伝説の欠落は、この宗教を「ゾロアスター教」と呼ぶのを躊躇させる。

而して、5世紀半ばの大宰相ミフル・ナルセフ・スーレーンは、アルメニア王国の民に対して「マズダー教」を強力に推奨している。それを明らかにしているのが、439年にアルメニア人キリスト教徒に対して「マズダー教」への改宗を薦めた回勅『始原から終末に至るまでの世界の本质と人間の靈魂に関する解説』である。それによると、439年段階のマズダー教教義は、我々が現在ゾロアスター教の正統教義として認識している二元論ではない。この回勅の中では、時間の神ズルヴァーンの下で、善神オフルマズド（アフラ・マズダー）と悪神アフレマン（アンラ・マンユ）が闘争を繰り広げる「ズルヴァーン主義」が、中核教義をなしている。そして、時代を同じくするアルメニア語訳では、相変わらずザラスシュトラ・スピターマ伝説が欠落している。

即ち、ここで表明されている教義は、「ゾロアスター教」ではない。それは、エーラーン帝国初期以来継続してきた「マズダー教」の最終形態である。発表者は、「マズダー教」が最終的に教義を整えたこの教えを、「マズダー教ズルヴァーン主義」と定義したいと思う。ミフル・ナルセフ自身もこれを信仰していたらしいことは、前出の彼の長男の名前「ズルヴァーン・ダード（＝ズルヴァーン神に創造された者）」から推測できる。

だが、皇帝ヤザドギルド2世の即位以降、事態は一転して、全く新しいエーラーン帝国の国体イデオロギーが明徴になった。ヤザドギルド2世の即位（438年）の1年後（439年）に宣布されたミフル・ナルセフの回勅は、アルダフシール2世以来胎動していた帝国イデオロギーの混乱期の最終段階を象徴する仇花に過ぎない。

その国体明徴の証拠として、ヤザドギルド2世は、自ら発行したコインに、中世ペルシア語で「マズダー崇拜の神たるカイ（マーズデースン・バイ・カイ）」と刻んでいる。このうち、「マズダー崇拜の神」の部分については、前代の皇帝から変化はないが、決定的に重要なのは、後段の「カイ」の部分である。これは、ザラスシュトラ・スピターマを輔翼して「ゾロアスター教」の普及に尽力したカウィ・ウィーシュタースパ大王の称号「カウィ」の中世ペルシア語形に当たる。つまり、帝国開闢以来初めて、疑う余地もなく『アヴェスター』的な文言が、エーラーン帝国の公的文書に出現したのである。発表者としては、この段階で、エーラーン帝国は「ゾロアスター教」を国教に採用したのではないかと考えている。

4. ヘブライ語聖書における「埋葬地」としての水溜めの性質

新井 雅貴

本研究の目的は水溜めを意味するヘブライ語、ボル（*bôr*）のヘブライ語聖書における用法を分析し、考古学資料と対照することでその構造を把握するとともに、水溜めであるボルが「埋葬地」として用いられる理由を適切な埋葬儀礼の場である墓（*qever*）との比較によって明らかにすることであった。

ボルはヘブライ語聖書で言及される64箇所のうち、15箇所水溜めとして使用され、その一方で32箇所では水溜めとしてではなく死体を「埋葬」する場所として描写された。従来のボル研究は、冥界（*š'ôl*）の同義とな

る詩篇や預言書の記述に焦点が置かれ、ヘブライ語聖書における冥界研究の観点から行われてきた。そして、ボルが冥界の同義語となる理由は、ボルの内部の様相が墓あるいは死後の世界を連想させるためと考えられてきた (Tromp, *Primitive Conceptions of Death and the Nether World in the Old Testament*, 1969)。しかしながら、何故水溜めと墓という全く異なる用途がボルにあるのかという点には触れられていない。また、ボルの死者に対して、通常の埋葬時には見られない侮辱的な描写があるという指摘 (Rosenberg, “The Concept of Biblical Sheol within the Context of Ancient Near Eastern Beliefs,” Ph. diss. (Harvard Univ.), 1981) も、ボルと墓の具体的な性質の違いには触れていない。このように、従来のボル研究の問題点は、本来の意味である水溜めの穴としてのボルの特徴が明らかでないために、墓との区別、および冥界と同義となる理由についての明確な説明がされてこなかったことにある。そのため、本研究では第一に、ボルの水溜めとしての構造に着目した。

ボルの水を飲む、あるいは飲ませるという表現はそれが飲料であることを意味した。その製作には掘るや切り出す、作るといった動詞が用いられ、この穴が人工物であることが確認できた。その中でも特に *h-s-b* は石を削り抜く際に用いられる動詞であることから、水が染み込まない素材であることが想定された。

ユダの王ウジヤが家畜の飼育と農耕のためにボルを荒野に作ったという記述 (歴代誌下 26 章 10 節) や、家畜の転落事故の責任をボルの所有者に問うという規定 (出エジプト記 21 章 33-34 節) からは、町の公共物ではなく個人が所有することのできるもので、生活用水を確保するために屋外に作られたものであることが示唆された。また、荒野だけでなく、城郭の内側 (エレミヤ書 38 章 16 節) やベツレヘムの門の側 (歴代誌上 11 章 17-18 節) にもあることから、ボルは町の内外、すなわち河川や地下水の有無にかかわらず任意の場所に作られたといえ、水源が降雨であることが伺えた。これらの点から、湧き水を必要とし、かつ町の公共物である井戸 (*be'er*) とは区別でき、ボルは水溜めであることが示された。以上の特徴をまとめると、ボルは雨の貯水を目的として岩盤を掘って作られる人工の水溜めを指す語であった。

このようなボルの特徴は、レヴァント地方で発掘されている水溜めの構造と一致するものであり (Keel, *Die Welt der altorientalischen Bildsymbolik und das Alte Testament*, 1972)、ボルは深さ約 6.5~8.5 m の円筒形あるいは洋梨型の穴であることが確認できた (Robinson, *Physical Geography of the Holy Land*, 1865 や Wampler in McCown (ed.), *Tell En-Nasbeh*, 1947)。

このように、ボルは本来、貯水のための堅穴を指す語であった。にもかかわらず、「埋葬地」としての転用は、ヘブライ語聖書におけるボルの用例の半数を占める。ボルに死者が入られる場面では、その死者は殺され、殺害した人物によってボルの中に投げ込まれる (*s-l-k*)。これは明らかに死者に対して敬意を払う行為ではない。それに対して、ヘブライ語聖書内の墓への埋葬の場面では、*s-p-d* や *'b-l* など追悼の動作を伴って描写される。この儀礼の有無がボルと墓の最大の違いである。すなわち、ボルへの「埋葬」は死体の遺棄であり、死者を侮辱する行為であるといえる。

加えて、墓は埋葬されている死者の名前を記録し、また、追悼儀礼が行われることによって死者と生者の交流の場になるという役割をもつものであった。このことは、家族墓が土地の所有権を示す根拠となる点と、ヘブライ語聖書では禁止されているものの、古代イスラエルで死者への供物や追悼儀礼が行われていたことが示唆される点から確認できた。墓が備えているこれらの役割は当然水溜めには無い。

ボルの死者の特徴として、地上に名前が残されない点と、生者との関係が断絶するという点が強調されるが、それは死者が墓に埋葬されないことに起因する。死者が墓への埋葬を避けて死体を遺棄するという行為は、死者に対する侮辱であるだけでなく、同時に、死者の記念碑と追悼儀礼の場所を失わせ、それによって死者の死後の生活が脅かされることを意図とするものであった。したがって、ボルの「埋葬地」としての重要性は、適切な埋葬地ではない点にあるといえる。

5. スーダン国立博物館所蔵鉄製品の考古学的・文化財学的意義について

関広 尚世

スーダン国立博物館には、1960年代のヌビア遺跡群救済キャンペーン等で出土した鉄製品が所蔵されている。これらの資料には、古代スーダンの物質文化を明らかにするための重要な手掛かりが多く含まれているにもかかわらず、収蔵庫に眠ったまま、活用されていないのが現状である。そして、研究者の記憶からもその存在が薄れつつある。本研究の始発点は、この現状に疑問を抱いた点にある。古代スーダンが、鉄や製鉄と密接に関係する文化であることが明らかになってから久しい。また近年では、ロンドン大学カタール分校のJ. ハンプリス(Humphris)隊長のもとメロエの製鉄技術復元が試みられている。2000年初頭に一時中断していた古代スーダンの鉄研究に「再び火が入った」のであるが、製鉄技術の全貌を明らかにするには多くの年月を要するとみられる。そしてその中の課題の一つが、製品自体の研究である。同博物館での資料調査の結果、下ヌビア出土の鉄製足輪には2形式が認められ、メロエ地域の出土の鉄製腕輪には3形式が認められた。また、腕輪・足輪以外にも、斧や鎌のような武器、毛抜きやヘラなどの化粧用具などが認められ、古代スーダンメロエ期(紀元前3世紀～紀元4世紀半ば)の鉄製品が様々な種類からなり、それぞれに高度な製作技法が用いられていたことが明らかになった。このことにより、既存資料にも、古代スーダンの歴史・文化を知るための貴重な情報が十分にあるといえる。

さらに資料調査を通して博物館資料の収蔵や保管環境の現状と課題についても明らかにすることができた。館内は全体的に乾燥状態にあり、収蔵庫の温湿度変化は展示室に比べて穏やかであるが、基本的には外気変動に依存していた。また、収蔵資料のデータベース作成作業が遅れており、調査対象となる資料の抽出には時間を要した。資料を研究のみならず広報にも使用していくためには今後改善が必要となる。

こうした研究の意義には、30年間に及ぶ独裁政権が終焉をむかえ、真の復興を試みる現在のスーダンの社会的状況が関係する。長期間に及ぶ経済制裁とテロ国家指定により、スーダンが本来保持していた歴史文化に関する情報の共有が難しくなっている。ポジティブイメージの完全喪失である。2018年12月より続いた民主化運動では、スーダン人考古学者らが「過去がなければ現在も未来もない」というスローガンを掲げ、独自の抗議行動を行った。スーダンの歴史文化、文化財保護、考古学者の社会的地位向上を目指したものである。通常であれば、考古学的成果や文化財学的成果は個別に論じられるが、上記のような社会的状況の解決を試みる時には包括的に論じ、考古学や文化財学の専門家以外の関係者とも情報を共有する必要がある。

6. シリア語 Differential Object Marking の地域差について

原 将吾

シリア語には Differential Object Marking (DOM) と呼ばれる、他動詞の直接目的語がある場合には標識を伴い、ある場合には無標で現れるという現象が見られる。この現象はスペイン語やトルコ語、現代ペルシア語をはじめ広く世界の言語に見られるものである (cf. Sinnemäki 2014)。その中でもシリア語の DOM は、動詞に付加される主要部標示タイプのものと、名詞句に付加される従属部標示タイプのものの2種類の標識が関与するという点で特徴的である。

この現象について既発表論文(原 2018)では、

- 1) 標識を伴う方法は、目的語となる名詞句が有生性・定性の階層で上位にあるときほど用いられやすい(有生性・定性の階層とは「人間>動物>無生物」という有生性の階層と、「人称代名詞>固有名詞>定名詞句>不定特定名詞句>不定不特定名詞句」という定性の階層の2軸からなる二次元的な階層である (cf. Aissen 2003))
- 2) 標識が1つだけ用いられる場合には、名詞に付加する標識が優先される
- 3) 2種類の標識の共起は基本的に目的語の定性が定 (definite) 以上である場合に限られる

という仮説を提案した。本発表では、この仮説がシリア語の東西両方言に成立するものであるかどうかを検証する。

検証に際しては、資料から直接目的語として名詞句を伴うものを収集し、その名詞句の定性・有生性をチェックし集計する、という方法を採用した。その結果、収集した目的語名詞句のうち人間・定名詞句では西方言

60.5%, 東方言95.5%が何らかの標識を伴った一方で, 無生物・定の場合は西方言13.1%, 東方言31.7%しか標識を伴う例が確認できなかった。なお前者の東西差は再帰代名詞的に使われる *napš* + 人称代名詞接尾形が標識を伴わず現れる影響で, 西方言でこれがより多く現れたためである。また不定不特定の名詞句でも, 人間を表す名詞が標識の出現を比較的許すのに対し, 無生物の場合には例外的な2例を除いて標識は現れなかった。また2つの標識が共起する例は東方言の2例が人間・不定特定であった他は全て固有名詞か定名詞句が目的語の場合であった。さらに標識が1つだけ出現する場合には西方言で88%, 東方言で94.1%が名詞に付加するものを用いている。そこから原(2018)の仮説は両方言において認められることが指摘できる。他方で

A) 名詞付加タイプの標識は東方言において明らかに使用範囲が広く, 東方言では西方言が標識を用いなかった無生物・不定不特定の名詞句に対してもこの標識を使用している

B) 西方言では2つの標識の共起は定名詞句に限定されているのに対し, 東方言では不定特定の目的語名詞句に対しても起こりうる

という方言差のようなものも観察された。

ただし両方言ともに利用した資料が少ないため, 現段階ではまだその資料の特性に過ぎない可能性も否定できない。また方言差の可能性があるA, Bの2点についても, そのことがどの程度意味を持つものであるかについて十分なデータがあるとは言えない。今回の調査を予備調査として, 今後は複数の資料を用いてデータを拡大する必要がある。

本研究はJSPS 特別研究員奨励費JP19J10473の助成を受けたものである。

参考文献

- Aissen, J. 2003: "Differential Object Marking: Iconicity vs. Economy," *Natural Language & Linguistic Theory* 21/3, 435-483.
- Sinnemäki, K. 2014: "A Typological Perspective on Differential Object Marking," *Linguistics* 52 /2, 281-313.
- 原将吾 2018: 「シリア語における目的語標示の使い分けと有生性・定性」『オリエント』61/1, 13-26.

7. カローシュティー文字の形態変化に関わる考古学的検討: 西北インド出土の碑銘資料を中心に 内記 理

紀元前3世紀頃から紀元後3世紀頃にかけて, 西北インド(現在のパキスタンのベシヤーワル盆地とその周辺地域)ではガンダーラ語が用いられ, それを表記するためにカローシュティー文字が使われた。貨幣銘における同文字の発見と解説以来, 同文字によって書かれた碑銘資料や文書資料の発見が続き, ガンダーラ語やカローシュティー文字の研究がおこなわれてきた。ごく近年においても, 新たに市場に出回ようになった文書資料の整理と読解が進められ, そこから同地の仏教を復元しようとする試みが続けられている。

カローシュティー文字における研究のうち, 文字の形態に着目する議論は, 古くから存在した(Majumdar 1937, 2)。字形は時代が下るに従って変容した, とする指摘であり, 特に「s」音を表す字が変化の最も分かりやすい指標文字としてしばしば取り上げられた。しかしその後, 相対的に新しい時期の碑銘資料の中に, 「s」字の古いとされる字形と新しいとされる字形が混在することが明らかになり, 字形に頼った議論の難しさが浮き彫りになった(Das Gupta 1958, 102, 146)。現在は, 「s」字の形態は時期判断の指標となりうるが, それのみで判断をしない方が賢明である, とする結論に落ち着いている(Salomon 1998, 55)。

このように, これまでは字形の有無に着目したカローシュティー文字資料の制作時期の検討がおこなわれてきた。「s」字の形態だけでなく他の文字の形態も考え合わせて時期を判断した方が良いとするR. サロモンの意見は卓見である。しかし一方で, 他の文字においても複数の形態が同じ資料上に現れた場合に, 時期判断のために用いるべき文字がなくなってしまうという問題がある。また, もう1つの問題点は, これまでの研究では時期の区分を, インド・スキタイやクシャーンなど王朝名を用いて曖昧におこなってきたことである。支配王朝の

交代で字形が刷新されたとは考えがたく、字形の変化がどのような時期に起こったかを検討する必要がある。

これらの問題点を解決するために今回発表者が考えたのは、文字の有無ではなく割合に着目した資料の分析の方法である。分類された字形の中で、1点の資料上において最も大きな割合を占めるのがどの字形かを複数の文字を使って分析することにより、資料の制作時期についてより精緻な判断ができるのではないかと考えた。そこで今回は、西北インドで出土したカローシュティー碑銘資料のうち、王名や紀年銘によって大まかな制作時期の判明している資料を取り上げ、字形の変化についての分析をおこなった。

「s」字や「e」字、「c」字などを指標文字としてその字形の割合の分析をおこなった結果、碑銘資料の制作時期を大きく6つの時期に割り振ることができることが明らかになった。この分析結果を用いれば、碑銘そのものが彫られた時期だけでなく、碑銘をもつ彫刻や容器の制作年代を考察することも可能である。

8. 企画セッション 「古代ギリシア・ローマ世界における身振り図像とその形成、変遷、差異のメカニズム：『両手を上げる』身振りを中心に」

(企画代表：田中 咲子，司会：長田 年弘)

企画趣旨：このセッションでは、古代ギリシア・ローマ美術にみられる「(両)手を上げる」身振りを取り上げる。一般的に古代ギリシア・ローマ美術史では、この身振りは祈願や哀悼、嘆願(命乞い)などを意味し得る多義的な身振りとして認識されている。しかし他方、おそらく日本国内のみと思われるが、初期キリスト教のオランズのポーズが古代の嘆願を起源に成立したとの異説も存在する。この異説の検証もさることながら、本セッションでは、まず古代ギリシア・ローマ世界において両手を上げる身振りが担ってきた意味を編年的に整理し、次いで各発表ではケーススタディとして、具体的な時期や作例に関して、この身振りの造形表現上の意味の形成過程や変遷の背景について考察する。

「両手を上げる」身振り概要：本セッションにおいて両手を上げる身振りとして想定しているのは、肘を上げ、両手を前方にかざす身振りである。必要に応じて片手のみを上げる身振りも考察対象に含めることにする。肘を曲げる角度や肘の高さ、両肘の左右への開き方等、細部に関しては特に限定しない。というのも、古代ギリシア・ローマ美術では、人体表現において、解剖学的な正確さを必ずしも求めている場合が多いからである。もちろんこれらの細部を意図的に描き分けたと思われるものもあるが、そうでない場合、肘の位置などの細部の違いはあまり意味を為さない。

この身振りを示す作例は、古代ギリシア・ローマ世界のものだけでも相当数に上る。しかし古代ギリシア・ローマ美術史においては、身振り研究は形態ごとではなく、むしろ概念ごとに進められる傾向があり、この身振りの多義性の問題は看過されてきた。両手を上げる身振りそのものを対象とした研究は、管見の限り、古今東西の広範な作例を対象としたDemisch 1984に限られる。著者がこの身振りの根本的な意味として導き出した結論は、「この身振りは全て生命に関わり、超越的存在に対して不滅の生命を希求するものである」と要約できる。本セッションも基本的にDemisch説に賛同の立場で進めたい。

各論に入る前に、指摘しておくべき前提がある。すなわち、古代ギリシア・ローマ美術においては、従来この身振りに祈願、哀悼、驚嘆、嘆願という多様な意味が指摘されてきたが、時期によってその意味が変化する。発表者がこの身振りの四つの主要な意味が造形表現にみられる時期を調べたところ、以下の結果が得られた。ギリシア・ローマ世界で最も古くから作例を確認できるのは、祈願としてのこの身振りである。前15-12世紀にクレタ島各地で制作され奉納されたテラコッタ製の通称《女神像》が最初期の代表例に当たる。これらクレタのテラコッタ像は宝冠を戴くゆえに、従来女神像と解釈されてきたが、近年では奉納者像説も浮上している。女神像だとすれば両手を上げる身振りはエピファニーすなわち顕現した姿となり、奉納者像であれば祈願の身振りということになる。その後も祈願としてのこの身振りは、前5世紀中盤以降、特に古典期にしばしば陶器画等に描かれた。

次いで登場したのが哀悼としてのこの身振りである。前6世紀末～前5世紀初頭にかけて、葬儀に参列する男性にこの身振りがみられる。哀悼としてのこの身振りはその後途絶え、前3世紀になって南イタリアの副葬用テ

ラコッタ像に再び作例が現われる。但し今度は少女像であった。

驚嘆としてのこの身振りは、数は多くないものの、前5世紀初頭や前4世紀の陶器画に事例が確認できる。

最後に嘆願であるが、管見の限り、初出例は前5世紀半ば過ぎである。その後、ヘレニズム期の絵画にもしばしば見受けられる。そもそも嘆願は、伝統的に、片手を相手の顎へ伸ばす身振りで表されてきた。両手を上げる身振りが嘆願として用いられるようになって、相手の顎の方へ片手を伸ばす、従来の身振りも引き続き用いられる、むしろ嘆願の主流は伝統的タイプであり続けたといつてよい。

祈願としての両手を上げる身振りは常時存在したものの、それ以外の意味は時期によって出現と消滅が認められる。また、地域による差異も想定される。両手を上げる身振りは多義的であるとはいえ、重要なのは常時多義的だったわけではない点である。各論に入る前に、この点を強調しておきたい。

エーゲ時代からヘレニズム時代における「両手を上げる」身振りの編年と意味：哀悼と嘆願を中心に

田中 咲子

本発表では「両手を上げる」身振りの主な意味のうち、哀悼と嘆願（命乞い）に着目したい。概要説明においてすでに確認したように、当該身振りにこれら二つの意味が表れる時期には、ややずれがある。つまり現存作例から判断する限り、ヘレニズム時代以降、両手を上げる身振りの意味として、哀悼と嘆願が並存したが、それ以前は時期にずれがある。当該身振りが哀悼に用いられたアルカイック期、嘆願は別の身振りで表現され、その後は状況が逆転した。他方、神への祈願もしくは神の顕現については一貫して常用されていた。

なぜ同一身振りが時期を変えて複数の意味を持ちえたのか、図像表現における身振りが変化した要因は何か。また、祈願はなぜ他の意味と常に並存し得たのか。従来、「両手を上げる」身振り自体に着目した研究がなかったゆえに、こうした疑問は見過ごされてきた。本発表では、アルカイック期からヘレニズム期における図像表現上の哀悼と嘆願それぞれの身振りの変遷を辿ることで、意味の変化の背景を検討する。

哀悼の文脈で当該身振りが初めて図像表現されたのは、管見の限り前6世紀末であり、葬礼に参列する男性がこの身振りを示す。厳密には、彼らは右手のみを上げている。というのも、ヒマティオンをしっかりと纏った正装において、左手は布地に包まれて高く上げることができないからである。同じ葬礼行列に参加する女性たちは、両腕を上げて髪の毛を掻き巻く様子として描かれる。男女の身振りの違いは、先行研究では感情の抑制能力の差として理解されている。

しかし前5世紀中盤以降、哀悼の身振りは大きく変化し、頬杖をついて沈思する姿が新たに登場する。本発表ではこれを「沈思型」の哀悼と呼ぶ。この身振りは男女に見られるが、とりわけ女性像と青年像に多い。女性像の場合、遺族も死者もこの身振りを取り得るが、男性像の場合はおそらくほぼ若い死者像に限って沈思型が適用された。沈思型の登場とともに、(両)手を上げる哀悼は姿を消す。嘆願の意味で両手を上げる身振りが用いられるようになったのは、そのすぐ後である。

沈思型の哀悼は古典期後期からヘレニズム期にも継承され、とりわけ女性像に用いられた。この時期、アッティカの葬礼図像は見るべきものがないが、ギリシア世界東部の墓碑図像では、沈思型は女性像の典型の一つとなった。顕著な例としてシドン出土の通称《哀悼する女性の石棺》(イスタンブール考古博)が挙げられる。

他方、同じヘレニズム期でも南イタリア、カノーサ出土の両手を上げるテラコッタ製の少女像群(所蔵場所)はやや特異といえる。というのも、沈思型ではない点もさることながら、アルカイック時代には男性の身振りであった身振りが女性に適用されているからである。但し、手の上げ方はやや異なり、両上腕は体側につけ、前腕のみを上げて掌を前方にかざしている。D'Angelo and Muratov (2017)によれば、カノーサの女性像が少女像であることが重要である。すなわち、未婚女性は男性同様、死の穢れを避けるべき立場にあり、遺体の手入れには従事せず、葬儀でも激しく慟哭する役割にはなかったという。それゆえに控えめな哀悼の身振りが選択されている。

アルカイック期の当該身振りによる哀悼は、挽歌の吟唱を伴うとの指摘がある(Rauchle 2019)。Demisch(1984)が当該身振りの意味として導き出した結論を参照するなら、男たちは挽歌を歌うなり祭詞を唱えるなりして、冥界の神または故人という超越的存在に向かって語りかけていることになる。つまり哀悼としての両手を上げる行為は、祈願に類するといえる。

ところで、前5世紀は感情表現の開始時期であるといわれることがある。哀悼と嘆願の身振りの変化を、これによって説明することができよう。すなわち、前5世紀になって登場した沈思型の哀悼と両手を上げる嘆願は、それぞれ悲しみ、恐怖といった感情に直接的に反応した身振りである。とりわけ両手を上げる身振りには、同時期、驚嘆図像としての作例も現れる。つまり前5世紀に入って、この身振りは本能的情動を表すようになった。他方アルカイック期は、この身振りはむしろ儀礼であった。要するに、アルカイック期から古典期への移行期、ギリシア美術は様式の変化のみならず、事柄の叙述方法も儀礼的、形式的なものから人物の感情による場面描写へと変化した。両手を上げる身振りは、その変化を物語る顕著な例として位置づけられる。

ローマ帝政初期から中期における哀悼・祈願の身振りと帝室女性

小堀 馨子

趣旨説明で述べたように「両手を上げる」身振りには、「祈願・哀悼・嘆願・驚き」の要素があることが確認された。しかし全ての時代の作例にこの要素が認められるわけではない。本発表では古代ローマの帝政期の初期から中期にかけての女性像に見られる意味が「哀悼」を端緒としながらも「祈願」に変容してゆく過程を検証したい。

古代ローマにおいては帝政初期以前の彫像の作例で両手を上げる身振り（オランス）を確認できるものはほとんどない。ギリシア文化圏であった南イタリアのヘレニズム期の作例を除くと、紀元前1世紀末以降の作例が残っている。オランスは腕の角度の違いからアドランスとオランスに分けられるが、その違いはポーズの違いだけではない。アドランスはadoro（崇拝する）からくる崇拝者という人間女性の像であり、葬儀に関連した情景で見受けられる。オランスBはヘレニズム時代には葬儀に関連した情景でも見られるが、主にローマで祈願のポーズで帝室女性の表象に用いられる。

ヘレニズム期のアドランス像の研究において最も重要な作例は、カリアのマウソレウムのアルテミシア2世像である。アルテミシアのポーズは、夫を悼む女性の代表的なポーズとして用いられ、哀悼の意を表していた。

一方帝政期ローマの作例において、帝室女性及び女神官はユリウス・クラウディウス朝期にはアドランスのポーズで描かれることが多い。それは夫への哀悼というより、神事を執り行う際のポーズであり、特に神々に対する祈りを捧げるポーズである、との指摘が可能である。これが五賢帝時代になると前時代にはなかった帝室女性の神格化が生じる。2世紀以降の帝室女性たちは神事を行う者から、神である側へと立場が移行していると考えられる。

帝室女性の神格化と相俟って硬貨に出現するのがピエタース女神の図柄である。本女神像は皇帝のみならず、帝室女性とセットで刻印される図柄である。このようにして、祈る者から祈られる対象へと像の主の立場が移行したことにより、神格化された帝室女性と同格であると看做されたピエタース女神も、彼女たちと同じアドランスポーズを取って描かれる例が増えたのではないかと推測される。

その一方で、元来ユリウス＝クラウディウス朝時代には神々に対して祈る姿と捉えられていたオランスBポーズが、3世紀になって祈りの対象をローマの神々からキリスト教の神に変えた形でカタコンベ図像にオランスAポーズとなって登場するとも言えよう。

まとめるとオランス像は、ヘレニズム期では一類型のアドランス像という形で、カリアのマウソッルス霊廟において、夫の死を哀悼する女性、という表象に用いられ、ローマ帝政期には、夫への哀悼から意味が拡大して女性の夫への忠誠の表象として用いられることとなった。そしてそれがアウグストゥスの政策の理念に合致したゆえに、帝室の主導で積極的に導入され、帝室イデオロギー及びローマ神学の拡大と共に、祈りの姿勢として人々の間に広まった、という過程が推量できる。

以上のように、両手を上げる身振りはヘレニズム時代からローマ期においては、「祈願・哀悼・嘆願・驚き」のうち、「哀悼」及び「祈願」を主に表象しつつも、時代の社会的背景と不可分の変遷をたどっていると言える。

《ユリウス・テレンティウスのフレスコ画》に関する一考察：身振り表現、図像伝統、神殿と軍隊の関係などから

坂田 道生

本報告ではシリア北東部に位置する古代都市ドゥラ・エウロポスから発見され、近郊の都市パルミラの神々を祀った神殿の壁面に描かれる《ユリウス・テレンティウスのフレスコ》（後239年以前）を考察の対象とし、そこに見られる特徴的な身振り表現を中心に検討を行う。本作の右側にはラテン語の銘文によりユリウス・テレンティウスと記される人物が軍服を纏い、家臣を伴って犠牲の儀式を行う一方、左側には儀式が捧げられる5人の神の姿が見られる。テレンティウスはパピルス資料から、ドゥラに実際に駐留したローマ軍第二十パルミラ大隊の司令官であったことが分かっている。本作のジェスチャ表現は、テレンティウスの右側に表される家臣たちに見られる。儀礼に参加する彼らの多くが右腕を垂直に上げ、掌を外側へと向ける。

このフレスコ画についてはこれまでいくつかの研究がなされており、左側上段に表現された神々の特定、古代文献と表現との関係などが議論の中心であった。一方、身振り表現に関してこれまで詳しい検討はなされていない。類似図像と比較検討することにより、ジェスチャ表現の特徴と意義について考えたい。

犠牲式とは神と人間との良好な関係を保つために実際になされた古代ローマの宗教儀礼であり、神への敬虔さを示すとされるその図像は公的な建築物に数多く残されている。本作の類似作例と見なされる、軍人による犠牲式が表された図像は都市ローマから2つ発見されているだけである。それらはトラヤヌス帝のダキア遠征を記念して後113年に建設され遠征の様子を表したトラヤヌス記念柱の浮彫りに見られ、遠征中になされた儀礼であるとされる。比較検討を行うと、構図などから本作は確かに軍人による犠牲式の図像伝統にならって制作されたものであるという一方、2作例に身振り表現は見られず、帝国の首都ローマで制作された犠牲式図像にはそのような表現は存在しないことが分かる。

では、なぜそのようなジェスチャ表現がなされたのであろうか。報告者はそれが、ドゥラ・エウロポスのパルミラの神々の神殿に見られる他の犠牲式図像と関係していると考え。つまり、本作が見つかった神殿からは、他にも市民による犠牲の儀式を描いた図像が発見されているが、そこに描かれる儀式的参加者の中に右手を上げる人物が含まれているのである。《コノンの供犠》と呼ばれる作品は神殿において神像が置かれる内陣の壁面に表されている。そこにはコノンという人物が一族と共に犠牲の儀式を行う様子が描かれるが、執行者であるコノン以外の一族の全員が右腕を垂直に上げて、掌を外側へと向けて表されているのである。このようなジェスチャは他にも宗教的な場面によく見られるものであることから、神への崇拝や敬意を示すとされている。本作において儀礼に参加する多くの人物にみられる右手を上げる身振り表現は、神への敬意を示すという当地でよく見られる図像伝統に則ってなされたと考えられる。

本作は、ローマの支配の過程で中央と地方の美術の慣習が融合され、新たな図像文化が生み出された一例と思われる。中央の宗教美術と被支配地域の図像伝統を融合させて制作された本作の図像は、おそらく当地の人々にとって非常に受け入れやすいものとなったであろう。その地の慣習にならいながら、パルミラやドゥラの神々に犠牲を捧げる者がローマ軍の中にもいることを示すことは、駐留ローマ軍への好意や敬意を生み、さらに、ローマによる支配体制の強化にもつながったのではないだろうか。

第5部会

1. 初期イスラーム時代ヒジャーズ地方のグラフィティにみられる文面の変遷

徳永 里砂

二大聖地マッカとマディーナを擁するアラビア半島のヒジャーズ地方では、イスラーム時代の幕開けに、自然の岩壁面にアラビア文字で短い文章を刻む習慣が広まった。初期ムスリムによるこの習慣は直ぐに半島外のイス

ラーム世界へと広まり、以後3世紀間（7-9世紀頃）の間に膨大な数のグラフィティが、人々の通過したワーディーや山間の岩壁に残された。これらの多くはアッラーへの祈願文、信仰告白などのアラビア語の短い定型文で、アンベールらによる先行研究では、年号の記されたグラフィティの分析により、文面の年代による変遷が指摘されてきた。アンベールは、ヒジュラ暦20年代のグラフィティに宗教色は見られず、古代北アラビア文字碑文と同様、個人名を岩に刻んで残すことが目的となっていたこと、次いで部族主義・物質主義的な一神教観を反映するアッラーとの同盟関係を表明する文面が現れ、さらに遅れて伝統的な信仰告白の文句やバスマラ（「アッラーの御名のもとに」という文頭の文句）、預言者ムハンマドへの言及が見られるようになることを明らかにし、グラフィティの文面が年代の指標となることを論じた（Imbert 2011）。しかし、これまでの研究に用いられた紀年史料の所在、刻者の出身は様々であり、より均一な背景を持つ史料を用いた分析も必要と考えられる。

このような背景を踏まえ、本研究では、先行研究で明らかにされた文面の通時的変化が、同一地域・刻者集団によるグラフィティにおいても観察できるのかどうかを考察した。2017年3月、発表者は、金沢大学とサウジアラビア国家遺産観光庁による合同調査隊（代表：藤井純夫教授）に参加し、サウジアラビア、タブーク州北部にて同調査隊が発見したグラフィティ群を調査する機会を得た。この調査では、タブークの北西約7 kmに位置するワーディー・アルヒルカにて105点、その約10 km東のワーディー・アルグバイにて9点の初期イスラーム時代のアラビア文字グラフィティを登録した。テキストの解釈を行った結果、紀年史料は発見されなかったものの、グラフィティに含まれる人名の系譜により、32点がフルムズ、アブドゥルワッハブを祖とする2つの家系のいずれかに属することが判明した。そこで、これらの系譜をもとにグラフィティの刻者を4世代に分け、世代間の文面の比較を行った。その結果、世代毎の傾向が表れ、アンベールの研究で明らかにされたグラフィティの文面の時代的変遷が、同一地域・刻者集団においてもおおそ確認されることが明らかとなった。

しかしながら、近年、マディーナ地域で発見された預言者ムハンマドの教友による最初期のグラフィティにバスマラと信仰告白、預言者ムハンマドの名が見られるように、文面の時代的変遷の考え方にあてはまらない資料も存在する。したがって、グラフィティの文面は年代の指標というよりも、おおそその傾向と捉えるのが適切であろう。

初期イスラーム時代のグラフィティの文面の変遷は、初期のムスリムの宗教観の変容を知る大きな手掛かりになる。ヒジャーズ地方には、今なお未刊行のグラフィティが数多く残されている。今後も調査を継続し、グラフィティの文面の時代的変遷とその背景をより明らかにすべく、有効な資料の増加に努めていきたい。

参考文献

Imbert, F. 2011: “L’Islam des pierres: l’expression de la foi dans les graffiti arabes des premiers siècles,” *Revue des mondes musulmans et de la Méditerranée*, vol. 129 (online version), URL: <http://journals.openedition.org/remmm/7067> (accessed on Aug. 30, 2019).

2. 古典アラビア語文法における「主語」

榮谷 温子

アラビア語でいわゆる「主語」にあたる要素としては、al-fa‘il（動作主）、al-mubtada’（主題、名詞文の主語）、ali-sm（kānaやlaysa等の主語）、nā‘ib al-fa‘il（受け身文の主語）が挙げられる。そして、これらをまとめる用語としてal-musnad ‘ilay-hiがある。他方、これらの「主語」に対して、al-fa‘ilに対するal-fi‘l（動詞）、al-mubtada’に対するal-ḥabar（主題に対する補語）があり、これらをまとめる用語としてal-musnadがある。

musnadは、動詞‘asnadaの受動分詞形だ。‘asnadaは元来「～を…に（‘ilā）もたれかからせる」の意味で、そこから「～を（文の主語となる他の語）に（‘ilā）もたれかからせる」すなわち「～を述語にする」の意味となった。al-musnad「もたれかからせられたもの」が述語で、al-musnad ‘ilay-hi「それに対して（何かが）もたれかからせられたもの」が主語になる。だが、この2つの用語の解釈の変遷してきたことは、LevinやGoldenbergの

指摘するところである。

そもそもアラビア語文法では、名詞文（名詞類すなわち主題で始まる文）と動詞文（動詞で始まる文）が明確に区別される。名詞文は主題と補語からなる構造、動詞文は動詞と動作主からなる構造で、「主語」という概念の入り込む余地はなかった。のちに、ギリシャの論理学の強い影響から、*mawḍūʿ*（主語）と *maḥmūl*（述語）という用語が時折用いられてはいたが、アラビア語本来の文法には馴染まなかった。

Sībawayhi は、*al-musnad* が文の最初の位置に来る要素、*al-musnad ʿilay-hi* が文の2番目に来る要素とした。よって、名詞文では *al-musnad* が名詞文の主題、*al-musnad ʿilay-hi* が補語となるのに対し、動詞文では *al-musnad* が動詞、*al-musnad ʿilay-hi* が動作主となる。両者は語順によって決まり、「主語」「述語」とは異なる概念だった。

al-Mubarrad も同様の考えだが、その考察は名詞文にほぼ限定される。とは言え、彼の分析は、名詞文における「旧情報」と「新情報」、あるいは「主題」と「焦点」に相当するものだった。

また彼は、*ʿabdu llāhi qāma*（アブドゥッラーが立った）という名詞文で、*ʿabdu llāhi* は動詞 *qāma* の作用で主格とされているという主張に対して反論しているが、これは、文法家たちも、*al-fāʿil*（動作主）と *al-mubtadaʿ*（名詞文の主題）の何らかの共通性を感じ取っていたことを逆に暗示するものではないだろうか。

al-Sīrāfi は、Sībawayhi の *al-Kitāb* の解説だが、Sībawayhi と異なり、最良の定義として、*al-musnad ʿilay-hi* は名詞（名詞文等の主語）と動作主、*al-musnad* は知らせ（名詞文等の補語）と動詞としている。これが「第1の面」で、ほかに3つの面があるとする。

第2の面は「そこに省略がある。これは、*al-musnad ʿilā al-šayʿ*（モノに寄りかからせられたもの）と *al-musnad ḡālīka al-šayʿ ʿilay-hi*（そのモノがそれに対して寄りかからせられたもの）の章である」これは、*musnad* の語の解釈をめぐる変化のあったことを示すものだ。

第3の面は「*al-musnad* はいつも語順で2番目のもの、*al-musnad ʿilay-hi* は1番目のもの」

第4の面は「*al-musnad* はいつも1番目のもの、*al-musnad ʿilay-hi* はいつも2番目のもの」これは、Sībawayhi や *al-Mubarrad* の見解と一致する。こうした初期の *al-musnad* と *al-musnad ʿilay-hi* の定義は、単に語順で決められただけでなく、アラビア語の情報構造に切り込む議論になった可能性を持っていた。

しかし、その後は、名詞文の主題等を主格にする作用語は何かという議論（上述の *al-Mubarrad* の議論等）や語順の問題が取り上げられ（*al-ʿAnbārī* は、クーファ派は補語が名詞文の主題に先んじる語順を容認しないが、バスラ派は容認すること等を述べるが、語順による意味合いの変化には一切言及しない）、情報構造に関する議論は中途半端に終わってしまったのだった。

3. 自他動詞と形容詞から考えるペルシア語受身の存在の必然性

五十嵐 小優粒

これまでペルシア語の受身文については、その存在を認めることに對して肯定的か否定的かという議論や、研究者が各自、受身文だと主張する構文を論考の対象として挙げ、その構造や意味的特徴の分析が行われてきた。だが、ペルシア語における受身文は、受身形のみに着目するのではなく、それを構成する他動詞や対応する自動詞も横並びに観察することにより、その存在の有無を疑うべくもなく、ペルシア語の体系の中に必然的に、あるべくして存在する構文であることが分かる。本研究では、このことを主張すべく、黒柳（1996）と Dabīr-Moqaddam（1982）より、ペルシア語の自動詞・他動詞と、それから派生したと思しき形容詞を抽出し、受身形になる動詞とならない動詞の差異を分析した。

動詞は、自動詞と他動詞のペアの有無から有対か無対かの2種類に分かれる。ペルシア語は、有対動詞の場合、その多くが自他同形である。この自他同形の有対他動詞が受身形になる場合は、自動詞文の自発と受身の意味を棲み分けるために受身形が必要であり、無対他動詞では、その欠損している自動詞の役割を受身形が担うと考えられる。ペルシア語の受身形は、それを使用することで同じ動詞の意味に幅を持たせ、表現の範囲を拡大するという役割を担っており、確かにその存在意義があることを提示する。

形容詞	受身形	自動詞	他動詞
ālūde	ālūde šodan	ālūdan (汚れる)	ālūdan (汚す)
×	košte šodan	×	koštan (殺す)
oftāde	×	oftādan (落ちる)	×
×	×	×	būīdan (嗅ぐ)

まず自他同形の ālūdan (汚れる／汚す) について、その事象が人為的になされた場合は受身形が用いられ、形容詞が用いられる場合は、その原因よりもその状態に重点が置かれる。無対他動詞の koštan (殺す) の場合、「何者かによって死に追いやられる」という事象を表わす際、受身形を用いることになる。

(1) mohammad tavvasot-e hamīd košte šod. (モハンマドはハミードに殺された)

「死」という事象を表わすだけなら mordan (死ぬ) という自動詞を用いるだけで事足りる。しかし、その事象が人為的・作作的に引き起こされたものである場合、(1) のような受身文は先行研究で言われているように単なる婉曲的な表現ということにとどまらず、バルシア語の中で確かに存在意義を有している。

また、「落ちる」という意味の無対自動詞である oftādan は、自動詞であるため受身形にはならないものの、同形の形容詞があり、人為的な行為の結果も自然現象の結果残存もこれで表象する。さらに、būīdan (嗅ぐ) のような結果が継続しない一回性の動作を表わす他動詞は、受身形にもなりにくく、形容詞も存在しないものが多いことも分かった。

4. 最古のクルド語文法書『ガルゾーニ文法』の研究

村上 武則

1787年にローマで出版された『ガルゾーニ文法』の本文は一部の献辞などのラテン語部分を除いて18世紀のイタリア語で書かれており、綴りに僅かな違いはあれども現代イタリア語の知識で十分に読むことが出来る。まず表記について、本文中に例として挙げられているクルド語はアラビア文字を独自方式でラテン文字に転写したもので、冒頭のアラビア文字の表の中には上3点付きのカーフ (k) が使われておりその転写にも上3点付きの k が用いられているが、このように子音字に2つあるいは3つの上点記号の付いた文字の音価の推定に関して問題があり、例えば x の上2点付き文字は「我々の X または Z のように発音される」としか書いていない。また子音を連続して組み合わせたものが実際にどのような音声実現を意図して書かれたものであったのかについても不明な点が多く残る。クルド語の弱母音 i は i, e, コンマ (つまり音節の区切れがあると認識していた)、あるいは単に無表記であり、そして周辺言語にあまり見られない音価を持つ e の母音は a, ae, e など様々な揺れをもって表記されている。例えば現代語の gelek は本書の表記では ghelak であるが、ストレスを有する後ろの音節の方が母音の開口の度合いが大きいと認識されている点は興味深い。さらに巻末の訂正表では duh / du などに見られる語末の h の有無といった現在でもバリエーションとして広く確認されるもののわざわざ一方を正しい形と決めつけて訂正して載せていることから、おそらくこの本を書く際に複数のクルド語インフォーマントに相談し、彼らの間で意見が割れていたことが窺える。これは発表者が現代のクルド語を調査する際にも頻繁に遭遇するような事態である。

次に文法について、最も目を引く点はエザーフェを名詞に後続する要素あるいは付属語として認識しておらず、名詞の前に現れる「冠詞」(articolo) として処理していることである。これはアルバニア語において実際にはエザーフェとはほぼ同じものである属格標識 i / e を冠詞とするイタリア式の文法記述スタイルと共通している。またクルド語には当時でも動詞の不定形が存在して使われていたはずであるにもかかわらず動詞の1人称単数形に由来すると思われる -m を伴った形をイタリア語の動詞不定形に対応させている点についてもアルバニア語やその他のバルカン諸語、またはギリシア・ラテン語と同じ方式である。名詞の斜格形にあたるものは与格と奪格の冠詞 a なるものが変形して後ろに置かれたという扱いになっており、これは発表者の推測では前置詞の le を主格・対格

の冠詞のl(おそらくアラビア語との混同)と与格・奪格の冠詞aが合体した形であると無理に解釈してその分離した要素を斜格の元であると想定していたようである。本書ではあくまでも名詞の性は存在しないという立場を取っているが、その一方でエザーフェ(本書では冠詞)は各語の語末音の種類によってどの形が現れるか一般的な規則があるとしている。ベディルハーン兄弟による整備を経た現在のクルド語と比べると単なる不完全な記述に見えなくもないが、これは実際に近代期以前のクルド語の書き言葉を反映したもので、同じ作品中の同じ語形の名詞に対するエザーフェの形が違うこともごく当たり前であった以上、エザーフェの出現形態は傾向としてしか述べることは出来ない。能格構文については動作主名詞が人称代名詞の場合にはそれが斜格形になることを明確に観察している。未来形についてはde-を使った現在形で代用しており、現代語で使われるエザーフェとよく似た形で動作主名詞に後続する未来形小辞の過去の姿を本書から知ることは出来ない。また、過去完了形またはそれをを用いた仮定文においてアラビア語のkaanaに由来する(とされる)kanが使われていることも注目に値する。巻末語彙集にクルド語として挙げられている訳語にも現在では使われないようなアラビア語そのままの語が多いことに目が留まるが、これは資料の性格からしても当時のクルド語の話し言葉のスタイルを反映しているものと考えて良いと思われる。

『ガルゾーニ文法』は文法観の変遷や似た現象を持つ言語間での文法記述スタイルの対照研究という点からも、また言語調査の考古学という観点からも尽きせぬ興味を掻き立ててくれる貴重な資料である。今後はベディルハーン兄弟による正書法と文法の整備以前の近代期のいつ、どの段階でガルゾーニ文法で取られていた方式が破棄・代替されはじめたのかについて、同時代の周辺地域の言語記述と比較対照することによってクルド語文法史を明らかにしていくことが求められるであろう。

5. ハランのサービア教について：『目録の書』と『古代諸民族年代記』を中心に

江原 聡子

メソポタミア北限、北シリアの都市ハランHarrānは、紀元前3千年紀から紀元13世紀にモンゴルのフラグに滅ぼされるまで3千年以上に亘る歴史を持つ。ハランは古代メソポタミア文明期の前18世紀から前6世紀にかけて、月神シンSînの宗教センターとして有名であった。『旧約聖書』では、アブラハムが滞在し、初めて神の声を聞いた地とされる。イスラーム期の9-13世紀においては、ハランは「サービア教徒の都市」madīna al-Ṣābiyaとして知られていた。

イスラーム期のハランのサービア教についての最も代表的な一次資料に、10世紀のバグダードの書誌学者イブン・アン＝ナディーム'Ibn al-Nadīm (998没)の『目録の書』*Kitāb al-Fihrist* (987/8)と11世紀のペルシア人科学者ビールーニーal-Bīrūnī (973-1048)の『古代諸民族年代記』*al-Āthār al-Bāqīya 'an al-Qurūn al-Khālīya* (1000頃)がある。両資料に記されているイスラーム期のハランの祭儀や神々を調査するうち、その神々の名や素性に、古代メソポタミア文明期に遡るものがあることに気づいた。祭儀の内容についても、ペルシアやギリシアの影響もあるが、シュメルの時代に起源を持つと思われるものも見つかった。とりわけビールーニーは「ハランは月に属する」Harrān fa-'inna-hā mansūba 'ilā al-qamar (第8章)と述べており、ウマイヤ朝期(661-750)の人物と思われるハラン人預言者バーバーBābāは、ハランのことをシリア語で「シンの都市」mditteh d-Sînと呼んでいる。イスラーム期のハランでは、主神の月神シンと古代メソポタミアの神々の祭儀が、サービア教の名の下に残存していた。本発表においては、イスラーム期のハランにおいて、古代メソポタミア文明期の祭儀や神々がイスラーム世界に残っていた様相を検証する。

問題の所在と方法論については、以下の通りである。

- ・ エデッサやニシピスというシリア正教の二大中心地に近く、イスラームの征服を受け入れながら、ハランはなぜ唯一神教に改宗せず、「サービア教徒の都市」であり続けたのか？
- ・ イスラーム学者(G. Strohmeyer)やアッシリア学者(S. W. Holloway)は、ハランにおいて月神信仰がイスラーム期まで継続した、あるいは3千年に亘りハランが月神の所有であった(T. M. Green)と述べるが、本当

にイスラームの時代にハランの月神の信仰は続いていたのか？（これまで、この問題についての具体的考証はなされていない）

- ・ イブン・アン＝ナディームの『目録の書』やビールニーの『古代諸民族年代記』の記事に記されているハランの神々を分析し、イスラーム期のハラン宗教の様相を解明する。

シリアの地理学者ディマシュキー al-Dimashqī (1256–1327) は、『陸と海の不思議』 *Nukhba al-Dahr fi 'Ajā'ib al-Barr wa al-Bahr* において、次のように述べている。

「ハランには月のための家があり、それはその（＝ハラン）の砦であり、al-Mudarraḡと呼ばれ、タタル人の侵入まで存続した」

「ハランはサービア教徒の都市であり、彼らの下には al-mudawwar の跡があり、それは砦であり、月のための神殿であった。（中略）サービア教徒は（ほかに）これに等しい神殿を持たなかった」

バル・ヘブライオス Bar Hebraios (1226–1286) によれば、カリフ・アル＝マアムーン al-Ma'mūn（在位813–833）が任命したハラン総督は寛大にも、ハランの異教徒に彼らの密儀を行うことを許した。彼らは大胆にも、牡牛に豪華な衣装を着せ、花輪の王冠を被せ、角に小さな鈴を懸け、市場を歩き回り、歌を歌い、笛を吹いた。その後、彼らは牡牛を自分たちの神々への生贄とした。

前6世紀のバビロニア王ナボニドスのハラン碑文の内容と初期キリスト教時代、イスラーム期のパンテオンを比較すると、イスラーム期のハランにおいて、月神シンを頂点に戴く古代メソポタミア文明期以来のセム系パンテオンが継続していたようである。ディマシュキーの記述によれば、ハランの月神殿の一つはほかに類を見ない構造を有しており、また一つはモンゴル侵略まで存続していた。これはモンゴルに滅ぼされる最期の時まで、ハランにおいて月神が最も重んじられ、その崇拜が存続していた可能性を示している。おそらくシンへの信仰とイスラーム勢力の寛大さのために、ハランは唯一神教に改宗せず、「サービア教徒の都市」であり続けたものと思われる。

6. 初期の十二イマーム派における輪廻思想：人間から動物への変態（maskh）と靈魂の永遠性 平野 貴大

発表者は別稿（『イスラーム世界』90, 2019, 1–27）において、十二イマーム派（以下、イマーム派）のハディース集における輪廻思想（tanāsukh）を1つの主題として取り上げた。輪廻思想は極端派の指標となる教義と考えられているが、拙論では、預言者とイマームの中における聖靈（rūḥ al-quḍḥ）の移動というある種の輪廻思想がイマーム派伝承集の中に見られることを指摘した。その後、初期のイマーム派文献のさらなる読み込みを進めた結果、イスラーム思想史の中で輪廻思想に分類されてきた「人間から動物への変態（maskh）」、および、「靈魂の永遠（先在）性」という教説を初期のイマーム派文献の中に見出すことができた。本発表では、10世紀末までのイマーム派の伝承主義的テキストの分析を通じて、「人間から動物への変態」と「靈魂の永遠（先在）性」の教説が、極端派に由来する輪廻思想であるのかどうかを検討した。

本発表で扱った maskh とは、人間から動物への変態を指す用語である。maskh には、（1）人間から動物に生きたまま変態すること、（2）人間が一度死に動物として生まれ変わること、の2つの意味合いがあるだろう。前者の maskh はクルアーン36章67節に立脚したイスラーム諸宗派が奉じる教説であり、後者の maskh が極端派的な輪廻論として位置づけられる。

イマーム派の伝承集の中には maskh という用語が少なからず見られるが、そのほとんどは生きたまま動物に変態するというクルアーン的意味に基づいている。そして、イマーム派伝承中の maskh のモチーフのほとんどは、過去の共同体が神に対する何らかの罪を犯したためにその懲罰として人間から動物に変態させられたというものである（al-Barqī, *al-Maḥāsīn*, Tehran: al-Majma' al-Ālamī li-Ahl al-Bayt, 2011, vol.2, 25, 63, 265; al-Kulaynī *al-Kāfī*, Beirut: Manshūrāt al-Fajr, 2007, vol.1, 217）。以上より、一般的にイマーム派における maskh に関する伝承は、極端派の輪廻論ではなくクルアーン的用例に即して解釈されるべきであると言える。

しかしながら、人間からワザグ(wazagh, 毒を持つトカゲ)への変態に関する伝承には注意が必要である。イマーム派で最も権威のある伝承集であるクライニー (d. 941) の著作は1万5千以上の伝承を含むが、発表者の調べた限りその中の1つの伝承だけがウマイヤ家の人物の死後のワザグへの輪廻を示唆しているからである (al-Kulaynī 2007, vol.8, 126)。この伝承の解釈については幾つか可能性が考えられるが、初期イマーム派文献には他派的伝承が混入する例は少なからずあり (拙稿, 『宗教研究』 388, 2017, 97-120)。また、この1つの伝承を除けばクライニーや彼と同時代のイマーム派学者たちの文献の中に死後の輪廻の思想は見出されないため、この伝承は極端派の思想が混じり込んでいる例外的なものであると考えられる。

本発表では、輪廻論のもう1つの類型として、靈魂の永遠性の教説を扱った。本発表題目にある靈魂の「永遠性」については、むしろ「先在性」という言葉の方がその意味が明白であったかもしれない。本発表で扱った思想は、人間の靈魂の始まりが現世よりも前の世界に帰されるというものである。初期のイマーム派では、現世以前の世界である「影的世界 (‘ālam al-azīlla)」で人間の靈魂が創造され、現世において靈魂と肉体が結合すると考えられていた。

11世紀以降のイマーム派の合理主義的潮流の創設者ムフィード (d. 1022) は、この教説を輪廻論者の主張と見なし (al-Mufīd *Taṣhīh*, Qom: al-Mu’tamar al-‘Ālamī li-Alfiya al-Shaykh al-Mufīd, 1993-4, 87)、彼以降は「影的世界」の教説がイマーム派から排除された。ムフィードは影的世界の教説を輪廻論者すなわち極端派の思想と見したが、筆者が調べた限りでは、10世紀までのイマーム派学者の多くの文献のこの教説が見られる。そのため、影的世界の信仰は10世紀末まではイマーム派学者たちの間では「極端派」の思想とは考えられていなかったと言えよう。

以上の分析を通じて得られる本発表の結論は次の通りである。10世紀末までのイマーム派の伝承主義のテキストの中に見られる maskh についての伝承のほとんどはクルアーン的解釈によって説明されるべきものであり、同派の maskh 論と極端派の思想との間の明確な関連性は見出されない。ウマイヤ家のワザグへの輪廻に関するクライニーの伝承は確かに極端派の輪廻論を示し得るが、この伝承は極端派伝承の混入の例外的なものとして考えるべきだろう。

影的世界の信仰は一般的に極端派の指標となる教義に数えられることはなく、10世紀末までの多くのイマーム派学者たちがそれを信奉してきた。そのため、この教説を持ってイマーム派を「極端派的」と言った場合の意味は、11世紀以降の同派から見て「正統ではない」という意味であることがわかった。

7. 「陶酔」系スーフィーとその倫理性：シャムセ・タブリーズを中心に

井上 貴恵

本発表は、ジャラルルディーン・ルーミー (Jalāl al-Dīn Rūmī, d. 1273) のメンターとして彼に多大な影響を与えたとされるシャムセ・タブリーズ (Shams al-Dīn Muḥammad Tabrīzī, d. 1247) の思想について検討を行った。

シャムスは、「例え10万のシャムスのような者がいようとも、モウラーナー (・ルーミー) の偉大なる太陽の前ではちり (dharra) 以上の何物でもない」 (Aflākī 1980, vol.2, 645) と述べ、ルーミーに比した際の自身の地位については謙遜している様子が散見され、また「私はあなた (ルーミー) のシャイフにはならない」との条件を提示し、互いに反目 (nafāq) する必要のない友 (dūst) として付き合うことにしたと述べ (Shams 2018, 150)、2人の関係を明白な師弟関係とは考えていなかったようである。一方でルーミーの著作に見られるシャイフに関する記述からは、ルーミーが明らかに自身の精神的師であったシャムスを、「シャイフ」の理想形としており (Schimmel 1992, 130)、また実際にルーミーはシャムスからサマーなどの手ほどきを受けている。ルーミーのシャムスに対する態度は『シャムセ・タブリーズ詩集 (Diwān-i Shams-i Tabrīz)』等、明らかに熱狂的な愛情に拠るところであろうが、シャムスのルーミーに対する接し方は、むしろ神の友である聖者同士の友情に基づくと考えられる点が多い。

本発表ではシャムスの教義の中でも重要と思われる、1) 神に関する直接的な知識の重視、2) 「言葉」を通し

た教導、3)「酔い」に対する「醒めた」状態の優越、の3点について特に指摘を行った。シャムスは、サマーなどの実践を通した神的経験の重要性をルーミーに説き、書かれた知識に依存するという悪習を断ち切った。そして神的経験の一環として、神からの直接の「言葉」を通し、神秘をルーミーに伝えたのである。とは言えシャムスは過度に神の只中に没入してしまう酔いの状態に関しては注意を払っていた。むしろ酔いの後の醒めの状態を重視していたのであり、単に陶酔的な状態に留まることには否定的であった。おそらく3つ目の教導の過程に関しては、完遂しないままシャムスはルーミーのもとから去ったものと思われる。

こうした教えを通しシャムスが願ったのは、ルーミー自身の聖者性を気付かせ、正しく教え導くことによって可能となる、聖者同士の深い交流であったように思われる。すべての預言者と聖者とは互いに会って、その顔を見るのを切望しているのであり (Shams 2018, 139)、正に世界の存在というのは、神に真摯に向き合う2人の友の邂逅のためにあるとシャムスは言及している (Shams 2018, 196)。スーフィー同士の交流 (suhba) や修行の実践を重視したシャムスの姿勢からは、スーフィー教団における古典的な礼儀作法への志向が窺われる。この志向が後に、シャムスの弟子であり、ルーミーの実子としてメヴレヴィー教団の運営にあたりその手腕を発揮したスルタン・ワラド (Sulṭān Walad, d. 1312) に継承された可能性もあるだろう。

謎の放浪者シャムスとの出会いによって、稀代の「醒めた」大学者であったルーミーは陶酔的なスーフィーへと変化した、という一連のドラマティックな出来事に基づき、現在もシャムスに対しては「熱狂的」あるいは「愛」の教義の強調等、ルーミーの志向の変化とシャムス自身の思想とを単純に関連させた評価が時に見られる。確かにシャムスとの出会いによりルーミーは陶酔の中に留まったが、シャムス自身はむしろ、一貫した倫理性のもと行動していた点についても留意すべきであろう。今後の更なる研究においてはこのような観点からルーミーとシャムスの影響関係について明らかにしていきたい。

参考文献

- Aflākī, Shams al-Dīn Aḥmad. 1980: *Manāqib al-Ārifīn*, 2 vols, Ankara: Türk Tarih Kurumu Basımevi.
Schimmel, Annemarie. 1992: *Rumi's world: the life and works of the greatest sufi poet*. Boston: Shambhala.
Shams al-Dīn Muḥammad Tabrīzī. 2018: *Maqālāt-i Shams*, Tihārān: Nashr-i Markaz.

8. イブン・シーナーでつながる脳と経験と文法学

法貴 遊

イブン・シーナー (Ibn Sīnā, d. 1037) の哲学にカラームの学 (‘ilm kalām) の影響が見られることは指摘されてきたが、命題の分析方法や学術言語の使用方法における類似については研究が少ない。この発表は、古典アラビア語文法学における派生名 (ism mushtaq) と、これに依拠したバスラのムウタズィラ学派における属性に注目し、これらがイブン・シーナーの経験 (tajriba) に基づく三段論法の構成において重要な役割を担ったことを明らかにする。

古典アラビア語文法理論はシーバワイフ (Sībawayh, d. 796) の『書 (al-Kitāb)』の時点で既に明瞭な形を帯びていた。ここで重要なのは「fā’il」という語で模範的に提示される行為者の名 (ism al-fā’il) である。行為者の名に関する文法理論を発展させて、バスラのムウタズィラ学派は属性 = 述語 (ṣifa) の述定を分析することで、どのような「もの (shay’)」が現実存在することが言明の裡に含意されるのかという存在論的主張 (ithbāt) を解明しようとした。ジュッバーイー (Abū ‘Alī al-Jubbā’ī, d. 915) は存在論的主張の違いに応じて属性をいくつかの種類に分類したが、今回注目するのは「〔何らかの〕ものによる属性 (ṣifa ma’nawīyya)」である。これは、主語が指示するもの (dhāt) とは別のもの (ma’nā = 偶有 araḍ) が現実存在することを含意する属性である。例えば Zayd ‘ālim (ザイドは知るものである) は Zayd lahu ‘ilm (ザイド、彼には知がある) と変換され、後者の文は ‘ilm というマスダル (maṣdar 派生名の原形) で外延指示される「もの = 偶有」としての知が、ザイドの中にあることを主張する。

この分析はイブン・シーナーの論理学に甚大な影響を与えた。彼によると派生名は(1) ma'nā (指定可能なもの、または概念)(2) 主語(3) 両者の関係を含意する。例えば māshin (歩くもの) という派生名は lahu mashy (彼に歩きがある) と変換され、歩きという ma'nā と、hu が指示する主語と、li が指示する両者の関係を含意する。

以上のことを踏まえて経験についての議論を考察したい。経験とは以下のようなプロセスである。同一の条件下で同一の事象、例えば「スカモニアは黄胆汁を下す」が繰り返されると、脳の内部感覚である記憶力 (dhikr) の裡でこの事象が蓄積される。すると「記憶力と連動する推論」によって、繰り返された事象は偶然生じたのではなく、何らかの原因によって生じたと判断される。さらに、スカモニアには意志がないから、この原因はスカモニアに内在する種の自然本性 (ṭabī'a) に由来する能力 (quwwa) であると推論される。

このプロセスで重要な役割を担う記憶力は、同じく脳の内部感覚である想定力 (wahm) が感覚対象から取り出した ma'nā を保持する能力である。ma'nā は、五感によって感覚されずに、想定力によって感覚対象から把握される。さらに ma'nā の把握によって、感覚対象について肯定ないし否定の判断を下すことが可能になる。だが、想定力による判断は言語的／理知的ではないし方でなされるという。

ところが、想定力は言語的な構造を持っているように読めてしまう。イブン・シーナーは記憶力の裡で蓄積される事象を「スカモニアは黄胆汁を下す (al-suqammūniyā mushil li-l-ṣafrā')」と「スカモニアに瀉下作用がある (al-ishāl li-l-suqammūniyā)」という言葉で表現した。派生名 mushil は lahu ishāl と分析されるから、前者の文を分解すると後者になる。さらにこの事象が記憶力で繰り返されたのだから、想定力による ma'nā の把握も繰り返されたはずである。その ma'nā はスカモニアの裡にある ishāl であろう。重要な点は、スカモニアと瀉下作用が前置詞 li で繋がれ、主語の側に判断の根拠である ma'nā が帰属するという関係が明示されたことだ。ジュッバーイーと同様の述語分析を想定力が行っていることになってしまう。

想定力の把握が言語的ではないならば、派生名の論理構造は、想定力が ma'nā を把握する自然学的プロセスに内在していることになる。想定力による把握とアラビア語化された論理学による分析は、互いに一致して展開することが要請される。イブン・シーナーにとって、言語と外界の対象 (スカモニア、ma'nā) と思考のプロセスは同じ構造を持っているのだ。脳と経験に関する彼の説は、自然学とアラビア語論理学のホーリスティックな理解に支えられている。

さて、ある薬品が身体に作用を与えたとき、作用の原因を専らその薬品に帰属させることは、イブン・シーナーが述べたほどには自明ではない。むしろ薬品の作用は人間の身体との相互作用の中で比定されるべきものだ。彼は論理的・自然学的に一貫した体系を構築したが、医学という個別部門の技術的な問題に対処できなかった。イブン・ルシュドの批判はこのことに向けられている。

9. イスラームにおける医学の定義の伝統：『医学典範』後の展開

矢口 直英

イスラーム世界の医学の歴史においてイブン・シーナー (1037年没) の『医学典範』は極めて重要な位置を占めており、数多の注釈書や要約書の対象となった。『医学典範』の冒頭では医学の定義が扱われており、諸注釈書がイブン・シーナーによる医学の定義に関して相互批判を展開してきたことは既に明らかにした (矢口「『医学典範』注釈における医学研究」『オリエント』62/1, 2019)。医学の定義は『医学典範』以外の医学書においても重要な主題であり、多くの医学書がその冒頭で医学の定義について扱っている。

医学はアリストテレス以来、哲学の学問論や学問分類の中で扱われており、学問や技術の一例として挙がる。イスラーム世界の哲学者たちも学問分類を語る中で医学に言及していることは明らかとなっている。しかし、このような学問論を扱う先行研究が検討してきたのは哲学的文献が中心であり、医学書そのものが重視されることはあまりない。本発表では9世紀から17世紀までを視野に入れ、イスラーム世界で執筆された医学書の伝統を踏まえ、イブン・シーナー以後における医学の定義の変遷と『医学典範』の影響を明らかにする。

ガレノスが『医術』において「健康的なものと病氣的なものと中立的なものの学」と述べた医学は、翻訳者フ

ナイン・ブン・イスハーク（873年没）が述べた「理論」と「実践」の区分を交えて理解された。また医学は伝統的に「医学」（al-ṭibb）あるいは「医術」（ṣināʿat al-ṭibb）として「学」（ilm）と「術」（ṣināʿa）の間に位置づけられて扱われており、イスラーム世界の医学者たちによって様々な定義を与えられた。たとえばイブン・ルシュド（1198年没）は、ファーラービー（951年没）の伝統に沿って、「医術とは、それによって人間の身体の健康を維持し病気を無くすことが探求される、真正な諸原理による行為的術である」と語る。

これらの伝統に対して、イブン・スィーナーは「医学は、現存する健康を維持し失われたそれを取り戻すために、人間の身体の諸状態が、健康になり得てまた健康から外れ得るものという側面で、そこから知られる学である」と言い、明確に医学を学と定める。さらに医学は自然学の派生的学として規定され、医学で扱われる原理の一部については医学者が証明すべきではなく、上位の学で証明されたことに追従すべきとされた。

彼以前の定義の伝統と比べてみるとこの定義には数々の問題があり、イブン・スィーナー自身が予め自己弁護しただけでなく、後の医学者たちの間にさらなる議論を引き起こした。ファフルッディーン・ラーズビー（1210年没）やクトゥブッディーン・シーラーズビー（1311年没）などの『医学典範』注釈者たちはイブン・スィーナーの著作を広く参照してこの定義を解釈し、それを修正あるいは発展させて、これらの問題に取り組んだ。例えばイブン・スィーナーの定義には「可能な限り」という制限がない。

ラーズビーはこの定義に代わって自らの定義を提示し、その中にこの制限を採り入れた。また、シーラーズビーはこの制限は既に暗示されているために追加が不要であると主張した。一方、健康と病気の間の中間状態が反映されていないことに関しては、両者ともにイブン・スィーナーの哲学書を参照し、中間状態の存在を否定してその定義を擁護している。

『医学典範』の直接の伝統外にある医学書を見ると、それらもまた『医学典範』の影響下にあることが分かる。ハーッジー・パーシャ（1413年頃没）は著書の一つ『病の治癒、痛みの薬』においてイブン・スィーナーの定義と極めて近い定義を述べ、中間状態を排除している。さらに時代を下るイブン・サッルーム（1669/70年没）もまた、オスマン語で書かれた『人体の処置に関する究極の証明』の冒頭で同様の定義を語る。この著作は3回ほどアラビア語に翻訳されており、その1つの序文はオスマン語原文と同等の内容である。しかしまた19世紀に作成された別の翻訳には原文にはない内容の序文が付されており、イブン・スィーナーの定義と近似の内容に「可能な限りで健康と健全の維持に取り組まねばならない」という追記がなされている。この翻訳の序文の由来は不明だが、このような遅い時代にも『医学典範』とその伝統の影響があったことが確認できる。

以上のことは、イブン・スィーナー以後の時代にも『医学典範』の内容は注釈者たちによって批判的に解釈されており、さらにその議論が注釈伝統の外にある医学書にまで波及していたことを示している。

10. イブン・アラビーの神秘主義的靈魂論の研究：「魂」（nafs）・「心」（qalb）・「霊」（rūḥ）をめぐって

相樂 悠太

従来のイブン・アラビー（d. 1240）思想研究では後代に顕著な発展がみられた彼の存在論や形而上学が注目されることが多く、前代の思想伝統に連なる一人のスーフィーとして彼をとらえる研究は少なく、彼以前の神秘主義思想の主要論題である靈魂論に関する彼の思想の解明は遅れている。

靈魂論（psychology）の最も基本的な要素である「靈魂」（psyche）の概念を指すうえで用いられるスーフィー用語である「魂」（nafs）や「心」（qalb）、「霊」（rūḥ）などの概念を主題的に論じた記述の分析が、スーフィーの靈魂論に対する基本的な理解を提供することは確実である。しかしながら、この方法はイブン・アラビー研究にまだ十分に適用されておらず、聖者論や人間論など、靈魂の問題に間接的に関わるにすぎない理論が彼の靈魂論として扱われることも少なくない。また、彼の思想に対する既存の研究では、人間靈魂を指す諸々のスーフィー用語を互換可能なものとして一括して扱う傾向がみられ、これらの概念間の相互関係の考察は遅れている。したがって、上記の用語の使い分けがイブン・アラビーの神秘主義的靈魂論の展開に与えた効果はまだまだ十分に

明らかにされていない。

本発表は人間靈魂を指すスーフィー用語の中で最もよく用いられる「魂」・「心」・「靈」という三つの語に注目し、主著『マッカ開扉』においてこれらの概念を主題的に論じたイブン・アラビーの記述を比較検討するとともに、複数の用語を使い分けた彼の靈魂論的記述を分析する。これによって、それぞれの用語を用いて語られた彼の靈魂論の特徴を明確にするとともに、彼の思想における靈魂論的諸概念の関係性を明らかにし、従来の研究よりも精密に彼の靈魂論の構造を分析する。そして上記の作業に基づき、彼の靈魂論の全体的特徴をより多角的に考察することを目指す。

イブン・アラビーの存在論的・形而上学的教説が注目されるさい、彼と後代の思想伝統の連続性が強調される傾向にあったが、靈魂論に関してはそれ以前の神秘主義的思想伝統との連続性が強く見いだされる。彼はしばしばそれ以前のスーフィーの発想を取り入れつつ、それを発展させて自説を提示する。

他方で、彼の靈魂論には彼の思想の存在論的・形而上学的側面と有機的に結びつく局面もみられる。彼は「完全人間」、「顕現」、「新創造」、「慈愛者の息吹」に関する独自の理論を応用することで、それ以前の単純な体験中心的教説が往々にして欠く存在論的な視点を自らの靈魂論に取り入れている。とはいえ、これらの局面において関心の焦点となるのはあくまでも靈魂であり、存在世界の原理や構造を説明することが主眼とされてはいない。むしろ靈魂を軸にして神秘家の内面的状況を反映するものとして存在世界の実相を論じることで、後代に体系化された典型的な「存在一性」論とは異なる存在論的思維が示されている点が注目される。

「魂」・「心」・「靈」のそれぞれに関して、語の原義、聖典における表象やそれをめぐって先行スーフィーが蓄積した議論があり、これらを踏まえたイブン・アラビーの教説を特徴づける大きな要因となっている。それぞれの概念をめぐる彼の議論はしばしば交差すると同時に、各々が固有の性質と方向性を持ち、彼の靈魂論に多面性と奥行きを与える。これら諸概念は互換可能なものとして一元的に処理できるものでは決してない。具体的には、「魂」論には靈魂の悪しき側面をめぐる議論や、人間靈魂の本質を洞察する議論がみられる。「心」は精神的修養と神秘体験の主体として描かれる傾向が強く、神の顕現によって得られる真知をめぐる認識論的文脈とのつながりも深い。「靈」は主として神に由来する高貴な存在として描かれ、神的な次元との人間靈魂の接触面を代表する。

諸概念間の相互関係については、後世に発達した有名な靈魂の階層構造論にみられるような上下関係や優劣関係を示唆する記述も時としてみられるが、これらは必ずしも論理的整合性を有しておらず、ましてイブン・アラビーの靈魂論全体の背景をなす単一の階層構造の発想があるわけではない。下位から順に「魂」、「心」、「靈」、「内奥心」という関係性を想定する一般的な考え方にはある程度通じる部分もあるが、下位や中位の概念が上位との関係性のうちで消極的に位置づけられるだけでなく、それらが代表する靈魂の特殊相が固有の仕方では別個に積極的に価値づけられることが彼の靈魂論の大きな特徴の一つである。

第6部会

1. 12世紀のマグリブ・アンダルスにおけるフトバ

野口 舞子

フトバは、金曜礼拝時をはじめとする宗教的特別行事の際に行われる講話として、イスラームの歴史を通じて行われてきた。本報告では、西方イスラーム世界で覇権を握ったムラービト朝（1060年頃-1147年）からムワッヒド朝（1130-1269年）への移行期に相当する、12世紀に行われたフトバとその担い手であるハティーブに焦点を当て、当該時代のフトバのあり方を検討した。

本報告に関する先行研究としては、ムワッヒド朝期のフトバの特徴と制度化について論じたLinda Jones (2013) による“The Preaching of the Almohads: Loyalty and Resistance across the Strait of Gibraltar” (*Medieval Encounters* vol. 19: Issue 1-2, 71-101) が挙げられる。本報告では、このうちフトバで使用された言語とその担い手であるハティーブに関する議論を検討した。Jonesは、ムワッヒド朝のフトバにおける革新的特徴の一つとして、ベルベル語の使用が強制され、ハティーブもベルベル語に堪能でないと解任されたことを論じている。

たしかに、年代記ではそのような記述が認められるものの、ベルベル語でフトバを行ったハティープの具体的な名やその任免が記されることはごくわずかに過ぎない。他方で、Jonesの研究ではほとんど等閑視されているウラマー伝記集からの量的分析も必要である。ムラービト朝後期からムワッヒド朝前期に相当する12世紀に活動したハティープの分析からは、伝記記述の変化やベルベル語使用の強制、それに関連した任免の記述は殆ど認められない。また、彼らの学問修得状況や彼らが属した社会との関係について、ハティープとして採録された者の多くはアンダルス出身者であったが、その多くがアンダルス域内のみで学問を修得し、その後、出身地域付近で同職に就いた。当時のマグリブ社会では、ベルベル部族地域が相当数認められ、こうした地域出身のウラマーも活躍していたという社会状況を考慮すると、同地域でベルベル語によるフトバが行われたことは理解できる。しかし、多くの住民がアラビア語話者であったであろうイベリア半島において、ベルベル語がどの程度強制されたのか、またどの程度ベルベル語のフトバが浸透したかについては疑問が残る。たとえアンダルスにおいてアンダルス出身者によってベルベル語(あるいはアラビア語とベルベル語の二言語で)でフトバが行われたことがあったにせよ、それは局所的あるいは例外的なことであった考えるのが妥当ではないか。以上から、ムワッヒド朝期のフトバにおける使用言語の問題は、時代や地域をより厳密に区分して再考すべきであろう。

2. ティムール朝歴史編纂事業再考：『ジャアファリーの歴史』を中心に

大塚 修

ティムール朝(1370–1507)3代君主シャー・ルフ(在位1409–47)の治世は、大規模な歴史編纂事業が行われたことで知られ、ハーフィズ・アブルー(1430没)を筆頭に多くの歴史家たちが活躍した時代であった。ティムール朝時代はこの時代を中心として、ベルシア語歴史叙述の発展を考える上での一つの画期とされ、これまでに多くの研究がなされてきた。しかしそれらの関心は、普遍史書(天地創造に始まり著者と同時代に至るまでの人類の歴史)に向けられることはなく、多くの普遍史書はいまだ未校訂で、その内容は学界に知られていない。その中に、後世の歴史叙述に大きな影響を与えた非著名普遍史書がある。『ヤズド史 *Tārīkh-i Yazd*』の著者として知られ、シャー・ルフにも仕えた大歴史家ジャアファル・ブン・ムハンマド・ブン・ハサン・フサイニー Ja'far b. Muḥammad b. Ḥasan al-Ḥusaynī(生没年不詳)の手になる普遍史書である。彼は『ヤズド史』の他に、『大史 *Tārīkh-i Kabīr*』と『中史 *Tārīkh-i Wāsiṭ*』という2種類の普遍史書を著したとされてきた。彼の手になる普遍史書の手稿本は、現在サンクトペテルブルグ(National Library, Ms. PNS201)とコルカタ(The Asiatic Society Library, Ms. PSC8)に残されており、諸説あるものの、大筋において、前者は『大史』の手稿本で、後者は『中史』の手稿本だと考えられてきた。

ところが、実際には、これらの手稿本については碩学バルトリドが学界に紹介して以来、その存在こそ知られてきてはいたものの、そのテキストを学術的に検証した研究は少なく、史料性格すら確定されていない状態が続いている。主に分析対象とされてきたのはサンクトペテルブルグ本で、幾つかの校訂や翻訳が刊行されているものの(V. V. Bartol'd, "Novyi Istochnik po Istorii Timuridov," *Sochineniia*, Vol. 8, Moscow, 1936 (1973), 546–574 (部分校訂); Ī. Afshār, "Chand Faṣl az *Tārīkh-i Kabīr*," *Farhang-i Īrān-zamīn*, 6, 1337kh, 89–158 (部分校訂); A. Zaryab, *Der Bericht über die Nachfolger Timurs aus dem Ta'rīḥ-i kabīr des Ġa'farī ibn Muḥammad al-Ḥusaynī*, Ph.D. thesis to Johannes Gutenberg University Mainz, Mainz, 1960 (ドイツ語部分訳); Ca'ferī b. Muhammed el-Hüseynī, *Tārīh-i Kebīr*, ed. Ī. Aka, Ankara, 2011 (部分影印付トルコ語部分訳); Ja'far b. Muḥammad b. Ḥasan Ḥusaynī, *Tārīkh-i Awlād-i Tīmūr as Tawārīkh-i Mulūk wa Anbiyā'*, ed. 'A. Zaryāb Khu'ī, Qom, 1393kh (部分校訂)), いずれも部分的なものであり、何より、コルカタ本との関係についての十分な考察がなされていない。

そこで本報告では、サンクトペテルブルグ本およびコルカタ本を、文献学的手法を用いて分析することで(特に両手稿本のテキストと後世の普遍史書における引用記事との比較を重点的に行なった)、両者の関係を整理し、ジャアファルによる歴史編纂の実態を明らかにした。その結果、コルカタ本の方は、『中史』の手稿本とはなり得ず、その前段階に編纂された、あえて名づけるのであれば『小史』とも呼ぶべき普遍史書の手稿本であることが明

らかになった。また、これまでにこの普遍史書は、シャー・ルフに献呈された普遍史書だとされてきたが、実はシャー・ルフの息子バーイスングル（1433没）に献呈されたもので、そのテキストもサンクトペテルブルグ本とは大きく異なっていることが明らかとなった。これまではコルカタ本の内容がティムール朝時代の歴史編纂事業や歴史叙述を評価する際に、分析の対象とされることはなかったが、今後この普遍史書の存在も考慮に入れて議論を再構築していく必要があるだろう。

3. 「デヴリーエ」に関する考察：ニヤーズイー・ムスリーの論考を中心に

真殿 琴子

真理たる唯一の神の存在から万物が顕現し、再び神のもとへと回帰する道程を示す「円環」(devir / Ar. dawr)を題材にした作品群は、トルコ共和国の文学研究において「デヴリーエ」(devrîye)と呼ばれる。本発表では、韻文が中心であるデヴリーエ作品群の中でも、17世紀オスマン朝下のスーフィーであるニヤーズイー・ムスリー（1694年没）が散文によって記した『デヴリーエ論考』(*Risâle-i Devrîye*)に着目した。そして、本書で示される「円環」の構造を明らかにした上で、円によって表される「完全人間」の完全性とは何かについて検証した。

「円環」はユヌス・エムレ（1321?年没）を始めとするアナトリアを中心に活動した多くのスーフィーたちによって、主に詩文の題材として親しまれたが、研究史においてはシャタハート同様、スーフィズム思想の中でも特に秘儀的なテーマとして扱われてきた。そのため各研究者による定義も一定ではない。また、アレヴィー・ベクタシーなどの潮流では、輪廻（タナースフ）のような異端的な概念や理論との混合されているという指摘がある。そして、デヴリーエに分類される作品はベクタシー教団出身者の人物によるものが多いと長らく判断されてきた。それについては、最新の研究において異論も提示されているが、いずれの研究においても、そもそもデヴリーエの題材である「円環」とは何かという本質的な議論には実証性が不足している。それは、デヴリーエに関するこれまでの研究のメインフィールドが、「円環」を詩的なモチーフとして扱う文学研究であることに起因する。そのような文学研究では、数多く存在する韻文作品からデヴリーエと識別されるものを選び、羅列することに重点が置かれており、円環の実態はもとより、ある作品をデヴリーエとして分類することの妥当性すら十分に問われていない。そのような状況を加味すると、未だ包括的な整理がなされていない、理論としての「円環」を題材にしたデヴリーエ作品を思想研究の立場から分析することは、デヴリーエ研究において新しい試みであると共に、「円環」の全体像の解明にとっても重要であると考ええる。

そのような観点に基づき、本発表ではムスリーの『デヴリーエ論考』を中心に扱い、その内容を検討した。そこで解説されるのは、絶対的な神の存在が顕現し、発出する存在物の連鎖が完全人間へと至ることで完結する「存在の円」(dâire-i vücûd)である。この円は2つの弧に分けて説明される。第一知性を始点とし、知性、靈魂、天圏がそれぞれ9つ発出し、月下界に至ったのち火・風・水・土からなる四元素が発出するまでの道は「降下の弧」と呼ばれる。土から、無機物、植物、動物、人間が発出し、円の終点である完全人間へ至るまでの道は「上昇の弧」と呼ばれる。本書を通して、「円環」が存在一性論の重要用語である「顕現」の様相を示し、「存在の円」によって視覚化される、あらゆる存在物それぞれの階位を表すものであることが分かった。また、本書は完全人間に関するテキストとしても読むことができる。ムスリーにとって、完全人間の完全性とは「存在の円」で示されるように、1) 万物の精髓であり、それらの頂点であること、2) 本来いたところに戻り、純化されることを意味すると要約できる。

さらに、デヴリーエ作品群における本書の意義を考える上で、ムスリーが完全性に到達できない者たちに関して言及している点は重要である。ムスリーは、存在者は自らに内在する可能性の分だけ上昇できるとした上で、不完全のまま生涯を終える者には悲しみが、完全人間に至る者には永久の幸せが与えられると主張する。韻文中心に広がった「円環」という題材を図付きの散文によって解説しようとした意図は、このような主張に凝縮されていると考える。そのような読み手である自らの弟子を始めとする求道者に向けられた眼差しは、スーフィズムの実践者としての性格が強いムスリーの著作の多くに見受けられるものであり、「円環」について解説された本

書も、単なる理論書以上の意義があるものと評価するべきと考える。デヴリーイエ研究のさらなる進展のためには、デヴリーイエ作品の理論的背景たる「円環」の意味とその広がりについて検証することが今後も重要である。その手法として、羅列されるだけであった韻文作品も含め、各作品を分析対象として個々に取り上げることが必要である。本発表はその足掛かりとなる最初の研究成果と位置づけられるだろう。

4. ハナフィー法学派とシャーフィイー法学派におけるワクフ（寄進財産）の基本概念をめぐって：イスラーム経済学から見た考察 Khashan Ammar

背景：ワクフ（寄進財産）の起源はイスラーム初期にさかのぼり、前近代には社会的公共財の財政的基盤として大きく発展した。20世紀には多くのイスラーム諸国で、ワクフの国有化または制限が生じたが、近年ではイスラーム経済の一環として、ワクフ制度の再活性化が盛んとなっている日本では、歴史的なワクフ研究は蓄積があるものの、法学そのものにおけるワクフの諸規定をめぐる議論はほとんどなく、さらに現代のイスラーム経済におけるワクフ制度の再活性化との関係を論じた研究は皆無に等しい。本発表では、そのような研究上の空白に対して、イスラーム法学と現代のイスラーム経済学の立場から考察をおこなった。

先行研究と方法論：ワクフ制度の研究は、五十嵐（2011）ほか、前近代については大きな蓄積がある。他方、そのような研究の対象になっている地域では、20世紀前半から半ばにワクフの国有化がおこなわれた国も多く、現代ではワクフ制度がほとんどなくなったと思われる。ところが、マレーシアなどでこの10年ほど、ワクフ制度の再活性化が非常に盛んになってきている。私の研究では、そのような再活性化と、伝統的な法学を結びつけ、またイスラーム経済を歴史と現代を相関させる形で理解しようとしている。

その場合に、古典的な法学の言語、表現、専門用語と、現代のそれがあまりに違うことが大きな問題となっている。方法論としては、al-Dūrī (1950) に始まるヌズム論を用いた考察を進めている。「ヌズム」とは、日本語に訳するとおむね制度になるが、英語で言えばsystemとinstitutionの両方の面を持っている。ヌズム論は、ワクフという制度が、その法学的な典拠や見解、またその時々々の社会のコンテキストとどのように結びついてつくられているか、という観点から解析をおこなうものである。

ハナフィー法学派とシャーフィイー法学派によるワクフの本質：ワクフはもとのアラビア語の意味は「停止」であり、私財の所有者がアッラーのために所有権の移転を停止して寄付することであり、そのワクフ財から得る収益を寄付者が特定・指定する目的に沿って用益される。しかし、ワクフ財の所有権を停止する場合に、その所有権が具体的に誰の所属になるかという点で、ハナフィー法学派とシャーフィイー法学派の間には異なる見解がある。今回の発表では、その点を中心に考察を進めた。

クルアーンやハディースの典拠が少ない中で発展したワクフ制度は、ほぼイスラーム法学者のイジュティハード（解釈の営為）に頼るほかなかった。特にハナフィー法学派は歴史的に最初の法学派であり、イジュティハードを強くおこなう傾向が強く見られる。ハナフィー法学の名祖であるアブー・ハニーファ（Abū Ḥanīfa al-Nu‘mān b. Thābit, 699–767年）は、ワクフ制度の恒久的な本質を完全に否定したと伝えられている（Hilāl al-Ra’y 2017, 4）。

それに対して、シャーフィイー法学派では名祖であるシャーフィイー（Muhammad b. ‘Idrīs al-Shāfi‘ī, 767–820年）以降、ワクフ財の提供を独立の寄付契約として取り扱い、その恒久的性質を肯定してきた。この見解によれば、ワクフ財は奴隷の解放（いったんなされた解放は不可逆的）にたとえることができ、ワクフ財の所有権はアッラーに属するものとなり、寄進者はその所有権を完全に失うことになる。アブー・ハニーファの弟子のアブー・ユースフ（Abū Yūsuf Ya‘qūb b. Ibrāhīm, 798年没）やムハンマド・シャイバーニー（Muḥammad b. al-Ḥasan al-Shaybānī, 805年没）は、これに近い立場を取った。

現代イスラーム経済から見た所有権の再区分：現代イスラーム経済論で、所有権そのものについて、革新的な見解を示したのは、M・B・サドル（Muḥammad Bāqir al-Ṣadr, 1980年没）である。従来の国家と個人の所有権

の2分法に対して、彼は私的所有・国有・公有の3分法を提案した（サドル 1993）。これを援用するならば、ワクフ財についても、ハナフィー法学派とシャーフイー法学派の見解を、この3分法に仕分け直して再考すべき余地がある。

さらに、現代のワクフ制度の再活性化においては、ワクフ財の時限的な（年限を限った）提供も可能であるという見解が生じてきている。これは、アブー・ハニーファの見解とつながる主張である。

以上の考察について、さらにズム論の立場から、制度形成のコンテキスト分析をするとワクフ制度をどのように定義づけることができるかという考察を今後進めたい。

参考文献

Abū Zahrah, M. 1974: *Muḥāḍarāt fī al-Waqf*. al-Qāhirah: Dār al-Fikr al-‘Arabī.

Dūrī, ‘Abd-al-‘Azīz al-. 1950: *An- Nuḥūm al-Islāmīya*. Baghdād: Wizārat al-Ma‘ārif al-‘Irāqīyah.

Hilāl al-Ra’y, A. B. M. ‘Abd al-H. 2017: *Kitāb aḥkām al-waqf*. al-Qāhirah: al-Maktabah al-Azharīyah.

五十嵐大介 2011:『中世イスラーム国家の財政と寄進——後期マムルーク朝の研究』刀水書房.

ムハンマド・バーキルッ=サドル 1993:『イスラーム経済論』黒田寿郎（翻訳）、未知谷.

ムハンマド・バーキルッ=サドル 1994:『無利子銀行論』黒田寿郎、岩井聡（翻訳）、未知谷.

5. 18世紀オスマン朝イスタンブルにおける同業組合と宿所

岩田 和馬

近年のオスマン帝国社会史研究では、個別の社会集団を対象とする事例研究が深化している。今後はさらに諸集団が特定の空間を中心として内外に形成した社会経済関係を分析することでオスマン都市社会の構造を明らかにする必要がある。本発表は、18世紀イスタンブルの宿所の経営と管理の形態を、同業組合との関係から分析する。この分析を通して、宿所に宿泊し、同業組合の末端として労働に従事した未熟練労働者たちを取り巻いた社会構造を考察する。

本発表で分析の対象とするのは、単身房 *bekār odaları* やハン *han*、船小屋 *kayikhane* などの宿所である。多くの宿所はワクフ物件であり、一部の宿所は特定の同業組合と密接な関係を有した。本発表では、宿泊者の大半をその成員が占める荷役組合 *hamal taifesi* や船頭組合 *kayıkçı esnafı* が有した社会構造を分析し、これらの同業組合との関係を通して宿所の経営と管理の構造を分析する。そして都市未熟練労働者の居所として一括されて考えられてきた宿所の分類を行う。

宿所は同業組合と同じく、保証人制度と呼ばれる人口把握システムを通して政府によって統制されていた。都市住民は、同業組合や居所などの既存の集団による身元保証を通して身元を把握され、未熟練労働者のように高い流動性を有する人々は一時的であれ荷役組合などに所属することで身元保証を得た。

同業組合は、組合長を頂点とする構造を持ち、親方以上の幹部から構成される中核集団と、親方に抱えられる職人と徒弟からなる従属集団とに分けることができる。中核集団は、組合の運営に関わる決定や政府や他集団とのやりとりを媒介する機能を有した。

荷役組合や船子組合は、通常同業組合よりも大規模な人員を有し、船着場や市場ごとに形成される組を大組合長が統括することで同業組合を形成していた。これらの組は独自の組長と縄張りを有する独立性の高い集団であった。荷役組合は、馬を利用する馬方荷役組合と、人力で物品を運搬する背負子荷役組合に大分できる。背負子荷役組合は内部でさらに背負子を利用する集団と棒を利用する集団に分かれる。これらの同業組合は都市に流入する未熟練労働者を包摂し管理するという機能も有していた。

宿所の中で最も一般的であるハンは、ハン経営者組合 *hancı esnafı* により経営され、宿泊者のほぼ全ては肉体労働者や同業組合の徒弟であった。経営者は、ワクフ物件を賃貸してハンとして営業していたが、経営自体は、ハン経営者から物件を賃貸する別の人物が下請けし、賃料の徴収などの実務はさらに別の人物が孫請けした。一

一般的には、宿泊者の身元保証も宿泊者の代表者などが部屋頭として代行した。一部のハンは宿泊者が全て同じ同業組合の構成員であり、ハン経営者を挟まずその組合の組合長と部屋頭が身元保証した。ハンの経営は下請け層からなる複雑な中間層が存在しており、荷役組合などに管理される場合でも部屋頭などの直接に管理を行った。

本来の船小屋は、船子組合の利用する小舟を保管する物件であるが、一部の船小屋は宿としても機能した。1790年代のパフチェカプでは船子組合の有力者が船小屋を経営していたが、クムカプなどでは宿泊者の職種も多岐にわたり、船子組合とは無関係のハンとして経営されていた。

店舗や倉庫に併設された単身房は、最も同業組合との関わりが深い宿所であり、併設されている店舗や倉庫と宿泊者、そして管理者の関係から大きく分けて以下の5つに類型化できる。①店舗で労働する徒弟や奉公人が単身房に宿泊し、店舗の親方と単身房の管理者が一致する場合、②店舗の職種と単身房に宿泊する人物の職種が異なり、店舗と単身房の管理が別の組合の人物によって行われる場合、③店舗の職種と単身房に宿泊する人物の職種が異なるが、店舗の親方が宿泊者の身元保証を行う場合、④③と同様の形態を持ちながら小規模なハンとして営業する場合、⑤違法に建設され、アウトローや保証人を持たない人々が宿泊する場合。③は多業種の労働者を木炭商人組合などが抱えていたことを示しており、②と本質的には同じである。いずれの場合も部屋頭などを挟まず同業組合の幹部が直接管理するのが単身房の特徴である。

以上の分析から、いずれの宿所も同業組合との関わりを通して、経営者、管理者、宿泊者が重層的に関係しながら経営と管理が行われていたことを指摘できる。流動的な生活形態を有した都市未熟練労働者はこうした宿所と同業組合の有する構造の中に所属することで職と住居のみならず身元保証を得て都市社会に身を置くことができた。

6. 1860年代前半のオスマン帝国における移民町形成と地元社会：テクフルダー県サライ郡で新設されたクリ

ム・タタールの町の事例から

成地 草太

本報告は、オスマン帝国西部のエディルネ州テクフルダー（現テキルダー）県のサライ郡内において1861年にクリミア難民が定住したことで建設された町アズィーズィエ（現ブユク・ヨンジャル村）を分析対象とし、移民町の形成プロセスにおける地元社会のかかわり方と役割を具体的に明らかにすることを目的とした。クリミア戦争（1853-56）終結後から1860年代のオスマン帝国はクリミアと北コーカサスから押し寄せた100万人規模のムスリム難民を受け入れて、帝国各地方へ定住させた。従来の研究では、帝国各地における難民定住に対して地元社会の住民が無償の金銭的・物質的支援を展開していたことは明らかにされてきた。しかし、その支援結果のみが重視され、政府の難民定住政策への地元社会のかかわり方には関心が払われていない点に研究史上の問題点がある。この課題は町村といったミクロな視点に立って検討される必要がある。本研究の対象であるサライは、「第二のクリミア」と呼ばれるように16世紀以来クリム・ハン国王家ギライ家の所領があり、さらにクリミア戦争後も諸戦争で避難したコーカサス・バルカン難民の村々が形成されたことから、クリミア史とオスマン移民史との交差する場であった。アズィーズィエ町形成に関する史料としては、1861-62年のオスマン語官報・新聞の関連記事、それらの記事の根拠となった大統領府オスマン文書館所蔵の大宰相府＝テクフルダー県間で交わされた公文書を用いる。

第一に、サライ郡におけるクリミア難民の定住のはじまりである。1861年5月3日付の中央から県知事宛ての文書によると、クリミアのヤルタ市出身者からなった難民は、サライ町から南へ徒歩「約一時間」（約8 km）の「マニカ」という川周辺にある定住に適した土地を県政府にすすめられ、難民集団の首領が当地を視察したことで定住を受け入れた。移住民の規模は370世帯である。1840年の資産調査台帳からわかるサライ郡総世帯数579の約六割にもおよんだ移住民の存在はサライ郡にとって大きな衝撃であったといえよう。第二に、クリミア難民の定住をうけて、サライ郡内では新しい町がどういった過程を経て建設されたのか。1861-62年の官報・新聞で報じられた三点の記事から明らかなように、難民の家屋とモスクは地元住民によって建設が支援された。そもそも中

中央政府は地方における難民定住のコストを、地元社会が提供する自発的な支援で賄おうとしていた。県政府は一軒525.5クルシユかかる4部屋から成る家屋を75軒建設しようと計画し、政府の意向に沿って資材確保、製材と運搬、大工や役人の給与などをサライ郡内だけでなく県下各郡の住民に要請した。県の提示した計画をうけて、各郡の名士が集い、家屋建設の全費用を請け負う約束をした。モスクの建設については、必要な建設費の一部として大工・労働者の日当と屋根瓦15,000枚とが県下の二人の篤志家によって提供された。とくに屋根瓦を提供したサライ郡在住の者はクリム・ハン国の末裔の一人であり、クリミアの同郷人の救済につとめた一事例として考えることができる。1861年12月付けの公文書では、結果として380軒の家屋と1棟のモスクがマニカ川周辺で建設され、「男性人口300～400人を擁する大きな町」となったとある。この新しい町は、即位したての新君主アブデュルアズィズ（位1861-76）の名前に因んで「アズィズィエ」と命名された。最後に、一連の町建設の過程は国内紙で三度にわたり報じられたが、その意味は何か。記事掲載は中央政府内に設置された難民委員会が主導したが、本事例では県知事自身が大宰相府に向けて記事の掲載・顕彰を求めていることが明らかとなった。地方住民による難民支援の貢献が官報・新聞に掲載・顕彰されることは、政府にとっては他地域での難民支援運動を促す目的があった一方で、県知事と住民にとっては自分たちの事績を帝国中に知らしめることにあった。

以上のアズィズィエ町の事例から、オスマン帝国の難民定住政策が国家側の要請に対して地元社会が協力することで展開されたことが明らかになった。とくに本事例では、家屋建設費のすべてを県下各郡の住民が請け負ったことで新しい町が形成され、政府は官報・新聞でこの事績を公表した。官報・新聞からは、地域や事例ごとの差はあるものの、同様の記事を多く見つけることができる。大きくみると、オスマン帝国の難民到来の危機は各地方社会からの富の提供によって回避された側面も重視するべきであるともいえよう。本報告の分析はサライの郷土史研究の成果にはとどまらず、オスマン帝国の難民定住政策の特徴・性格を示す好例であり、今後は港町や他地域の事例と比較検討する必要がある。

7. 20世紀初頭オスマン帝国における「3月31日事件」への宗教関係者の関与

矢本 彩

オスマン帝国で起きた立憲革命である青年トルコ人革命(1908)に対する反動事件として「3月31日事件」(1909)が発生した。事件の参加者は軍人、政治家、宗教関係者、そしてギリシャ正教徒にまでおよび、従来の研究では事件の原因はその参加者の多様性から次の3点と考えられてきた。①政治問題、②軍部再編問題、③宗教・教育問題である。事件の原因、概要、そして顛末に関する研究はそれなりの蓄積があり、報告者も事件首謀者といわれたデルヴィーシュ・ヴァフデティが事件後に裁かれた裁判記録を解説し、被処罰者全体の人数やその属性別の割合を明らかにした。彼がイスラーム主義に傾倒し、事件もイスラーム主義によるものだとして評価されることもあったが、被処罰者は軍事関係者に偏っていた。本報告の目的は、事件原因の一つである宗教学生（＝マドラサの学生）に対する徴兵免除試験の再開に焦点をあて、事件の宗教的な側面について検証することである。

主な史料は大統領府オスマン文書館所蔵の政府未刊行文書、『法令集*Düstûr*』、そしてヴァフデティが刊行した『火山*Volkan*』紙などである。

発端は1846年に開始された免除特例ありの徴兵制である。1886年に一度改正されるが、マドラサ学生の徴兵免除試験は撤廃されず、最低限の生活が保障される上に兵役を免れられるため、それを理由にマドラサに入った者もいた。さらにアブデュルハミト2世統治下の1892年、宗教学生に対する免除試験の休止と無条件の徴兵免除が決定された。

青年トルコ人革命とともに、徴兵免除試験の再開が議論され、1908年12月にはルーミー暦1325年（＝1909年3月14日）から徴兵対象となる宗教学生の試験再開が決められた。しかし1909年2月頭の時点でイスタンブール地区では誰からも免除試験の受験申請がされておらず、政府は2月末に徴兵制審議委員会を設置した。この審議が完了したのは4月7日であった。徴兵制度の審議が進む3月、『火山』紙は、帝国下院議会から陸軍省へ試験実施の通達と催促が出されたが、詳細が不明確であり、受験申請に値する説明が得られていない。制度上は20

歳の翌年度からが徴兵対象だが、今までの免除特権が今何歳の者まで適応されるのか、宗教関係者が政府による統一見解を求めている、という記事を掲載した。

兵役の問題を含め、宗教学生たちの現状に賛同した『火山』紙が学生らを擁護し、また学生らも記事を執筆・掲載することで両者は結束を強固にした。4月3日に開催された『火山』紙および付属組織「ムスリム統一協会」の発足式典へ、宗教学生協会として、学生らへ参加を促す記事まで掲載した。

このような背景のもと、4月13日未明、軍人を主体として「3月31日事件」が起こされた。事件で掲げられた要求の中に「シャリーアの要求」があったためにイスラーム主義による事件ともいわれたが、事件現場でウラマーや宗教学生が確認されたことと、先述の発足式典で配られた旗を所持する者が多数見られたことも、そのような評価を手助けした。加えて事件の要求内容の詳細を指示したのはウラマーであったとも言われている。

事件はサロニカから派遣された帝国第3軍によって鎮圧され、また事件への関与を理由にアブデュルハミト2世が退位させられた。冒頭でも述べた通り報告者はすでに、事件後に裁かれた被処罰者の多くは軍事関係者であり、宗教関係者は被処罰者625人のうちわずか8.5%の53人であったこと。また53人の罪状としては故郷への手紙で事件の詳細を伝えた者、『火山』紙に共同執筆者として署名した者など、いずれも2～3年の流刑であり、事件の根幹にかかわった者や重罪に問われた者はいなかったことを明らかにしてきた。

以上のことから、まず徴兵免除試験の再開が問題点として挙げられる。実施だけが早々に決定され、その詳細、対象者や開始日などが不明確であったために混乱が生じたことは間違いない。次に不明確な情報に対して、少なくともイスタンブール地区では試験へ誰一人からの申請もなく、突然の通達への不満も明らかであった。政府への反発心という共通点から『火山』紙と密接な関係を築いた宗教学生らは「ムスリム統一協会」発足式典への参加によって、まず事件への関与を疑われた。そして悪意の有無は別として、事件に関する手紙、文章での勧誘や誘導が罰せられた。要するに事件を宗教的なものと性格づけるには根拠に欠けるといえるが、彼らが関与したことで少なからず宗教色が強められたことは避けようがなかったと結論づけられる。

8. 近代エジプトにおけるイスラーム主義とキリスト教宣教団体：反宣教運動の言説に関する一考察

福永 浩一

本発表では、1920年代後半から30年代前半にかけてエジプトで顕在化した、欧米のプロテスタント系宣教団体に対する大規模な反対運動について取り上げた。エジプトでは1882年に英国の占領下に置かれて以降、米国・ヨーロッパに本部を置く多数の宣教団体が進出し、カピチュレーションによる保護の下、学校や病院の建設、出版、宣教活動を行っていた。しかしそれらの活動は、エジプト人の間で植民地支配に対する抵抗とナショナリズムの機運が高まると共に、強い警戒と反発を呼び起こした。

33年6月に起きた大規模な反宣教運動は世俗的なナショナリスト、イスラーム主義者、アズハルのウラマーら多様な参加者を内包していたが、これまで宣教団体の歴史を中心に扱う研究以外では、検討されることが少なかった。本発表では特に、運動の中でイスラーム主義が果たした役割に注目し、イスラーム主義系雑誌al-Fath (1926年創刊)、およびムスリム同胞団の機関紙Jarīdat al-Ikhwān al-Muslimīnの中から、反宣教運動に関連した記事を事例として分析した。そして先行研究の議論を踏まえつつ、上記の運動におけるイスラーム主義者の言説と実践について予備的な考察を試みた。

al-Fathは33年6月の反宣教運動発生時、イスラーム主義系組織であるムスリム青年協会(YMMA)の機関誌の一つとしての役割を担っていた。YMMAは、宣教団体による改宗の脅威からの「イスラームの防衛」を掲げて結成された団体の中心となった。al-Fath誌上の記事では主に、国王と政府に向けた宣教団体の活動制限を求める請願のほか、宣教団体が運営する施設をムスリムが利用することを拒絶する一方、対抗する形でイスラーム系の病院、学校、孤児院を建設し、イスラーム教育を実施する重要性が訴えられた。さらに運動のための募金活動、寄付者の顕彰が行われた。

従来の研究において、運動は7月中旬までに英国当局とエジプト政府に警戒されて対立を生じた結果、集会を禁止され募金など諸活動も衰退したと論じられた。本発表ではal-Faḥの記事を検証し、8月以降も運動が継続しており、集会や寄付、声明の発出が行われた点を指摘した。同時に、表面上は政府批判を避けて軋轢を回避していた可能性に言及した。

また創設初期のムスリム同胞団は反宣教運動に積極的に参加していた。同胞団はal-Faḥ誌上で展開された主張に連動する形で、組織の各支部の付近に存在する宣教団体系の施設に対する反対運動を行い、独自のモスクや学校建設を実践したことを、機関紙Jarīdat al-Ikhwān al-Muslimīnの記事内容より明らかにした。その上で反宣教運動が従来、ナショナリズムの運動として解釈されてきたことから、同胞団などのイスラーム主義組織が、同時代のエジプトのナショナリズムの潮流をどのように解釈し、またナショナリズム運動の文脈でどう位置付けられるか検証する必要性を、今後の課題として述べた。

ポスター発表

1. クフ王第2の船・銅製部品が装着された板状部材の機能同定

柏木 裕之・山田 綾乃

1. はじめに：エジプト、クフ王のピラミッド南脇で進む「第2の船保存・復原プロジェクト」（日本側代表：吉村作治東日本国際大学学長）は、部材の取り上げが9割程度完了し、規模や様式、構造や技法が、隣接する第1の船と類似することが分かってきた。一方で第1の船には備えられていない第2の船独自の部材が発見され、2隻の関係を探る資料として注目される。本発表では、第2の船独自の部材のうち、複数の銅製部品が装着された板状部材を取り上げ、その機能や設置方法を考察した。

2. 板状部材の概要：板状部材は、船材を納めた堅坑（船坑）の南と北の壁沿いに3枚ずつ置かれ、観察の結果、3枚を一行につなぎ合わせた2点の部材に復元された。どちらも長さ約24 m、高さ約45 cm、厚さ約5 cmと見積もられ、板の長辺の一方を斜めに切り落とし、他方は未整形のままであった。前者の傾斜面には「レ」型と浅い矩形の2つの欠き込みが刻まれ、「レ」型の下には小さな貫通孔が穿たれた。2つの欠き込みと貫通孔は、ひとつの組となって約90 cm間隔に配置され、その数はどちらの部材も26組であった。「レ」型の欠き込みは長さ約18 cm、深さ約5 cmで、板金加工された銅で覆われた。一方矩形の方は長さ約9 cm、深さは1 cmにも満たず、金属の装着も認められなかった。

各板の端部と中間には、「コ」型に曲げられた銅製金具が取り付けられていた。長さは両腕部が各約12 cm、中央部約22 cm、幅は5 cm、厚さは3～5 mmで、両先端には孔がけられている。金具の取り付けは、板の短辺方向にけられた2つのスリットに両腕を差し込む仕組みで、板に固定されていない。また金具は約10 cmの間隔をあけた2個一組で配置されていた。

3. 図像資料の分析：「レ」型の欠き込みが並ぶ板状部材は、古王国時代・第5王朝に築かれた高官ティの墓やウセルカフ王、サフラー王のピラミッド複合体のレリーフ装飾の他、アブ・シール南遺跡のmastaba墓（AS68・第6王朝）から出土した模型船でも認められた。

これらの例をみると、「レ」型を備えた板状部材は船縁の直上に設置され、「レ」の縦棒にあたる側を船尾に向けていた。また部材の上に櫓が並べられ、背後に漕ぎ手の姿を描いた例もあった。このため「レ」型の欠き込みは、櫓を受ける「オールクラッチ」と判断された。また欠き込みの下に小さな孔も描かれており、孔から櫓へロープを渡し、櫓の流出を防ぐ役割が指摘されている。

4. 板状部材の機能：図像資料から第2の船の「レ」型欠き込みは、櫓を支持する機能と類推される。銅の板金が装着された理由は、櫓によって板が擦れることへの対応と解釈できよう。また「レ」型の向きと「コ」型金具が板に差し込まれる方向は、3枚一組の中では揃っていたが、もう一方の3枚とは対称の関係にあった。すなわち2点の板状部材は対をなし、右舷と左舷にそれぞれ設置されていたと想定された。

船坑内の部材は、当初の船の姿を意識して納められた可能性が高く、例えば船首側の部材は西側に、船尾側の

部材は東側に集中する傾向を示していた。そのため北壁に寄せられた3枚は右舷に、南壁の3枚は左舷に位置していたと推定される。その場合「レ」型の向きはレリーフの図像と一致することが確認された。

5. 板状部材の設置方法:「レ」型の欠き込みは櫓から船の推進力を受ける場所で、それが並ぶ板状部材は動力を船体に伝えるため、船体と一体化する必要がある。第2の船の船体はダボやロープで互いに連結されており、板状部材の固定も同様の手法が想定された。しかしこの部材にダボ穴やロープ孔はなく、船体側にもこれを取り付けるための特別な加工は認められなかった。

そこで発表者は、板の固定に「コ」型金具が利用された可能性を検討した。「コ」型金具の先端は内側に突き出ており、これに第2の船固有部材のひとつ、全長70 cmほどのブーメラン型の部材が組み合わされたと考えた。屈折した部材の一方を甲板梁に結わせ、他方を2つの「コ」型金具の間に挟み、金具の孔に通したロープで緊結する方法を提示した。これにより板状部材は、船体の外面を延長した場所に取り付けられる。

更に矩形の欠き込みには、類似した欠き込みを持つ長さ50 cm～1 mほどの板材が直交して噛み合い、操櫓手の座面を形成したと考えた。また座面部材の反対側の端には孔があいており、ここに90 cm間隔で孔がつけられた棒状の部材を渡し、ロープで固定する方法を想定した。

本研究により、クフ王第2の船には櫓に関わる部材が備えられていたことが判明した。古代木造船における櫓の装置一式が実物資料として発見された初の事例といってよく、船の図像や模型の解読が進み、技術的な編年が明確になることが期待される。

2. ダハシュール北遺跡シャフト158の出土遺物と利用歴

矢澤 健・吉村 作治・柏木 裕之・山崎 世理愛

2019年に発見されたダハシュール北遺跡158号シャフト墓は、同遺跡の中王国時代後期の墓で最大であり、希少な副葬品が良好な状態で発見された。本発表では、遺構に残る痕跡から推測される墓の利用歴と、出土主要遺物について報告した。

遺構は、深さ10 mのシャフトの底部から南に地下室が設けられ、地下室中央部にも深さ1.9 mのピットが掘削されていた。壁龕は2つあり、それぞれ地下室の東壁と、ピット内の東壁に設けられていた。地下室の東壁と西壁には最上部に間隔を置いて2つの横穴があり、これらはピット上に丸太を架けるための受け口と推測された。また、ピット上部の南北方向にも丸太を架け渡した痕跡が認められた。地下室内部での移動でこうした設備が必要な重量物は石棺以外考え難いが、棺の破片等は発見されなかった。おそらく当初は石棺がピット内部に収められ、再利用を目的として搬出されたと推測される。

シャフト最下部はタフラ（岩盤）の屑が地下室入口の天井の高さまで堆積しており、締まりが強く、意図的に充填されていたと推測される。地下室入口側のタフラは盗掘時に掘削されていたが、石棺の搬出に十分な空間は無かった。また、地下室内のピットはタフラの屑によって埋められていた。上記のように石棺の搬出を想定するならば、ピットの埋め戻し、シャフト下部のタフラの充填は、石棺搬出後に行われたことになる。タフラの意図的な充填は、この墓が再び利用された可能性を示唆している。また壁龕が2つあることは、再利用を裏付ける根拠となる。即ち、石棺を利用した最初の埋葬ではピット内の壁龕が使用され、ピット内へのタフラ充填後はピット内の壁龕が使用できないため、地下室東壁の壁龕が新たに掘削された。後者は前者に比べ掘削が雑であることも、これらが同時に作られたものではないことの傍証になる。

地下室の入口前、シャフト部の床面付近からはファイアンス製、石製、青銅製の小型の遺物群がまとまって出土した。ファイアンス製品は動物や蜂を象った小像や、容器、板状の台、ビーズ類など、石製品は小型の容器などがあつた。青銅製品はナイフ、鎖状の遺物、スタンプ形印章などが発見された。同種の遺物群はエジプト各地で散発的に発見されているが、多くは詳細な出土位置・状況が記録されておらず、その用途については不明な点が多い。本例のように出土状況が明確で、まとまって発見された例は希少であり、遺物群の用途を検討する上で

重要な資料となり得る。

遺物群の大部分は、出土状況から見て地下室開口部を封鎖していた日乾レンガ壁の前に置かれていたと推測され、最初の地下室ピット内の石棺を利用した埋葬に付随していた可能性が高い。石棺の搬出に伴って、地下室開口部前の遺物群は撓乱を受けたと考えられる。また、地下室ピット内に充填されたタフラ堆積中より人骨片が出土したことから、石棺搬出時に内部のものが取り出されたと推測される。さらに、遺物群には穀竿を構成していたファイアンス製品が含まれていた。穀竿は通常棺の中に置かれる副葬品だが、これが混在していた原因は搬出時の作業に由来する可能性も考えられる。遺物群が再利用時に使用された可能性も排除はできないが、その場合はシャフト下部に充填されたタフラによって覆い隠され、より撓乱の少ない状態が保たれていたと予想される。また、王権を示す蜂のヒエログリフを象ったファイアンス製品や、スタンプ形印章の存在から、これらの遺物群は石棺を使用できる高位の人物の埋葬に付随していたと考える方が妥当である。

また、大型丸底壺（ビール壺）の断片の多くがシャフト部床面付近、タフラ堆積の下から出土しており、最初の埋葬に関連するものと推測される。既往の研究を参照すると、頸部の形状はアメンエムハト3世の治世から第13王朝初期に年代づけられ、その他の土器についてもこの年代と矛盾しない構成であった。最初の埋葬はこの時期に行われており、前述の試論に従えば、地下室開口部前出土遺物群も同時期となる。

以上から、シャフト158の最初の埋葬は中王国時代後期と考えられ、石棺が使用されていた可能性が高い。同墓はダハシュール北遺跡では最大の規模を有し、石棺はダハシュール北遺跡の中王国時代の墓ではこれまで発見されておらず、特異な存在と言える。地下室開口部前出土の小型遺物群は地下室が閉鎖された後に置かれていたと考えられることや構成から見て、葬儀で地下室の閉鎖後に行われた儀式で使用された可能性がある。同種の遺物を用いた儀礼行為については不明な点が多く、その実態を示す希少な資料が得られた。

3. ツタンカーメン王墓出土の「第2の国王のチャリオット」の復元について

河合 望・岡田 靖・松島 朝秀・栗本 康司・大山 幹成・大石 岳史・

影澤 政孝・Gilan Mahmoud Gamal・Ahmed Abd Rabou Ibrahim・

Hanan Mostafa Abd El-Aziz・Mohamed Moustafa Mohamed・

Ahmed Tarek Abd El-Aziz・Soraya Muhammed・Hussein Kamal

国際協力機構（JICA）は、エジプト政府の要請を受け、現在エジプトの首都カイロの郊外ギザに建設中の世界最大級の博物館、大エジプト博物館に展示される遺物を共同で修復する技術支援の要請を受け、2016年11月から「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト（GEM-JC）」を開始した。本プロジェクトは、エジプト考古省と共同でカイロ・エジプト博物館に収蔵されているツタンカーメン（トウトアンクアメン）王墓の遺物を始めとする古代エジプトの貴重な遺物を大エジプト博物館に移送し、それに伴う保存修復作業を実施している。

本プロジェクトの一環として発表者は、ツタンカーメン王のチャリオット（二輪馬車）の移送に伴う保存修復のための調査研究を行った。対象とした遺物は、第2の国王のチャリオット（GEM no. 4960; JE61990; Carter No.122）である。このチャリオットについては、他の同類のチャリオットのリード・オブジェクトとして、日本人修復師がエジプト人修復師と共同で作業に従事した。保存修復師、木材専門家、エジプト学者が状態の観察、採寸、X線分析などを行った。

第2の国王のチャリオットに関しては、すでにカナダのエジプト学者エドウィン・ブロックがチャリオットとは無関係なものとみなされていた天蓋（GEM 4539; JE60705; Carter No. 123）が同チャリオットに装着していた可能性が高いとの仮説を提示したが（Brock 2013）、今回の日本・エジプト合同チームの精査の結果、同チャリオットに天蓋が装着されていたことを確証した。本発表は、これまでの調査の成果の概要を報告し、天蓋付きのチャリオットの用途を考察し、さらに今後の展望を示すことを目的とした。

まず、カイロ・エジプト博物館での当該チャリオットの状態観察の際、操舵席のボティ左右の下部4箇所装

着物の痕跡を確認した。観察から、部分的に青銅製（後の材料分析で判明）の帯の痕跡が認められた。また、ボディの両端のフレーム上部には、ブロックの指摘していない革紐の痕跡のある穴を新たに確認した。これらの痕跡について、ブロックが既に指摘しているように、従来移動式の日除けと考えられていた木製の天蓋が装着していた部分であったと考え、カーターの図面を元に復元を想定し、2019年6月の天蓋の移送の際に採寸を実施した。天蓋の前面の2本の柱と後面の2本の柱の間隔が約37 cmであることが判明し、第2の国王のチャリオットのボディの表面の左右の装着物の2つ痕跡の間隔とほぼ一致した。

天蓋の移送後、2019年7月に天蓋の詳細な観察を実施した。ブロックの論文と現地での秋田県立大学の栗本康司教授の指摘により、現在の天蓋の28本の蝶番付きの骨の天地が逆になる可能性が高いと考えられ、傘は途中で折れずに斜め横に真っ直ぐに延びていた可能性が高いと推定された。天蓋の最終復元については、現在研究を継続している。東京大学生産技術研究所の大石岳史研究室によってチャリオットと天蓋の3Dスキャンニングを実施し、ヴァーチャル・リアリティによる復元作業を行っており、今後歪みを補正したチャリオットと天蓋の復元を提示する予定である。

ツタンカーメン王の天蓋付きの第2の国王のチャリオットは、その形態および装飾、銘文などから戦闘を目的にしたものではなく、王権に関する儀式やパレードに使用されたと推測された。

4. エジプト、ダハシュール北遺跡の青色彩文土器

高橋 寿光

青色彩文土器（blue-painted pottery）とは、新王国時代第18王朝中期から第20王朝初期にかけて製作された、青色を基調とする彩文土器である。古代エジプトで一般的な銅を着色材とする青色ではなく、ナイル川西方のオアシス地域（カルガ・オアシス、ダクラ・オアシス）などから輸入されたミョウバンに含まれるコバルトを着色材とする青色を使用している。特殊な青色を用いていることから、王宮に付属する限られた工房で製作された特別な彩文土器と考えられている。

本発表では、青色彩文土器研究の一環として、東日本国際大学／早稲田大学が発掘調査を実施するダハシュール北遺跡から出土した青色彩文土器について概要を報告するとともに、生産地に関する考察を行う。

ダハシュール北遺跡は、カイロ近郊のダハシュールの赤ピラミッドから北北西約2 kmに位置する墓地遺跡である。これまで中王国時代から新王国時代に年代付けられる100基以上の墓が発見されている。新王国時代では、地上に礼拝施設、地下に埋葬施設を持つイバイ墓、バシエドゥ墓などや、堅坑墓、土墳墓などが発見されている。主にイバイ墓周辺の地上部から第18王朝後期アマルナ時代、第18王朝末期ポスト・アマルナ時代および第19王朝に年代付けられる青色彩文土器が発見されている。地上部から発見されていることから、地下埋葬室における副葬品ではなく、地上の礼拝施設において埋葬儀式に使用されたと考えられる。青色彩文土器の中には、再利用を防ぐため儀式後に孔が開けられているものや、内部に焼成痕が残るものもあり、儀式に使用されたという考えを裏付ける。

ダハシュール北遺跡の第18王朝後期アマルナ時代、第18王朝末期ポスト・アマルナ時代、第19王朝の青色彩文土器と、近隣の遺跡（アブ・シール南丘陵遺跡、サッカラ、グラブなど）の同時代の青色彩文土器を比較すると、アマルナ時代までは器形や装飾に類似が見られる。一方、ポスト・アマルナ時代以降になると、次第に器形、装飾の相違が見られるようになる。第19王朝では、その傾向が更に強まっていき、胎土の相違までも見られるようになる。こうしたことから、ポスト・アマルナ時代以降、特に第19王朝では、ダハシュール北遺跡でも独自に青色彩文土器の供給元を持つようになったと考えられる。

これまで発表者は、メンフィス、アマルナ、ルクソールなどの王宮の工房のみで生産されていた青色彩文土器が、ポスト・アマルナ時代以降、グラブ、アビュドス、エレファンティネなど、王宮以外の地方都市の工房でも独自に生産するようになった、生産地が増加した、と指摘したが、今回の考察によって、ダハシュール北遺跡でも同様の結果を得ることができた。また、ダハシュール北遺跡のような比較的中規模の遺跡付近においても、個別

に青色彩文土器生産を行っていたという新たな可能性を導き出すことができた。

5. スーダン国立博物館所蔵鉄製品の形式学的検討

関広 尚世

スーダンの鉄器研究を本格的に行ったのはR. F. タイルコートとP. L. シニーである。彼らの調査で2対の炉が確認され、製鉄技術の復元が試みられた。近年、J. ハンフリス率いるロンドン大学カタル校隊はナバタ期（紀元前9-3世紀前半）に製鉄が行われ、スラグマウンドにはスラグが約45%含まれること等を調査で明らかにした。すでに約90,000点の鉄鏃も出土しているという。ロンドン隊の成果は、60年代の調査でタイルコートとシニーが立てた仮説を近代的・理化学的な手法で検証している点にある。しかし、考古学的な手法による鉄製品そのものの研究はあまり進展していない。スーダン国立博物館には、60年代に行われたヌビア遺跡群救済キャンペーン時に出土した鉄製品などが多数収蔵されていることから、本発表ではこれを対象とする。

下ヌビア地域は、基本的にヌビア遺跡群救済キャンペーンの対象となった地域である。

資料調査の対象となったのは、11遺跡20件であった。下表の通り、資料の大半は腕輪と足輪で、他の装身具には指輪、槍、斧、ナイフ、錐、毛拔、ヘラがある。

分類の結果、足輪には2形式確認できた。①足輪は厚みが1.3 cm前後、②1.5 cm以上で、製作時に当て具のようなものを用いて棒状の鉄を円形に整えた痕跡がある。足輪は端部が閉じる形状であるのが特徴である。腕輪は2対あり、それぞれメロエで見られる①端部が重複する形式、②端部が閉鎖しない形式であった。

メロエ地域には、メロエ遺跡周辺遺跡と、便宜的にハルツーム市内の立会調査で出土した資料も含めた。調査の対象となったのは、同市内と4遺跡38件である。腕輪が中心であるが、足輪、鏃、槍、斧、ナイフ、掘削具、毛拔がある。

分類の結果、腕輪には3形式確認できた。①端部が重複する形式、②端部が閉鎖しない形式、③凸帯を2か所持つ形式である。足輪は、下ヌビア出土例に類似した端部が閉鎖する形式であった。

本発表の対象となったのは、11遺跡、71点である。古代スーダンの鉄文化全体を復元するには資料数が少ないことや、出土遺跡は明らかになっていても、出土状況が不明瞭なものも含まれるのが現状である。しかし、だからと言って学術的な検討が十分にされないままで良いということにはならない。今回、スーダン国立博物館で行った実測調査で、鉄製品には腕輪や足輪のような装飾品だけでなく、斧や鏃のような武器、毛抜きやヘラなどの化粧用具など、様々な種類の鉄製品が存在することが明らかとなった。また、下ヌビア地域では足輪に2形式、メロエ地域では腕輪に3形式があることが認められた。今回の調査対象資料はすべてメロエ期のものであるが、足輪や腕輪に見られる形式差が、同期内の時間差を示すものなのか、地域性を示すものなのかは、今後の課題である。また、同じ鉄製品でも錆化の度合いが異なるものが散見された。収蔵環境に大きな差は考えにくいことから、鉄に含まれる炭素量の差など鉄の種類により可能性がある。本発表の狙いには、博物館資料で検討可能な考古学的な側面を明らかにする以外に、こうした作業が遅滞していた理由とその解決方法を示し、その成果の社会的意義を明らかにする必要があるが、これについては口頭発表で行う。